

災害ボランティア等の 活動環境整備に関する研修会

開 催 録

平成28年3月

消防庁
国民保護・防災部 地域防災室

目次

1 災害ボランティア等の活動環境整備に関する研修会について	
(1) 開催趣旨	3
(2) 議事概要	3
2 災害ボランティア等の活動環境整備に関する研修会	
(1) 主催者挨拶（消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室室長）	4
(2) 講演	
①「大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する意見交換」 提言について	5
②内閣府の最近の防災ボランティアに関する取組について	15
③静岡県における災害ボランティアの対応について	18
④東日本大震災における NPO・NGO の支援活動とボランティアとの連携について	30
⑤ 質疑応答	37
3 ワークシート各自治体回答一覧	
ワークシート各自治体回答一覧	39
4 配付資料	
議事次第・配付資料一覧	58
資料 2－1 「大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する 意見交換」提言について	61
大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する 意見交換 提言	76
資料 2－2 内閣府の最近の防災ボランティアに関する取組について	91
防災ボランティアの「お作法」集	98
地域の「受援力」を高めるために	101
防災とボランティアのつどい	117
資料 2－3 静岡県における災害ボランティアの対応について	119
資料 2－4 東日本大震災における NPO・NGO の支援活動とボランティアとの 連携について	180
神戸市消防局監修 生活あんぜん・あんしん情報誌「雪」記事	194

1 災害ボランティア等の活動環境整備に関する研修会について

(1) 開催趣旨

阪神・淡路大震災後、災害ボランティアの重要性が認識され、災害対策基本法においても、国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動の環境の整備に努めなければならない旨、明記されている。

本研修会は、各都道府県・政令指定都市等の災害ボランティア担当が一同に会し、行政と災害ボランティアの連携に関して各団体の取組状況等を相互に提供し合うことで、地方公共団体における災害ボランティア活動環境の整備を促進することを目的とする。

(2) 議事概要

平成 28 年 2 月 4 日（木）、各都道府県・政令指定都市等の災害ボランティア等担当者等約 50 名が一堂に会し、「災害ボランティア等の活動環境整備に関する研修会」を東京都内で開催した。

研修会では、最初に 4 氏より御講演いただき、続いてグループに分かれて「行政と災害ボランティアの連携における課題」について意見交換を行い、それぞれの自治体の取組状況や課題等を確認した。

講演は、東北大学災害科学国際研究所教授の丸谷浩明氏による『「大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する意見交換」提言について』、続いて、内閣府政策統括官（防災担当）付企画官（普及啓発・連携担当）の児玉克敏氏による「内閣府の最近の防災ボランティアに対する取組について」、続いて、静岡県危機管理部危機情報課主査の村井浩氏による「静岡県における災害ボランティアの対応について」、最後に、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）準備会事務局長の明城徹也氏による「東日本大震災における NPO・NGO の支援活動とボランティアとの連携について」であった。

本開催録は、研修会の議事録、配布資料の他、グループワークの実施に際して各都道府県・政令指定都市等から提出いただいたワークシートの内容（行政と災害ボランティアとの連携における課題）をとりまとめ、収録したものである。

2 災害ボランティア等の活動環境整備に関する研修会

(1) 主催者挨拶

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室長
木村宗敬

消防庁地域防災室長の木村でございます。

本日は、御多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

平素より、消防防災行政の推進に、御理解と御協力をいただきまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

近年、日本各地で、災害が頻発しております。昨年も5月に発生しました、口永良部島の噴火を初め、全国的に火山活動の活発化が見られました。

また、夏には、各地で大雨被害が発生いたしました。特に9月、記憶に新しい方でございますが、関東東北豪雨では、茨城県を中心に、大きな被害が出ました。特に茨城県におきましては、鬼怒川の堤防が決壊する等、災害が頻発した1年でございます。

この関東東北豪雨に際しましては、常総市におきまして、多くの災害ボランティアの方々と、行政、社会福祉協議会等の連携によりまして、例えば土砂の撤去作業だったり、家屋の清掃、避難所での炊き出し等の被災者に寄り添った、きめ細かな、多岐にわたる活動が、展開されました。このような活動は、災害ボランティアの一人一人の御尽力はもちろんでございますけれども、それを取りまとめるボランティア団体や社会福祉協議会等、様々な方の御協力、行政のサポートがあつてこそだと考えております。

今後も、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模な地震の発生も懸念されております。こうした災害の発生に備えて、災害時のボランティア活動を円滑に進めていくためには、平時から、行政とボランティア団体が話し合う場を定期的に設けることが、重要であると考えております。

消防庁としましても、地方公共団体と災害ボランティアとの連携を推進するため、引き続き、今日のような研修会等を通じまして、地方公共団体の取組を支援してまいりたいと考えています。

本日は、限られた時間ではございますが、本研修会が、皆様の今後の業務の一助となることを祈念しまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 講演

①「大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する意見交換」提言について

東北大学災害科学国際研究所教授
丸谷浩明氏

どうも皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。

私は、2年半前までは、国土交通省の職員でありまして、大学の方に移りました。兼務がNPO法人の事業継続推進機構で、BCPというと皆さんお聞きになったことが防災の関係であるかもしれませんが、このBCPの仕事をずっとやっています。大学の方でも、自治体のBCPだとか、企業のBCP等を研究しているのですが、もう1つの研究テーマとして、ずっとお付き合いをしてきた仕事がありまして、これが災害ボランティアの関係でございます。

内閣府の方からも、児玉企画官がいらっしゃっているのですけれども、2004年、平成16年という時代に、私も内閣府の企画官だったのです。なぜこういう場を与えられたかという、その後、私は京都大学に出向し、防災の研究と、都市づくりの研究等をする機会が得られました。事業継続の専門家ということで、役所に行ったり、研究したり、というちょっと珍しいポジションになって、最終的に、今、東北大学に在籍しているのですが、この間、ずっとボランティアの委員会にも所属していました。

今日、私はびっくりしたのですけれども、「お作法集」が皆さん方のところに配られていますか。ちょっと出していただきたいと思います。

このお作法集というのは、平成17年8月となっているのですけれども、これは私が企画官だったときに作っていたのです。当時の話は、後で出てくるのですが、もともと消防庁さんがまずはボランティアさんとの関係を持っていたのです。平成16年の夏に、梅雨時からずっと豪雨が何カ所か発生して、当時は新潟の豪雨、福島県の豪雨、福井県の豪雨があって、そこでボランティアさんが大活躍をされた。もともとボランティアさんというのは、阪神・淡路大震災のときに活躍したことで相当有名になって、法律の中にも、位置付けられたのですが、それに続いてです。

阪神・淡路大震災後、10年経ち、改めてボランティアさんと連携しなければ駄目なのではないかということで、当時の大臣からの御下命もあり、内閣府で、ボランティアさんと連携する場を作ろうという話になりました。当時、災害ボランティアはどちらかというと消防庁さんの方がメインで詳しかったのですけれども、消防庁の当時の課長さんのところに挨拶に行って、今回はこういう宿題をもらったので、ボランティアさんと連携をすることになりましたという話をしました。

正直言って、私は何をどうすればいいか分からなかった。私は国土交通省に入った人間ですので、業界団体との付き合いはよくあり、民間企業との付き合いもあり、大学の先生ともありましたが、ボランティアとはどういう人たちがよく分からなくて、戸惑っ

たのです。

皆さん方に、アンケート的に手を挙げていただきたいのですが、ボランティアさんというのはどういう人たちなのかは、自分はもう分かっていると思っている人は手を挙げていただきますか。遠慮なくどうぞ。大体こういうふうに聞けば、余り手は挙がらないのですが、一方で、ボランティアさんは、正直言って、よく分からないという人は、手を挙げてみてもらいますか。結構正直に挙げていただいていますね。明城さん、そういうことだそうです。後ほど話があるかと思いますが、明城さんは、今、ボランティアの世界の中で、いろんなボランティアのセクターを横断的に取りまとめることをやっています。

ボランティアは、かなりの御高齢のボランティアさんで著名な方もいらっしゃれば、学生の方もいらっしゃるという状況であります。今、手を挙げた方が多かった、ボランティアのことがよく分からないというのは、正に私もそのとおりだったのです。

そして、結構怖い経験をしたのです。防災担当大臣が懇談する場を作れという話があったのです。ボランティアさんを新潟、福井、福島等から、活動されている方をお呼びするというセッティングになるので、私たちもよく分からないので、県の方々に御紹介をいただき、お招きするという事になった。

どういう場所で集まるかですが、人と防災未来センターというのがあるのは御存じですか。阪神・淡路大震災で、それを記念して作られた大きな施設です。ちょっとバブリーな感じもするぐらいですけれども、大きな建物でガラス張りになっていて、2つ棟があるのです。兵庫県の方はいらっしゃいますか。いらっしゃいますね。兵庫県の悪口を言っているわけではないのです。兵庫県が半分のお金を出して、半分は内閣府がお金を出して作ったのです。あのおかげで、東日本大震災でも同じようなものを作って、防災教育であるとか、記録をすべきだという声がある一方で、もう既に国もお金がない、宮城県もお金がない、そもそも仙台市もお金がないということで、作れるめどが立っていないという、非常に素晴らしい施設があるのです。そこに行きますと、ビデオがあったり、展示があったり、スポーツの記録があったりということで、今でもたくさんの方が、訪れていらっしゃいます。

その場で、ボランティアさんの会合があると聞いたので、そこで会場を決めたのですが、そうしたら、あるボランティアさんから電話がかかってきて、最後の地域の災害が起こっていてちょうど2、3週間後ぐらいに会合をセットしたのですが、電話に出たら知らない方で、ボランティア会合をやるということだが、ちょうどボランティアに出て3週間目ぐらいで、活動が終わって家族と休息しようという時期に、わざわざ神戸まで呼び出すのか、とおっしゃったのです。多分、誰かから私が担当でこの件をやっているという連絡があって、それで携帯電話にかけてきたのです。

さらに他の切実な課題も提起されてしまい、すぐに東京の審議官に電話をして、こういう状況になったので、延期した方がいいと思いますと言ったら、審議官も分かったと言いました。消防庁の先輩です。意思を尊重して調整してくれればいから、大臣には言っておくからと言ってくれました。その場で、延期を決めたのです。場所も東京に変

えました。

こういうことは、ボランティアさんだからこそ言えるのかもしれませんが。要するに日頃から政府との関係があって、政府の人とお互いの利益関係があったり、依存関係があったりということではないわけです。ですから、彼らは、政府部門と連携をすることを考える一方で、政府がやれないことをやっているという自負もあれば、政府ができないから、自分たちで出ていかなければならないと考えている。いろんなパターンで考えているのですけれども、基本的には、政府に余り依存していないのです。もちろん活動のときには共同募金会のお金を使ったりするので、政府の補助金ではないのですけれども、そういった資金を使うこともあるのだけれども。

その後、私はその人と仲良くなったのですが、仲良くなってから聞いたら、本当に延期するとは思いませんでしたよと言いました。ちょっとクレームの電話を入ただけで、こちらのことも考えろと。本当はその日程でも参加しようと思っていたのですけれども、強めにクレーム言っただけだということでした。

基本的に、ボランティアさんと役所との間でも、だんだんお互いが知り合っていれば、人間関係もできるわけで、こういう場でも呼んでいただけるようにまで、長くお付き合いをしています。ボランティアさんが皆、そんなきつい電話をかけクレームは言うわけでもないことも分かりました。だから、ボランティアさんには色々な人がいるのです。ボランティアさんを一律に考えようと思うこと自体、発想として間違っているということに気が付きました。なので、いろんな方がいらっしゃるという前提で、知り合っているボランティアさんが、全てを代表していると思わない方がよいという気がします。

私も大学で、大学1年生の授業をしています。東日本大震災でどんなことが起こったかと、今後の大災害はどうなっていくかということを教えています。その1コマは、災害ボランティアという項目で、90分お話をしています。その中でどういうことを教えているかという、このテキストを見ていただきたいと思います。

まず、阪神・淡路大震災からいろいろの災害があり、先ほどお話しした平成16年に新潟、福井県、福井豪雨があり、あちこちで水害があって、新潟中越地震が起こって、その後も災害が続いたわけです。これらの災害のとき、ボランティアさんはこれだけ動いたのです。ナホトカ号は、海難事故で重油が流域に流れ出てしまっ、海岸のオイルを皆で、ヘラですくって、とにかく復旧したという災害です。

新潟中越地震は、また、ボランティアさんの性格を知るのに良い経験をしました。私は東京におり、非常災害対策本部が置かれていて、ボランティアの担当の管理職を担っていたわけです。電話がかかってきて、ボランティア活動にこういうトラックが必要なので、政府で調達してほしいというのです。この人は、本当にボランティアさんなのかどうかとも分からないし、有力な政治家の名前を言って、紹介で電話しているみたいなことも言うし、それで、私は教訓も得ているので、ボランティアさんかどうかよく分からないから、まず県に電話し、県にそういう要望はいつていますかと聞いたら、いつてないという回答があったのです。県が知らないからといって無視していいかどうか分からない。それで、私は、現地に入っていることが分かっていた知り合いのボランティア

さんに電話をして、こういう話があるのですが、現場のボランティアさんの中でも、そういったニーズは皆さん共有されていらっしゃるのですかということを知りました。そうしたら、そんなことないのではないかと返ってきて、その人を知っていますかといったら、名前は聞いたことあるけれども、まあ……という感じなのです。これは、ひょっとすると自分の団体のために必要なのではないかとも思い、一応ペンディングで収めたのです。

このボランティアの位置付けですが、ちょっと話が元に戻ってしまうのですが、阪神・淡路大震災がきっかけになっています。ボランティアの日、ボランティア週間というのもここでできて、災害対策基本法でも、ボランティアの活動環境の整備に努力しなければいけないという規定ができました。当時、これを前提に、私は仕事をしていました。この活動環境の整備というのは、何だか分かりますか。皆さん方は公務員でいらっしゃるので、条例とかを御覧になるとと思いますが、活動環境の整備というのは何かというと、活動の周りの整備をするわけで、活動について何かやれと言っているわけではないのです。つまり、直接には手を出すのではなく、活動しやすいような形で、周りの整備をせよというそういう意味です。ボランティアさんを直接支援するという意味ではないのです。

この規定は、自主防災組織の育成の規定の隣に書いてあるので、若干読みにくいのですが、これを役人として私が見たときに、直接触れるのではないのはやり方が難しいかもしれないと感じたものです。今は災害対策基本法のボランティアの規定は更に「連携に努める」にまで強くなっていますが、当時はこうだったということです。

私は、2004年にこういうボランティア活動を担当して、ボランティアさんに話を聞けるようにだんだんなってきました。その大臣との会合で、私がすごく心配していたのは、大臣に直接何かすごいクレームを言うのではないかと。国はけしからん、県はけしからん、もっとこんなものをよこせ、何やっているのだ等のつるし上げるになるのではないかと心配したのです。でも、実際に蓋を開けてみたら、自分たちがどういう気持ちで、どういうことをやってきたのかを、淡々とお話ししていただき、これからの改善点などの意見を非常にリーズナブルに言っていて、きちっとコミュニケーションができ、協力的に対応いただいたのです。そこで、具体的に個々人の方とのコミュニケーションを取ることが、大事なのではないかとということが分かったということです。

この懇談会の後、防災ボランティア活動検討会を設置しました。これは昨年で終わってしまったのですが、中越地震を経て、各地域のボランティアさんが、数十名規模で集まる検討会となったのです。普通の審議会とは違い、各地域の有名なボランティアさんや関係者に事務局から声を掛けて、お集まりいただいて、大きな意見交換の場に、分科会等で意見をまとめることになったのです。

その成果の1つが、このお作法集です。このお作法集という名前が変だと思いませんか。役所が作った文章なのですから、お作法と書いてある。ガイドラインでも、基準でもなければ、通達でもない。実際、これは私自身がワープロで打って、起案し、直したものです。当時の検討会のメンバーの方々に、説明をして、メールで意見交換をし

て作り上げたのですけれども、このお作法集という名前が決まるまでだって大変だったのです。要するに活動環境の整備なのですから、ガイドラインを出したりとか、押し付けたりとかはやってはいけないわけです。そんなことをするべき相手でもないし、政府に権限もないのです。私たちが行政の方が、何か言う立場にあるわけではないのです。しかしながら、ボランティアさんの中にも、何となく守ってもらいたいことがあると思います。そういったことをどういうふうに表示か、いろんな意見を聞いたら、お作法とかどうですかと、言っていた方がいたのです。しかしながら、このお作法集について、検討会のメンバー中では、ああいうのはあり得ないとか、何であんな変なものを作ったのかという意見もあるようで、意見がまとまっていません。ただ、何となく内閣府がやるのだったら止めはしないというような、消極的な了解は取れている文章です。

そして、これは私からすると、当時の状況しか踏まえていないので、今、有効なのかどうかよく分からないのですが、内閣府のホームページに今でも掲載されているので、後輩の人たちはこれを消去せずに、ずっと掲載しているわけです。なので、皆さん方にとって情報が古いかもしれない。けれども、当時はこういうようなことで、何となくボランティアさんとまとめました。

お作法という変な名前の文章で、ボランティアさんが自分で律してくださいということになります。ボランティアさんの声を内閣府の事務局がまとめたもので、政府としてこうやってくださいとは書いていない。つまり、ボランティアさんの中で、結構多くの人が、お互い自分たちで自律的にという意見が多かったわけです。

このほかに、別のシリーズの文章も作ってはいました。それが「情報ヒント集」という名前のものです。1つは、災害ボランティアの現地の活動に対する情報ヒント集。2つ目が、ボランティア活動の安全衛生に関する情報ヒント集。3つ目が、ボランティア活動のお金の集め方に関する情報ヒント集です。それが当時の3つの大きな課題だったのです。そういったものが、この文章の中に脈々とつながっていることになります。

これらについて、簡単にお話いたします。安全衛生については、皆様方がボランティア活動にいくと、ボランティアセンターにうがい薬とかも置いてあるし、水害の現場だったら、最後は靴の泥を洗い流し、消毒をするところに入って、感染症が広がらないようにしますが、当時は、そういった仕組みが、まだしっかりしておらず、ボランティア側も認識の共有ができていなかったわけです。

余談ですが、私は、新潟県中越地震の際に、企画官でしたが、ボランティアの方のお葬式に行くことになりました。ボランティアの死亡は、ナホトカ号の活動のときでも若干見られたのですが、中越地震では、消防団の方がボランティア活動に行かれて、キノコ栽培のハウスを片付けに入っただけなのですが、菌のアレルギーがあったのです。急激に具合が悪くなり、亡くなってしまった。そういうような安全衛生の問題に取り組んでいけないといけない。政府も無関心ではいけないということです。

ボランティア活動で亡くなれると、ボランティア保険に入っているものでも、最低レベルで普通に皆さんが入っているものでは、百数十万ぐらいしか死亡保険金が出ません。もちろん弔慰金を政府として出せるのだけれども、弔慰金もそれより少ないわけです。安

全衛生をしっかりと考えた上で、保険にも入りましょうというのは、今ではある程度当たり前になってきたのですが。

次に、活動資金なのですが、ボランティアさんは、被災地でスコップが要る、様々な消耗品が要るということで、できればそういったものがただで手に入ったり、行政から資金がもらえたりすればいいという気持ちもある一方、基本的には自立的な方々なので、自分たちの活動に対して何らかの支援がもらえれば、それを有効活用できるとも考えている。要するにボランティアさんだって、お金持ちがやっているわけではないわけです。

諸外国では環境が違って、米国などは、大きな企業なら寄付するのが当たり前のところで、ボランティアセクターがいろんなところで寄付をもらっている。日本でもそういった寄付の仕組みを使い、寄付に税制の考慮がある認定ボランティア団体もたくさんあり、今でこそ増えてきましたけれども、当時はそういう制度がなかったのです。なので、寄付をもらうのもなかなか難しい中で、どうやってお金を集めるかでした。当時は、新潟県がボランティア基金を作ったのを皮切りに、様々な団体がボランティアの活動に対して支援しようという動きが出ました。今は、共同募金会に被災者への義援金のほかに、ボランティア活動への募金ができ、ボランティア活動を支援するという仕組みですが、当時はありませんでした。

政府も税金で直接補助することは難しいし、やろうとすれば各ボランティア団体を平等に扱わなければいけません。ボランティア団体を平等にどうやって評価して、どうやってお金の交付を出すかですが、一定の申請基準があり基準に合うか評価するのは、災害時にそんなことをやっている暇はないのです。入札をやっていられる場合でもない。そこで、共同募金会だったら割と早くできるのではないかと、だんだん知恵が回ってきたという状況です。

3つ目として、災害ボランティアの現地活動で、特に、受け入れたボランティアさんとニーズとマッチングなのですけれども、基本的にボランティアさんは被災者の支援をしたいからボランティアに行くわけです。団体で行く場合もあれば、個人のボランティアもいるわけですが、いずれも被災者のために活動したいと思っている。でも、現地に行くと仕事がない、見つからないという状況もある。現場の個々の被災者の方から見ると、やってくれるのを知っていたのなら頼んだのにという人もいれば、やってほしいのだけれども、他ももっと厳しい被災者の人もいるから、自分がそんなことを言うてはいけないのではないかと、自分のボランティアニーズを押さえ付けている方もたくさんいらっしゃるわけです。そこを上手く引き出してあげて、情報提供して、ボランティアさんが行くようなマッチングというのは、どうしても必要です。

行政はそういうものは得意ではないし、そもそも災害時に、行政の職員は暇がない。避難所自体の運営その他の仕事が平時よりも数段忙しくなっている中で、ボランティアさんの個々の受付を行政がやっていたら必ず手薄になってしまう。行政の人は、ボランティアさんのコーディネートは得意ではなくて、行政そのものの仕事が得意なのです。それで、別の人にそういうコーディネートをやってもらいたいということが出てきたので、消去法で現れたのが社会福祉協議会なのです。

社会福祉協議会というのは、皆さん方の仕事に近いですね。社会福祉協議会の人の本音は、ボランティアさんの相手をするのではなく、社会的な弱者の方、日頃お世話している福祉の対象者を災害時にケアするのが本務だと思っているわけです。しかし、災害ボランティアではないが、日頃から福祉のボランティアさんと近い関係にあるので、少なくとも公務員よりもボランティアさんのことが分かるということがあり、社会福祉協議会に災害ボランティアの受入れが振られました。そこで、当時は、社会福祉協議会もそんなもののうちの仕事ではないとはねつけ、やらない方だったたくさんいたのです。今でも若干いないとは言いきれないのですけれども、全社協さんも含めて、県社協さんも含めて、災害があったらボランティアの受付は、自分たちが中心的な仕事だということで、教育訓練もし、認識も高まっている。逆に、社協さんだけがボランティアセンターをやっているのはおかしいのではないかと、一部のボランティアさんから疑問を持たれるぐらいに、きちっと社協さんで動いていただいていることが多い。さらに、地域の社協さんが弱ければ、県から、更には広域支援ということで地域ブロックから、最終的には、全国の組織の方からも、支援が入る体制ができたのです。今回の常総市であるとか、宮城県の洪水でも、ボランティアセンターは、一定程度、きちっと体系的に回るようになったわけです。

その後、大体この3つが整理されたとき、4番目の問題というのが出てきます。これが広域災害対応です。東日本大震災が起こるとは誰も思っていませんでしたので、ボランティアセクターの方も政府の人も、南海トラフの巨大地震と首都直下地震が、いずれも30年間で70%の発生確率と言いつけられていて、それらが起こったときに、ボランティアセクターはどうすればいいのかがずっと話題になっていたのです。この問題は、簡単に情報ヒント集で対応できるものではないわけです。情報ヒント集というのは、ボランティアさんにも、県の方にも、市町村の方にも、こんなものでいかがですかとヒントを出しているだけなので、通達行政ではないのです。相手方がボランティアだけに、何かこうしなさいというと、ボランティアさん側もそれに限られていないという反論があるので、情報ヒント集としたのですが、情報ヒントの世界で解決できません。この問題が当時からあって、今日のメインテーマになるということです。

この画面は、1つの成果として、例えば常総でも貼ってありますが、検討会の当時のメンバーの一部が、安全衛生研究の部会を作り、私もメーリングリストのメンバーになったのですけれども、こういうようなものを作って、助成金をもらったりしてボランティアさんに配られるという成果になっています。皆さん方は是非こういったものを見る機会があると思います。活用していただければと思います。

次に御紹介したいのは、東日本大震災のときに、私もお手伝いして作ったものです。ベースに先ほどのお作法集もコンセプトにもなっているのですが、三重のボランティアの山本さんという方が声を掛け、私含め何名かがこの原案を作って、ボランティアさんがバスで被災地に行くときに、こういうパワーポイントで説明する。安全衛生であるとか、被災者の方々に対する寄り添い方、付き合い方みたいなものを書いてあるのです。安全衛生のところは皆さん方なら分かっていることだと思います。学生に説明したとき

に、学生が一番印象深そうだったのは、被災地にずっと居続けては駄目です。被災地に居続けると、だんだん自分で背負っているような気持ちになってきて、幾ら頑張っても何かできないという無力感にさいなまれて、被災地から離れられなくなってしまうという例がある。とにかくせいぜいできて1週間、長くても2週間ぐらいで、とにかく1回帰宅しなさいというようなこともアドバイスとして言っている。自宅に帰った後でも、不安、後悔等、いろんなものが残ってしまうというメンタルの影響があるのだということです。大学の学生ではボランティアに行った経験がある人は結構な比率でいて、1日とか、2日で帰ってきた人が多いのですが、こんなメンタルな状況になるなど、学生として、かなり問題が大きいということが分かっていただけでした。

資金の話、マッチングの話、担い手の社協さんの話があり、そして、広域連携の話になってきます。地域でボランティアさんを有効に活用するためには、受援力が必要なのだということが、広域連携のところから出てきたのです。つまりボランティアさんは、先ほど皆さん方にも言ったように、最初はどういう人かよく分からないので、あらかじめ受け入れるのに地域の中に一定の知識・経験がないと、受け入れず、最初は地域内の人たちだけで頑張りますとなる。最終的には、ボランティアさんが必要だとなってくるのに、ということです。この間の時間がもったいないわけです。初動の段階で入れば、ボランティアで例えば床下の泥かきなど、すぐやってくれます。しかし、時間が経てば経つほど、どんどん状況が悪くなって、住宅自体が腐ってしまっただ駄目になることもあるわけです。そこで受援力と、広域的に連携しようという話になったわけです。

しかし、ボランティアセクターは、先ほど言ったように、幅が広く、また、ボランティア団体は、基本的に独立性が高いところが多いです。もちろん国際的 NGO などは横断的にやっていらっしゃるところもあるかもしれませんが、しかし、国内のボランティア団体の多くは、地域に根ざした独立性があるのです。そういう人たちがどういうふうに連携するかは一筋縄ではいかないのです。

本題の文章を皆さん方に読んでいただく時間がもうないのですけれども、こういうバックグラウンドの中で、東日本大震災であまり上手く連携ができなかった。南海トラフ地震の前に、こんな巨大災害が起こるとは思っていなかった、ノーマークだったけれども、いよいよ広域連携のために頑張るということで、動き出したのです。けれども、前提としての連携の仕組みが余りない。行政もこんな広域大災害が起こるとは思っていなかった。静岡、愛知等で起これば、行政もある程度心構えがあつたのですけれども。ですから、ボランティアさんと、正にこの人たち誰？というところから入ったわけです。

例えば、福島県では、駐在していた私の後輩に聞いたら、最初にボランティア団体が、行政でもガソリンが少ないのに、ボランティア活動なのだからガソリンを優先的に回せと言ってきたそうなのです。行政だってないのに、何でボランティアさんに優先して回せというのかと、県庁がボランティアを信用できないとみました。それは、要するに幅広いボランティアの幅のはじの人たちなのですが、最初に入った人が代表みたいに感じてしまいます。でも、だんだんそうではないと分かってくる、例えば郡山で大きな施設の運営をボランティアさんに助けてもらったが、それまでに相当な時間が掛かっていま

す。それを防ぐためにどうすればいいのか。この報告書でそれを考えました。私はそのメンバーの1人で、明城さんもそのメンバーの1人です。

何を書いてあるかという、まず、情報共有はお互いのメリットになること。政府としても、ボランティアとしても、メリットになる。そこで、情報共有の場を設けましょうということなのです。政府・自治体の側が、どういう災害対応をするかという情報は、ボランティアさんの方は欲しいわけです。しかし、行政の方も、ボランティアさんから得た情報を有効活用するという姿勢がなければ、情報共有の意味がありません。

1つ例をいうと、避難所の中で食事のレベルが全然違ったりするのです。温かいものが既に出ているところがあれば、1日2食で、おにぎりしか配られないとか、カップヌードルが入るぐらいなど、差が出てしまいます。これが、ボランティアさんには分かるわけです。何カ所かその避難所を回っているからです。でも、行政は縦割りですから、なかなか気が付かないのです。また、東北の人は被災者として文句は余り言わないのだそうです。そうすると、行政からすれば、文句がないのだからいいだろうと思っている。けれども、大きな格差が出ていて、ボランティアさんから情報が上がる。それが災害対策本部、県の本部とか、市の本部まで上がれば、状況が変わるのだろう。そういう被災地における現場の情報は、行政の正式ルートだけでは把握できないものをボランティアさんからもらえるという謙虚な気持ちで、話を聞けば有用な話を多く聞ける。しかし、行政とボランティアとの連携といっても、ボランティアさんにはいろんな人がいるから信用できない。貴重な情報も上に上がらないままであったなら、意味がないのです。

しかし、行政からすれば、個別のボランティアが、別々のことのたくさん一度に話をしてきたら、よく分からないではないですか。ですから、ボランティアさんの中で情報共有してもらえし、ある程度情報を整理した形でボランティアさんの窓口の方に何名か集まっていたいて、行政と会ってそこで情報共有をする。それも国レベル、県レベル、市レベルという3つのレベルで、それぞれそういう場を設けましょうというのが、この文章のコアです。これはお互いの努力がないとできないので、これが書かれたからといって、実現しているわけではないのです。今、ボランティアセクターでは、窓口を決められるぐらいのお互い組織づくりを横断的にやっていきたいと思いますという運動があって、事務局長を、今、明城さんがやっていらっしゃる。しばらくすると、そういう組織が設立されます。これはアメリカのボランティアセクターは、既に随分前からそういう組織ができています。

しかし、アメリカの場合には、お金を持っている団体の方から他のボランティアへ分け合うことが、ボランティアセクターの中にも存在しているので、まとまりやすいといえればまとまりやすい。日本の場合には、上位のボランティア団体がお金を分けるわけではない。お互いの信頼関係、共有認識でまとまるしかないわけですから、すごく純粋な取組になっているわけですが、それほど簡単ではないわけです。そういった取組を、政府も後押しするといっても、一部のボランティアさんに余り肩入れしているように見えてもまずいし、ある程度実績が上がればと、政府の方もなかなか微妙です。どちらのセクターでもない私であれば、経緯も分かっているし、お話ししやすいということです。

両方とも努力しないと駄目だし、皆さん方もできればこういう方向性が必要だということをご理解ください。

最後の一言になりますが、こういう文章ができて、県とか、市で、ボランティアセクターは誰が窓口になってくれるのか、分からないところが多いのです。最後に聞きますが、県レベルで、ボランティアさんと災害時、災害対策本部の隣でボランティアさんの何名か、例えば 10 名以内の方と連携する意見交換会を設けようとして、メンバーの当てが付いている方、ちょっと手を挙げてください。そうですね、先進的な地域で準備ができているのは、私も承知しています。でも、そうではないところがたくさんある中で、政府が強引に進められるかということ、なかなか難しいのです。手を挙げていただいたような関係を持っていच्छる地域が少しでも増えていただかないと、政府も前に進みませんし、ボランティアセクターだって前に進めないということで、途中経過です。こういうバックグラウンドのある文章ですので、一度じっくり読んでいただいて、皆さん方の地元での対応をお考えいただける、一助になればと思います。

今日は、どうもありがとうございました。

②内閣府の最近の防災ボランティアに関する取組について

内閣府政策統括官（防災担当）付企画官（普及啓発・連携担当）

児玉克敏氏

皆様、こんにちは。ただいま御紹介にあずかりました、丸谷先輩から 12 年後輩の企画官を務めております児玉と申します。偉大な先輩に、金字塔のようにいろいろなことを残していただいたお陰で、平成 17 年の文章を使い続けられているというのが、正直なところなのかもしれません。

先ほど丸谷先生から、内閣府のこれまでの業務について、ほとんど御説明があったものですから、タイトルのとおり、最近の内閣府の取組を中心にお話させていただきたいと思っております。

前半では、どんな書き物があるかということ、幾つか紹介させていただきます。

法律や国の防災計画は、お手元の資料を御覧いただくとして、今日、御覧いただきたいものは、県の防災計画です。

茨城県を事例に説明いたします。先ほどの丸谷先生からご説明があったように、社会福祉協議会をボランティアの取りまとめの中心に位置付けています。ここに一般ボランティアと書いてあります。いわゆるリュックを背負ってやってくる人たちを対象にしています。

次に、文言上は専門ボランティアとなっているのですが、この計画で言う専門ボランティアというのは、書いてあるとおり、医師、薬剤師等の士業（サムライ業）の人たちを専門ボランティアと位置付けています。後は、語学やアマチュア無線で、下の 3 つは、アマチュア無線は違うかもしれないですけども、ある程度プロフェッショナルにやっている人たちです。専門は置いておいて、一般に関しては、社会福祉協議会が窓口を作るとなっています。

これは茨城県の常総市です。常総市の方を見ても、社会福祉協議会是一般の窓口を作るとなっています。

皆さんの県全部がこうなっているかどうかは存じませんが、私が見た限り、このパターンがおおむねのようです。一般のボランティアに関しては、社会福祉協議会が窓口になるということも、位置付けられている。

続いて、赤字で書いてあるものがそうなのですけども、普段からボランティアと連携してくださいと、字では書いてあります。これは茨城県も常総市も、字ではそういうふうに書いてあります。

何でこんなに字では書いてあると、強調しているかというと、茨城県で常総の水害が起きたときに、県の災害ボランティアセンターというのは、県直轄で作ったのです。それから 1 日遅れて、常総市のセンターができました。市のセンターは、先ほど丸谷先生から御説明があったように、市の社会福祉協議会が中心となり県がバックアップに入って、更に足りないところは、全国組織でバックアップに入るという形で、設置されてい

ます。このとき、県の社会福祉協議会は、市の社会福祉協議会に關与していて、県直轄の方には關与していない。新聞等で聞いているかもしれませんが、この二元性が現地で問題になったと聞いている。

最終的には、県直轄のセンターは、9月30日に閉鎖しまして、防災計画に書いてあるとおりの市の社協が中心となったボランティアセンターに一元化されるという経過をたどっています。

次の話に参ります。ボランティアさんたちに活動してもらうためには、情報をお互いに共有しなければいけない。その前に、あなたは誰ですかということをやらなければいけないというお話が、先ほど丸谷先生からもありました。このときも、同じ経過をたどってまして、9月15日の直前の段階では、あなたは誰ですか状態だったらしいです。9月15日に県市の担当者レベルで集まって、連絡協議をして、やっとここから全体的・統一的な行動を取れるようになってきたと伺っています。この辺は、明城さんに聞いた話をまとめているだけですので、明城さんの方が、現地におられたので、詳しいかと思います。

先ほど丸谷先生からお話があったように、ボランティアの人たちが、避難所のニーズを集めて、それをつなぐという役割をしてくれたそうです。先ほど避難所ごとに格差があるとか、避難所の中で、ある程度ケアをしなければいけない人も、元気な人も一緒に寝ていたところですが、ケアしなければいけない人は、福祉避難室みたいなものを作って、そこに集約するというのを、ボランティアの皆さんが上手くいくようにやってきたと聞いている。

9月29日に常総市長さんとか、県の次長さんとか、内閣府も参加したのですけれども、レベルを上げて連携会議を行ったので、担当者レベルで集まった会議よりも、市の部長さん等に直接話ができるようになったそうです。市の方からも、ボランティアさんたちとちゃんと話ができるようになったということでした。情報窓口がはっきりしたこともこの会議の重要な成果です。

これから導かれることは、普段から顔をつなげておきなさいとか、情報共有は大事だということだろうと思います。けれども、それはなかなか難しいというのが、課題だと思っています。そういうことも考えていこうではないかということで、ここからは最近の動きです。

先月から、「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」というものを立ち上げています。日頃から地域における防災ボランティア活動に参加できるとか、日頃から顔を合わせようということは、ずっと課題になっていたのですけれども、ある程度答えを出したいという、かなり意欲的な取組、検討会になっていると思います。

メンバーは、ボランティアをやっている人、社会福祉協議会でボランティアをまとめる人、中央共同募金会、つまりお金を出す人、MS&AD インシュアランスグループさんは企業側から寄付を行う人ということで、この会の特徴は、ボランティアをやる人、組織を作る人、お金を出す人、寄付をコーディネートする人を1つに集めてやっています。

こういう検討会の構成にしたというのは、ボランティアさんにもお願いしたいことが

あるので、例えば丸谷先生も強調されていたのですけれども、誰を信用していいのか分からないとか、一元性とか、信頼性とか、集約性みたいなものは、ボランティアさんはないですから、それがもう少し何とかならないかというところも、検討していきたいと思っております。

ちなみに、栗田さんという方は、JVOAD の準備会の代表なのですが、ボランティア団体を更に取りまとめるというものの代表になられる方なので、ボランティアさんと行政がどのように対話をしていけるかというところも含めて、答えを出していきたいと考えています。

以上が最新の動きです。

最後に宣伝をしたいのですが、こういう検討会の一方で、少しでも防災ボランティアの裾野を広げたいということで、ボランティアにすごく一生懸命というよりも、ボランティアにちょっと興味がある人をターゲットに、「防災とボランティアのつどい」を、2月20日の土曜日の真っ昼間、普通の人でも来やすいように時間設定をしています。皆さんもお時間がありましたら、いらっしゃっていただければと思います。

以上で私の話を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

③静岡県における災害ボランティアの対応について

静岡県危機管理部危機情報課主査
村井浩氏

皆さん、こんにちは。静岡県危機管理部危機情報課の村井と申します。

私は 27 年度から危機情報課に来まして、自主防災、ボランティア担当ということで、業務をしてまいりました。

その中で、災害ボランティアにつきましては、静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会と連携して取り組んでおります。

そういった取組を、今日は、紹介させていただきたいと考えております。

資料がたくさんになってしまったと、個人的には思っていて、場合によっては、飛ばしていくものがあるかもしれませんが、資料には一通り書いているつもりではありますので、御覧ください。

こちらが今日の資料なのですが、県だけでは、災害ボランティアはできるものではありませんので、県社会福祉協議会、県ボランティア協会の取組も含めて、本日は紹介したいと考えております。資料の中には、それぞれの機関からいただいたものがございますので、それぞれ出典を明記してございます。

今日の話す内容ですが、静岡県は、南海トラフ地震、以前は東海地震が来ると言われておりました。どれだけ被害を想定されているのかというところをお話したいと思います。

次に静岡県のボランティアの取組、受入れ体制、図上訓練、受入れ事例の紹介とございます。これは 2013 年 7 月に西伊豆町というところで、局地的な豪雨水害がありまして、このときにボランティアの受入れがありましたので、局地的な事例として紹介したいと思います。

繰り返し起きる南海トラフ地震。1944 年に東南海地震、1946 年に南海地震が起こっておりますけれども、東海地震の辺りは起こっていない、空白域となっております。

静岡県では、東日本大震災を受けて、第 4 次地震被害想定を策定いたしました。伊豆半島を中心に、東と西でちょっと違うのですが、西側では南海トラフの地震を想定、東側では相模トラフ、いわゆる関東地震を想定しております。レベル 1、レベル 2 は、国の想定に従ってやっております。

想定震源域はこんな感じです。

震度分布なのですが、静岡県では、基本ケース、東側ケース、陸側ケースを想定しております。御覧のとおり、どれも黄緑色ということで、震度 5 強以上のところがほとんどとなっております。

次に津波の高さになります。湖西市から東伊豆町までが、南海トラフ・駿河トラフで発生するレベル 2 の津波です。高さは遠州灘で 10 メートルから 19 メートル、駿河湾でも 6 メートルから 15～16 メートル、一番高いところは、下田市で 33 メートルの予想と

なっております。ただ、この 33 メートルは、誰も住んでいない、岬の先端です。下田市の平均的な津波の高さは、15 メートルから 16 メートルとなっております。熱海市、伊東市では、14 メートルから 17 メートルの津波が想定されています。

一番困っているのが、津波の到達が早いということです。50 センチメートルの津波が最短 2 分で到達します。例えば静岡市の清水区や駿河区、焼津市が 2 ～ 3 分で届いてしまいます。その他、吉田町、沼津市は、かなり早く津波が到達してしまいまして、場合によっては、揺れている間に津波が来ることも予想されます。

また、10 メートルの高さになるのも、早いところでは 5 分ということで、いかに早く避難できるかが、人命を救う鍵になっております。

被害なのですけれども、建物被害は、レベル 1、レベル 2 とともに、全壊・焼失が約 26 万棟、死者数におきましては、レベル 2 では 10 万 5,000 人です。うち 9 万 6,000 人は、ほぼ津波による死者が占めております。これは最悪のケースを想定した場合ですが、予測できた場合等は、減るという想定にもなっております。

生活支障の想定です。避難者数は、レベル 1 の地震で 1 カ月後に 84 万人、レベル 2 の地震でも 1 カ月後に 100 万人の避難者が想定されます。これだけ避難者がいると、やはり行政の支援は手が回らず、ボランティアの力を借りないと、やっていけないということが考えられます。

物資の不足も、1 週間で、給水が 16 万 4,171 トン、食料においては 609 万食、これがレベル 1 です。

レベル 2 でも、食料は 747 万食不足するという想定になっております。

地震だけではございません。富士山もあります。今のところは、まだ大人しいですが、いつかは噴火する可能性がある山で、富士山の災害も懸念されるところであります。

また、こちらには載っておりませんが、1989 年には伊東沖で海底火山が噴火しました。静岡県の災害は、これだけ深刻なものが起こることが想定されているのですけれども、ボランティアの取組はどんなことをやっているかということを、これから話していきたいと思います。

やはり始まりはこちらです。何度も見ている方がいらっしゃると思います。

(映像が流れる)

こういった地震が発生した結果、このようになりました。死者は 6,434 人、負傷者 4 万 3,792 人です。

全半壊家屋が 24 万 9,180 棟。

避難所の様子です。燃え盛る隣で避難しているといった、正直、かなり危険な状況になっております。

これを受けまして、静岡県では、300 日アクションプログラムをまとめました。その中で、災害ボランティアコーディネーターを養成していきましょうということが、項目に出ております。

災害ボランティアコーディネーターですが、平成 8 年から平成 14 年までに、819 人養成いたしました。

そこで、一旦終わったのですけれども、平成 16 年に新潟県中越地震が発生して、こちらの地震を受けて、東海地震が発生した場合、現在の災害ボランティアコーディネーターが足りるかどうか検証した結果、900 人足りないということになりまして、平成 17 年から養成講座を開始、25 年までの養成者は 1,777 人となっております。

災害ボランティアコーディネーター養成講座ですけれども、昨年度から市町に実施をお願いしております。というのも、災害ボランティアコーディネーターは、市町の災害ボランティア本部に入って活動することが多いので、市町に養成してもらい、顔の見える関係を作ってもらおうという目的もありまして、市町に依頼をしております。

災害ボランティアコーディネーター養成講座の科目なのですが、被害想定を理解、災害ボランティアの活動、災害ボランティア本部とボランティアコーディネーターの役割、災害ボランティア本部をイメージするための演習、避難所運営や HUG による演習等をやっております。

このように、養成講座を続けてきた結果、各市町に災害ボランティアコーディネーター組織が誕生いたしました。

災害ボランティアコーディネーターの組織は、災害の多発化、災害ボラセン設置に大きな力になると考えられます。

また、市町や市町社会福祉協議会との連携協力と活動強化に向けた動きが加速することも考えられます。

静岡県では、全ての市町に災害ボランティアコーディネーター組織化の機運が生まれました。

次にボランティア活動ファンドをやっております。

平成 14 年にボランティア活動ファンドを造成いたしました。

県が最初に 3,000 万円を拠出して、静岡銀行、スルガ銀行に共同受託をしております。その後、静岡県労働金庫による寄付がありまして、現在、残高 5,178 万 7,000 円となっております。

こちらの使用目的なのですけれども、災害に備え受託者が書いてありますが、市町が災害ボランティア本部を立ち上げるときの運営に使われる目的となっております。

例えば東海地震が発生すれば、自動的にファンドは取り崩されます。それ以外の災害でも、委員会を開いて、取り崩すかどうかを決定し、取り崩すことになれば、使っていくことになります。

東海地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会をやっております。

そこに座っております、明城さんも委員になっております。

平時からの情報交換や災害ボランティアと関係者との信頼関係の構築等が目的となっております。

学識経験者、NPO、NGO、労働団体、社会福祉協議会等で構成されております。事務局は、静岡県ボランティア協会に設置しております。

年 3 回程度となっておりますけれども、平成 27 年度は 4 回ほど行いました。

静岡県でボランティアの図上訓練をやっておりますけれども、こちらの内容もこの委

員会に諮っております。

静岡県では、危機管理部の出先機関として、伊豆半島を中心とする賀茂地域、東から東部、中部、西部というところに、危機管理局、賀茂は振興局となっておりますけれども、出先機関を置いております。

地区ごとに災害ボランティア関係者、市町の社協関係者、市町の防災担当者、地域福祉担当者が集まって、意見交換等の連絡会を行っております。地区ごとに顔の見える関係を築くことも目的でございます。また、ボランティアや社協から出された課題等を、こちらで検討していくということも行っております。

次に県の災害対策本部が立ち上がったとき、静岡県には、別館という建物の5階に災害対策本部ができるのですが、こちらにライフライン、指定地方公共機関、指定地方行政機関が入るスペースがあります。こちらに社協、県社協、県ボラ協のリエゾンが入る場所も設けてあります。災害対策本部の情報共有をできるようにしております。

関係団体との協定も幾つか結びました。

上からですけれども、大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書です。これは何かといいますか、静岡銀行、静岡県労働金庫、静岡県信用金庫協会、13の信用金庫が加盟しております。この3つの機関と、店舗の駐車場をボランティアの活動拠点としても、借用するという覚書を結びました。

ボランティアの活動拠点は必要だと言われておりますけれども、行政が持つ土地は、例えば警察や消防の応援隊、自衛隊等が入ったりする可能性が高く、また、仮設住宅を作ることもありますので、行政のスペースをボランティアの活動拠点にすることは難しいところではあるのですが、そういったところは、民間の力を借りて、活動拠点にさせていただくといった取組を進めております。

下の方ですけれども、こちらは日本財団と協定を締結いたしました。日本財団は、現在、300億の基金を造成中であるということで、その基金を基に、例えばボランティア団体等への支援活動への助成ということがあります。これは静岡県で災害が発生した場合、静岡県に入るボランティアやNPO団体に対して、迅速に助成ができるという取組をしてくださるそうです。また、企業や学生ボランティアを被災地へ派遣する、要支援者等への支援、この他に幾つかあるのですけれども、このような取組の支援をしていただけるということで、協定を締結いたしました。

それから、ふじのくに国際災害ボランティア支援ネットワークというものもございます。海外で災害が発生した場合に、静岡空港を拠点として、ボランティアを派遣したり、もしくは東海地震が発生した場合、南海トラフの巨大地震が発生した場合、海外から静岡空港を拠点として、県内にボランティアを派遣するという取組を、今、進めております。そういった内容を検討しております。

以上が、静岡県が主にやっている取組です。

これからは、静岡県で災害が発生したときに、どのようにボランティアを受け入れていくのかということをお話したいと思います。

左側が県の体制です。一番上に国の対策本部があって、その下、県の災対本部、次が

県の方面本部、こちらは先ほどもお話しました、県の4つの地区に方面本部ができます。それから、市町の災害対策本部があって、対応しております。

それに対して、ボランティアの受入れというのはどうなっているかといいますと、まず県災害ボランティア本部・情報センターが立ち上がります。この中に、市町支援チームという、いわゆる遊撃部隊、各市町のボランティア本部を回るチームを設置いたします。そして、市町の災害対策本部と連携する位置に市町の災害ボランティア本部ができます。

今、静岡県は、村がなく、市町（しまち）と言っているのですけれども、市町（しちょう）と言う方が、一般かもしれません。言い慣れていないので、申し訳ございません。

静岡県災害ボランティア本部・情報センターなのですけれども、役割としては、災害ボランティア関連情報の収集及び発信、調整、応援要請等、県内外の各方面との連絡調整や、県災害対策本部との連絡調整を行います。

その他、各支援団体間の連携促進、県域の対外窓口、市町支援チームの派遣を行います。この後、また説明しますが、市町の災害ボランティア本部は、後方支援を実施する役割になります。

後、県本部・情報センターは、県が、県社会福祉協議会、県ボランティア協会と連携して設置いたします。

運営の中心は、県社会福祉協議会職員、県ボランティア協会職員になります。

組織図はこんな格好です。統括がいて、情報・広報班、調整班があり、総務班があって、市町支援チームがあるといった格好です。

市町支援チームがどんな役割をするのかということなのですけれども、市町災害ボランティア本部と県本部・情報センターとの連絡調整、市町災害ボランティア本部立ち上げ、運営状況についての情報収集、市町災害ボランティア本部のニーズの把握と関係機関への支援要請、このほか、④としましては、災害ボランティア本部の立ち上げ・運営に必要な支援要員の派遣や資機材・物資の提供等となっております。

その他、広域で支援活動を行う支援団体の情報収集。

⑦なのですけれども、複数の近隣市町単位での災害ボランティア本部や支援団体等による連絡会の開催及び運営支援となっております。

構成につきましては、県社協職員、県ボラ協職員、ブロック派遣の職員、災害ボランティアコーディネーター等がチームとして構成されます。

一番の目的なのですけれども、下の太字です。巡回支援の中で、的確に情報収集を行い、市町間の相互支援につなげたいということが目的であります。あるところでは、こういったものが不足している。ところが、別なところへ行ったら、そのものが余っていた。そういったところの調整を図ることも、市町支援チームの役割になります。

これは各市町のボランティア本部を想定した格好ですけれども、情報共有会を行うことが想定されます。

飛ばします。

続きまして、県内外災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練です。

静岡県では、27 年度、第 11 回目の災害図上訓練を 12 月 12 日、13 日に実施いたしました。その図上訓練のお話をしたいと思います。

県ボラ協の取組を紹介いたします。図上訓練にいったいきさつを踏まえると、分かりやすいと思いますので、先に県ボラ協の話をさせてください。

中越地震のとき、県ボラ協の職員の方が新潟へ行きました。状況はこんなバタバタした格好です。

何ができるか、お金はどうするのか、人の募集はどうするのか、遠隔地へのボランティアの派遣、宿舎の確保・交通手段ということが課題になっていて、どうすればいいか。街頭でのボランティア支援募金を行う、現地へ専従者等を派遣いたしました。

現地はこんな感じです。

静岡からもメンバーがボラセンを通じて活動を始めておりました。

例えば鍋で 300 人分の食料を作った。

足湯サービス等を行った。

ゆで卵を 300 個作った。

避難所の仮設テントですけれども、当時、こんな状況でした。中越地震が起こったのは 10 月の下旬、これから寒くなってくる時期で、これではやはり休めないです。

支援物資は被災地を襲う第二の災害と言わせないためにも、例えば支援物資の中に子供たちの手紙を添えて届けるといった活動が、結構いいかもしれません。

こうやって実際に現場に行く中で、ボランティア協会は、支援のためのノウハウを学んでいきました。

ただ、やはりできないものもございます。

実際に現地に行くことによって、支援活動ができる限り県内のボランティア組織と一緒に進めた、ノウハウの蓄積、ネットワークの広がりがあるって、そして、地域防災力の強化へつなげたい。

そういった中で、静岡県は、実際に東海地震が起こった場合、ボランティアはちゃんと受け入れられるのかといった課題が出ました。それがきっかけとなって、災害ボランティアを受け入れる図上訓練をやってみようということになったわけです。

こちらがその様子なのですけれども、一番上は、開会式のブリーフィングの様子です。それから、市町ごとにボランティア本部を設置して、1 つの会場の中に幾つかテーブルを置いて、テーブルごとに参加した市町が入って、検討していくという格好になるのですけれども、そんな格好がこちらです。こちらが、連携会議、情報共有会をやっている様子です。

こちらもその一風景になります。こちらが情報共有会議、ワーキンググループです。

訓練の経緯なのですけれども、平成 13 年に災害ボランティア本部立ち上げ訓練を行いました。その後、平成 17 年からは、現在の名称になっております。

平成 27 年度は、215 名の県内参加者と、東北から近畿にかけて 94 名の県外参加者が、2 日間にわたって訓練を行いました。どういう地震が発生して、どういう対応を取ると

いう訓練ではなくて、どちらかといえば、こういう困りごとがあって、どうやって解決していきましようという、ワークショップのような形の訓練をやっております。

多くの災害ボランティア、社会福祉協議会職員、NPO 職員、NGO 職員、行政職員も参加しております。

27 年度のテーマは「気づく、つながる、動き出す～災害時の助け合いを考えるワークショップ～」という形で訓練を打ち立てていきました。

初日です。3 カ年計画というのは、第 10 回から第 12 回まで 1 つの訓練として考えて、3 カ年計画でやっております。そのうち、今回は第 11 回目になっております。3 カ年計画で、第 10 回の取組の成果を報告、地区防災計画に関する事例紹介、静岡県内の連携支援体制の対談を行いました。そして、ワークを市町ごとにやっていくという格好です。

2 日目におきましては、地域の防災に関わる取組内容の共有、更に困り事を決めて、各市町がどんなことに困っているか、そういった課題を挙げて、それを解決するためには、どのようなプログラムを作っていけばよいか、そういったワークショップを行いました。その他、訓練に参加していないビジターの方向けに、オリエンテーションやオープンドア形式の講座も並行して行っております。

この訓練なのですけれども、県内及び県外ボランティア関係者や社協関係者によるワーキンググループを作って、そのワーキンググループで 7～8 回ほど検討をして、仕立てていくという格好で、皆さん手作りでやっております。

その成果としまして、県内外の災害ボランティアが集まり、顔の見える関係づくりにつながっている。

県外の人たちにも、静岡県や東海地震等について、事前に知っていただく機会になっている。

その他、被災地の支援において、図上訓練でできたつながりが生かされた。

今回の訓練では、県外の方が、県内の市町のどこかに入るといった形を取っております。そうして入ったことで、県外の団体と県内の団体が連携を取り、お互いの訓練に参加するといった連携ができているところも、現れ始めております。

これを自分たちで考えてみますと、自然大災害は必ず起きる。

南海トラフ巨大地震では、被害は更に拡大。

自分の命、家族の命、地域を守る。

外からの支援を上手に受け入れる。先ほども資料で紹介がありましたが、受援力を高めるといったことです。

ボランティア宿泊拠点の確保や提供。

顔と顔が見えるつながりづくり等が必要だと考えられます。

続きまして、ボランティアの受入れ事例を紹介いたします。こちらは、西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会の取組と合わせて、お話をしたいと思います。

2013 年 7 月 18 日、西伊豆町で豪雨災害がありました。

場所はこちらです。伊豆半島の西側なのですけれども、人口は 8,700 人です。これは

9月1日現在です。こういった地域の特徴としまして、少子高齢化が進んでおります。高齢化率は県内最多で、45%ほどまでいっております。

次の写真を見ていただければいいのですが、リアス式海岸で、集落は海岸に近いから、津波が来たときに、岩手県の三陸と同様に、津波の高さが高くなる可能性があります。そして、急な崖があつて、避難する場所が少ない。高いビルはあるのですが、ホテルが中心になっております。そして、少子高齢化等の問題もございます。ただ、こういう地形が風光明媚であり、夕日が美しい町として、有名な町でもあります。

そのときの状況です。西伊豆町にピンクの部分が掛かっております。こちらは、200ミリ以上の雨が降ったという格好です。

雨の降り方に特徴がありまして、午後3時の1時間に100ミリ近い雨が降りました。これだけの雨が降ると、やはり災害が大きくなる、出やすいといったこともあります。

3時57分に大雨洪水警報が出て、その後、土砂警1号、2号が出ました。

注意を促していたのですが、こういった被害が出てしまいました。道路、河川、歩道等、土砂災害により大きな被害が現れてしまっております。

地域で言いますと、例えば宇久須というところは、先ほどの地図の上の方なのですが、半壊1、床上浸水8、安良里というところで、半壊13、床上浸水28、田子は全壊1、床上浸水7、半壊10、仁科は床下浸水5となっております。建物だけで、計383軒の被害が出ました。

こういった状況です。

幼稚園にも、このように土砂が流れ込んでおります。

地形的に急斜面にある川ですので、流木、倒木等を巻き込んで、このように流れ込んできております。

災害推移としましては、3時57分に警報発令、4時30分に川が氾濫、土砂流出という被害が出ました。この流れで見ますと、14時30分に災害ボランティア本部立ち上げの相談をして、翌日から立ち上げようと、社協で確認したようです。

災害ボランティア本部の動きですが、2013年7月18日午前中、社協職員の方が泥かきをして、現地調査に入りました。

午後に災害ボランティア本部の立ち上げを決定して、災害ボランティアコーディネーター登録者に電話連絡開始。

19日から、現地調査、ニーズ調査、ボランティアの受付を開始し、20日には、各地区にボランティア支部を設置、いわゆるサテライトを置きました。

28日に災害ボランティア本部を閉鎖したのですが、10日間で延べ322件の依頼があつて、2,431人のボランティアの受入れを行いました。

実際、静岡県は、東海地震が来ると言われていて、幸い大きな地震にまだ遭っていないのですが、災害ボランティア本部が立ち上がったという事例もそうなくて、過去、2010年に小山町で台風9号の災害があつたときに、立ち上がったぐらいといった格好です。

西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会というのは、一番最初にお話をし

た、災害ボランティアコーディネーター養成講座を受けて、ボランティアコーディネーターとなった方が集まり、組織した団体でありまして、西伊豆町では、2013年7月4日に立ち上げの準備をしておりまして、7月30日を発足会としていたところ、このような水害が起こってしまったということです。

災害ボランティアコーディネーター連絡会の目的は、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるために必要な支援活動を行うということなのですから、間に合わず、準備している状態で活動を始めたという格好です。

受付は、このような感じで行ってありました。

中の様子です。

資機材がこのように並べられております。

ボランティアの皆様は、このように活動してくださいました。

これは畳を外して、下の泥かき等をやっているところなんです。

側溝の掃除等も、皆さんでやっていただきました。

7月19日から7月28日まで、延べ2,431人の方に来ていただきました。

活動をした結果、このような状態だったところが、このようになりました。

既に重機が入って、片付けを始めているのですが、奥の方では、ボランティアが活動している様子も分かりますが、こういった状況が、このように片付きました。

また、こういった状況も、このようにきれいになっております。

2,400人の方がこうやって活動して下さった結果、このように、復旧が進んだということです。

西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会は、これで終わりではなくて、このボランティアの受入れを踏まえて、どんな課題があったかというところまで、整理してくださいました。それもお話したいと思います。

ボランティアコーディネーターの振り返り、被災者へのアンケートの実施、自治会の役員にもアンケートを実施、町に対しても聞き取りを行い、被災者との座談会等を開きました。そして、情報収集をして、課題を集めていきました。

こんなふうにやっていったわけです。7月30日の発足が、8月6日に発足となって、現在も活動しております。

災害ボランティアの会の反省としまして、本部と支部、本部があって、幾つかサテライトを置いていましたけれども、その連絡が上手く取れなかった。

自主防との連携が上手くいかなかった。災害の被災状況を持っているのは、やはり自主防災組織のトップだったり、自治会長だったりしますけれども、どこでどれだけ被害があるかという情報収集をするに当たって、やはり自主防との連携が必要であるといったことが考えられます。

ボランティアの待ち時間が長かった。

現地調査の聞き取りが上手くいかなかった。

局地的な災害でありましたので、土砂災害が起こった付近では、あのような壊滅的な状況になっているのですが、それ以外の場所では、そんなに被害が出ていないと

ということで、被災地とそうではないところの差が大きく、被災地以外では無関心な方が多かった。

被災地の土地勘がなかったのも、大変だったといった課題が挙げられました。

アンケートをした結果ですけれども、災害ボランティアというものを知っていましたかという質問に対しまして、住家の被災住民につきましては、約7割の方が知っていた。と言っても、3割近くの方は知らなかったということがございました。

自治会役員については、知っていた、聞いたことがあるも含めれば、8割ぐらいに知っているのですけれども、知らなかった人が1割ぐらいいらっしゃいました。

災害ボランティアが活動しているのを知っていたかという質問ですけれども、こちらは、知っていたという人は5割を切っております。知らなかった人が多かった。

自治会役員につきましては、知っている人が8割いたという状況です。

災害ボランティアの頼み方を知っていたか。

住家の被災住民については、知っていた人が2割しかおりませんでした。知らなかった人が8割です。

自治会役員についても、知っていた方は4割、また、知っていたけれども、どこに連絡していいかわからない、知らなかった人を含めると、半分ぐらいの方がいました。

実際これから見えることは、災害ボランティアが入ってきたときに、活動しているかということ、いかに住民の方に知らせるか、またはいかに頼み方を知ってもらうかということが、1つの課題であると考えられます。

災害ボランティアを頼んだか、勧めたかというところで、住家の被災住民につきましては、頼んだ方は3割でした。7割は頼まなかった。

自治会役員につきましては、勧めたという方は4割弱、勧めなかったという人も4割ぐらいいらっしゃいました。

どうして頼まなかったのか。被害が少なかった、家族・知人でやった、近所に手伝ってもらった、いわゆる共助というところで、素晴らしいことだと思うのですけれども、被害の大小はここからは見えてきませんが、近所で何とか対応できたから頼まなかったという事例や、後は、行政がやってくださった。その他、自分で頼まないけれども、他の人が頼んでくれた。6番、頼み方が分からなかった、活動を知らなかったというものが、理由として挙げられております。後、9番、もっとひどい被害の人がいるかと思ったというものもあるそうです。

災害ボランティアは自治会と一緒に活動したか。活動したが2割、これは多分自治会側の回答ですけれども、協力しなかったが5割ありました。

どうして一緒に活動しなかったかというところは、区には来なかったとか、必要なかったといったところが、7割近くを占めております。

ボランティアを頼んで良かったか。とても良かったという人は9割です。皆さん、やってもらって、復旧が進んで助かっているということです。

ボランティアと一緒に活動して良かったか。とても上手くいった、まあまあ、好意的な意見がほぼ占めております。

役場に聞き取ったところなのではございますけれども、良かったところとしては、公道や公共の場は行政と消防団、個人需要は災害ボランティアという住み分けがよく機能した。連絡会の報告により、活動を把握できたといったところがあります。

良くなかったところとして、ボランティアの数が分からず、作業計画が立てづらかった。災害ボランティアが現場で柔軟な活動変更ができず、協働を試みても、ロスの生じることがあった。依頼電話が役場に入ってしまったので、困ったという意見があったようです。

アンケートのまとめとしましては、連絡網がなかったので、連絡不十分であった。

被災者は、自分の被害は大したことないと考えてしまうというところが、読み取れました。

その他、自主防との連携が上手く取れなかった。

自治会役員は、連絡が不十分だと感じていた。

ボランティア自体を知らない人が多かったといったことが、アンケート結果から出てきました。

これは、西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会の合言葉だそうです。「生き残ろう！そして、地域のために働こう！」。

これからは、西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会の取組ですけれども、ボランティアのことを知ってもらおう。

訓練をして、スムーズにできるようにしよう。

自治会と協力する。

それぞれの地区に合ったやり方を進めよう。

被害に遭わなかったところの人たちは、できるだけ助けにいこう。

仲間を増やそうといったことをやっていきたいということです。

そのために始めた活動として、①がスキルアップの訓練。

②③が避難経路・地域ネットワークの確認としての町歩き。地理的なこともよく分かるようになるかと思います。

④普及・広報。コーディネーター養成講座を開いたり、福祉大会を開いたり、活動を掲載したりしております。

こんな感じです。災害ボランティア養成講座は、このようにやるということです。

立ち上げ訓練は、このような状況です。

マップづくりも、このように多くの方が参加してやりました。

このように、地図にふせん等をはって、いろいろなことの情報収集をしております。

この結果、ボランティアの受入れで数々の課題があり、課題を抽出した。

被災者は、自分の被害を過小評価することがある。

災害ボランティアのことが知られていない。

ボランティアコーディネーターのスキルアップと社協との協働は必須。

今回の災害は、被災地に偏りがあるので、各地区でボランティアコーディネーターが必要、多過ぎることはない。

居住区以外の地図が分かっていないと、話にならない。

自主防と親しくさせていただくのが大事。

マップづくりは、防災意識を高めるのに有効、マップを作るには、自主防との協力がなければ、効果は不十分といったことが挙げられました。

後は、地域に役立とうと思えば、生き残ることを考える。

有効な防災活動は、無理しない、でも、続けることです。

本日は、静岡県、県ボランティア協会、県社会福祉協議会の全体のお話をさせていただきました。

ボランティア受入れ事例につきましては、例えば昨年発生した常総市のように、規模が余り大きくはなく、受入れも10日程度で終わった、幸いにも10日程度で済んだといったことなのですけれども、ボランティアコーディネーター連絡会が課題等を抽出いたしましたので、今回、紹介させていただきました。

今回の話のまとめとしまして、行政と社会福祉協議会、ボランティア関係団体の連携を深める、顔の見える関係づくり。

ボランティアのスムーズな受入れと活動のために、行政は日頃から支援を進める。

災害対策本部からボランティア本部への災害情報を提供すること。災害情報を提供することで、どこを重点的に支援すればよいか判断可能となります。また、ボランティア本部から、現地の情報がフィードバックされるというメリットもございます。

自主防災組織とボランティア関係団体の連携が薄い。これは静岡県でもそうです。現在、静岡県で、自主防災組織の人を集めて、いろいろ検討しているのですが、ボランティアとの接点がないというのが実情でございます。現地の災害情報は、自主防役員が持っていることが多い。

いろいろと事例を紹介した中で、静岡県としても、こういったところを、今後も進めていければと考えております。

御清聴どうもありがとうございました。

④東日本大震災における NPO・NGO の支援活動とボランティアとの連携について

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）準備会事務局長 明城徹也氏

全国災害ボランティア支援団体ネットワークの明城といいます。

今日は、これから 20 分間「東日本における NPO・NGO の支援活動とボランティアとの連携について」話をさせていただきたいと思っております。

最初、丸谷先生からボランティアはいろんな人がいるという話がありましたけれども、私はボランティアの中でも、NGO でずっと働いてきておりました。

簡単に自己紹介させていただきますと、NGO ということで、主に海外でのいろんな被災者支援をやってきました。特に紛争後の難民が発生したときの支援みたいなものを、90 年の中ほどぐらいからずっとやってきて、実は国内の災害に関わったのは、東日本大震災以降ということで、今日、この話の中で、ボランティアのこれまでの経緯みたいなこともありましたけれども、そういうものを聞いて、なるほど、そういうことだったのかということで、私自身、これより前のことは、余り知らない、比較的新しいボランティアと言えるかと思います。

現在は、先ほど御紹介がありましたけれども、全国災害ボランティア支援団体ネットワークということで、支援の連携とか、調整等ができるような、新たな仕組みを作れないかということで、今、活動しております。

最初に、NGO とはどういうところなのか、どういうことをしている人たちなのかということをお話したいと思います。

先ほどボランティアのことを余りよく分かっていらっしゃらないという方は、たくさん手が挙がっていましたが、NGO というのは、もっと分らないですね。

これは、私が 2001 年ぐらいに行っていたところなのですけれども、シエラレオネというアフリカの小さい国があるのですけれども、そこにできた難民キャンプの写真になります。

ここで NGO がどういう活動をしているかということなのですけれども、実は様々な活動しております。これが難民キャンプなのですけれども、土地の造成も NGO がやっています。ここにありますように、難民が隣の国から逃れてやってくる。難民の登録、食事の提供もやりますし、新しく人が住む場所、1 つの町みたいなものができるので、ここに学校ができたり、更には病院ができたり、水を提供しないといけないですし、個々の家を整備しないといけない、こういう様々なサービスを NGO がやっています。

もちろん現地には政府もいますし、こういうところですので、国連機関も入ってくるのですけれども、現地の行政、国連機関、NGO が三者の合意の下に、こういうところで活動しています。いろんな住民へのサービスを行っているということが、普段、NGO の仕事としてあります。

もう少し海外の支援の話をしますけれども、難民キャンプの支援をする場合、クラス

ター・アプローチと書いてありますが、これは何かと言うと、簡単に言えば、支援の分野ごとに幹事が決まっていると思っていただければいいと思うのですが、例えば先ほど難民キャンプで水を提供するという話をしましたけれども、水というのは、UNICEF がやっています。UNICEF は、教育とか、子供の支援ももちろんするのですが、水の支援の幹事にもなっていたりします。難民が発生しましたとあって、NGO が海外に行って、水の支援をやりたいといったときには、UNICEF に行くのです。

UNICEF に行くと、どこの地域では、井戸が何本あるから、その地域では要りません、でも、こちらではまだ全然支援が入っていないので、こちらで井戸を掘ってくださいとか、そういう情報を持っていて、更にはコーディネーションをやっている。ですので、NGO の人たちが海外で支援をするときは、どこの分野の支援をするには、どこに聞いたらいいかという、事前にある程度明確になっているという状況があります。

海外で支援をする団体、NGO と呼ばれる団体なのですが、日本にもそういう団体が幾つかあります。そういう NGO をサポートしている、ジャパン・プラットフォームという緊急支援をサポートしているところがあるのですが、そこに加盟している団体だけでも、日本には 48 団体あります。

NGO というのは、難民の支援とか、自然災害、去年で言うと、ネパールの地震であるとか、その前のフィリピンの台風の被害とか、そういう自然災害を数多く経験しますし、すぐに海外へ飛んでいく人たちなのですが、そういう団体が、東日本大震災が起きて、どういう活動をしたかということをお紹介したいと思います。

これは3月11日から8月9日の約5カ月間の間に、どのぐらいの規模の支援を、NGO と呼ばれる支援団体がやったかということなのですが、一番大きいのは、食料とか、物資支援ということで、27 億円という大きな金額を使っています。

それから、地域復興ということで、こちらは清掃や瓦礫撤去もあるのですが、避難所の支援であるとか、障害者や高齢者の施設、そういったところへの支援も含めて、5 カ月間で 10 億円になります。

更には医療関係の支援を行ったり、教育関係の支援、そういったことも、いろんな専門分野の NGO と呼ばれる団体が、5 カ月間でこれぐらいの規模の活動を行ったということがあります。

なぜこれだけの規模の活動が行えたかと言うと、先ほどちょっと御紹介した、ジャパン・プラットフォームというところがありまして、こちらが企業等からの寄付を中心に、70 億円ぐらい、東日本大震災で寄付を集めました。

発災直後の2～3カ月に、多くの企業からの寄付を一気に集めて、そういったお金を基に、こういう団体に資金助成をしているという仕組みがあったので、これだけの活動ができたという経緯もあります。

これは字が細かくて、見づらいなのですが、こういった NGO が、岩手県でどういう展開をしたかということなのですが、詳しくは、後で見ていただければと思うのですが、こういうたくさんの団体が、いろんな分野の支援をこういう地域に入って行ったということになります。

これは5月30日時点ということで、2カ月ちょっと経ったときに、これだけの展開が既にされていたという表になります。

先ほどの表を地図上に落とし込もうとしたものが、英語のものです。見づらいのですけども、こちらが岩手県の地図になるのですが、どういう支援団体が、どこに入って、どういう分野の支援をやっているかということをもとめようとしたものです。

これは上手くいきませんでした。なぜ上手くいかなかったということなのですが、そもそもこの仕組み自体は、先ほど言ったクラスターシステムの仕組み、分野ごとに幹事がいるという話をしましたけれども、海外では国連がそういうふうに情報を集約して、誰がどこで何をやっているかという情報を集約して、今、必要なものは何なのか、必要な場所はどこなのかという調整をしているのですが、今回の東日本の場合、日本政府はしっかりしているということで、国連は入れなかったという状況があります。でも、こういう情報の取りまとめは、必要だろうということで、先ほど言ったジャパン・プラットフォームと、もう1つ、JANICというNGOのネットワークが協力して、何とか調整の仕組みを作れないかということで、試みをしたものです。

このときに何が起きていたかというと、個々のNGO、先ほどの岩手のもので、いろいろなところが現地で入っていましたけれども、あれだけの大きな災害だったので、入った先で支援活動をせざるを得ないということで、どんどん支援活動をしていったのですが、彼らの悩みは、今、支援活動を始めたのだけれども、もっと支援が必要なのところがあるのではないかと、支援の届いていないところをどうやって探していいか、それが全く分からなかったのです。

そもそもNGOを相手に調整をするということが、これまで余りされてこなかったもので、どうしていいか分からない。逆に言えば、海外では調整するというのに慣れ切っていたので、調整されないで支援をするということは、非常に不安だった。それではということで、調整を試みたのですけれども、皆さん、こんなところは聞いたことがないですね。

宮城県に行って、支援の調整をしたいですと、こういう団体が行きました。先ほどの言った、NGOの48団体ぐらいだったら、知っているのも、情報がもらえました。でも、実際は1,000を超えるような支援団体が行っていました。NGOだけではなくて、いろんな支援団体が現地に入りましたし、ボランティアセンターでもいろんな活動が行われていました。また、行政でも、いろんな被災者支援活動が行われていました。そういったことを、こんなNGOだけで取りまとめることは、到底できませんでした。国連の協力も得て、試みてはみたのですけれども、結局、断片的なものしか作れなかったというのが、東日本の我々の経験でした。

もう1つ、NGOのことを話しますと、先ほどボランティアは、お作法を作りましたという話がありましたけれども、NGOの中では、もともと行動規範というものを、赤十字と一緒に作っています。

幾つかポイントを見ていきたいのですが、2つ目、ここが行政との一番の違いを表していると思います。援助の優先度は、その必要性に基づいてのみ決定されるとい

うことで、NGO 等の団体は、平等性とか、公平性よりも、必要があればやりますということのを大事にしているというのが、1つ大きな特徴だと思います。

先ほど岩手県に NGO が入っていったリスト、表がありましたけれども、NGO という、もしかしたら、外からいきなり入ってきて、ガヤガヤといろんな活動を勝手に始めてしまうと思われていたところがあります。東日本のときも、そういうふうに思われていたところがあるのですけれども、もともとはそうではなくて、地元の対応能力に基づいて、災害救援を行うように努めるということも、事前に行動規範の中に書かれています。更に地元の対応能力プラス、適切な調整の下に行われる。だから、必要性があつて、地元の対応能力に基づいて、適切な調整の下に行われるということを非常に意識します。

最後なのですけれども、救援というのは、特に緊急救援は、目の前の基本的なニーズを満たすのはもちろんなのですが、更に将来の災害に対する脆弱性をも軽減させることに向けられなければならないということで、長期間にわたって何がいいのか、そういうことを考えながら、緊急支援をやっていかないといけない。そういうことも考えながらやっている。逆にここがどれだけ考えられているかということが、NGO の腕の見せどころみたいなものにもなるわけですが、要はこういうことが事前に NGO の中では考えられている。

こう書いてあるのですけれども、上手くいかなかったのは、例えば地元の対応能力に基づいてということなのですが、事前に地元と全くつながっていなかったのです。海外での支援はしていました。NGO を行政は知っています。でも、それは外務省です。

国内で災害起きたとき、日本で災害が起きたのだから、海外で支援するよりも楽ではないかと、最初は思っていました。でも、地元のことをこれまで全然知らなかったので、社協がボランティアセンターを立ち上げる、何か聞いたことがあるというぐらいで、県庁に行って NGO ですと言っても、よく分からないという話になってしまう。そういう意味では、初動において、関係性が築けていなかったために、非常に苦労したということもありますし、災害の支援を行っている途中でも、自分たちがやっていることは、将来に対していいことなのかと思っていました。地元とのつながりが薄いので、災害の支援に入って、表面上は喜んでいただけますけれども、これに対して、本当に手応えのある活動が最初からできるようになっていたかということ、非常に不安を抱えながらやっていたということがあると思います。

ここまでは難しかったことということで、話をしましたが、ちょっとだけできたことをお話したいと思います。

これは政府の現地対策本部の体制図になるのですけれども、重要テーマ担当割ということで、ボランティアが宮城県には入っていました。先ほど内閣府でボランティア活動検討会をやっていたという話がありましたけれども、たまたま活動検討会の中に、NGO の人が1人いて、その人が、災害対策本部の中に入っていた内閣府の人と知り合いだったということで、ボランティアということが重要テーマになって、これをきっかけに、薄い関係の中でスタートしたというのが、宮城の事例になります。

これがそのときの写真なのですけれども、現地対策本部会議の様子です。ここに本部長の方がいらっしゃって、各省庁からのリエゾンの方がいます。宮城県庁の会議室の中にこういうものが設けられたのですけれども、そこに NGO・NPO の人間が入って、災害対策本部の会議の中で、一緒に情報共有するということが行われました。

国の現地対策本部でこういうことが行われた結果、もう 1 つ、こちらは石巻市役所なのですけれども、石巻市役所においても、自衛隊と石巻市、NPO・NGO が一緒になった、情報共有の会議が行われたという事例であります。

こういう連携が生まれたことによって、何ができたということなのですけれども、1 つは、今、石巻の写真がありましたが、あれは何の話をしていたかということ、当時、たくさんの避難所があって、自衛隊だけでは、全部の避難所をカバーできない。食事の提供を自衛隊がやっていましたけれども、全部の避難所をカバーするのは無理だということで、地域割をしましょう、自衛隊はどこの避難所を担当します、NPO・NGO はこちら側の避難所を担当してくださいということで、炊き出しの調整をしました。

気仙沼では、自衛隊と NPO で、自衛隊は主食を出します、NPO 側は副食を出してくださいという調整をしました。

次に応急仮設住宅の支援についてです。仮設住宅がどんどんできて、行政は箱物を提供します、鍵を渡します。それで終わりだと思っていたのですけれども、当然中に生活必需品がないと、暮らしてはいけないわけで、家電の 6 点セットは日赤が提供しました。布団とか、お風呂周り、キッチン周り、そういった必要なものは、余り想定がなかったのですけれども、それを NPO と行政が連携をしまして、宮城県内では、11 市町において、2 万 3,000 セットの生活物資の提供をしました。同様に冬の寒さ対策、暖房器具の配布等も行ったということで、一部、こういう連携ができたということがありました。

こういう結果を基に、宮城県においては、災害後に対応の検証を出しています。その中には、県の NPO の受入れ体制を事前に定めておく必要があるということが書かれていました。

こちらは岩手県のものになるのですけれども、岩手県でも同様に、あらかじめ調整を図っていく必要があるという認識がされてきたという事情があります。

災害後に起きたネットワーク組織ということで、いろんなネットワーク組織ができたのですけれども、できたことというのは、あれぐらいだったのです。専門性のある団体等も入って、もっといろんなことができたのではないかとということがあるのですけれども、結局、災害後にできたネットワークということでは、情報共有であるとか、関係構築、これぐらいが限度だったのではないかとと思っています。効果的な被災者支援をするための調整であるとか、協働というのは、限定的で、この辺を今後どうやって準備を進めていくかということが、大きな課題だと思っています。

時間が押してきているのですけれども、最初に災害対策基本法の話がありましたが、ボランティアということで、連携するといっても、誰とどうやってというところが、一番大きな疑問だと思います。

ボランティアといったときに、誰なのかということで、災害法制上のボランティアと

というのは、市民セクターとも置き換えられるかも分からないのですけれども、ボランティアというのは、一般的には個人のボランティア、個人の人たちがたくさんボランティアセンターに来て、地域の支援活動を行うというイメージがあるかと思うのですけれども、実は NPO が組織的に専門分野を持って支援をする。更には NPO の中に、国際的に緊急支援をやっているようなところもあって、こういうボランティアが、一くくりにボランティアと言われているのが、現状だと思っています。

これを見たときに、先ほど茨城県の地域防災計画の話がありましたけれども、あれはもしかしたら、このことだけを想定しているとか、一方で、静岡県の方のお話で、支援団体という言葉が出てきましたが、支援団体の情報の把握をして、支援団体との連携を進めるということが書いてありました。ということは、この辺まで全部考えてされているのではないかな。

ボランティアセンターの中でも、協働型で、NGO や NPO も含めて、ボランティアセンターをやっているところもあれば、ボランティアセンターというのは、この範囲内でしょうということで、やっているところもある。地域によっていろいろなのです。ただ、いろいろな地域性があるのですけれども、どうやってこういう人たちの受入れをするか。更にはこういう人たちの力をどうやって生かすのかという、準備をしなければいけないと思っています。

これは災害対応での関係性なのですけれども、こちらに行政がいて、NPO・NGO がいて、個人のボランティアがたくさん来る。こちらが、どちらかというと、現場対応みたいな話になるのですけれども、ボランティアセンターと個人ボランティアの仕組みは、今、かなりできてきて、スムーズに行けるようになってきていると思いますが、NPO・NGO はどこに行ったらいいか分からないというのが、よくあるパターンだと思っています。ですので、この辺をどうやってつなぎ合わせていくのかということ、考えていかなければいけないと思っています。

時間も押してきているので、すぐに終わりたいと思うのですけれども、そういった状況を踏まえて、今、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク準備会というものを、今、私どもで行っております。ここでは、被災者・被災地支援に関わる行政、企業、市民セクター、こういったところが、災害対応の課題を解決するために、連携の促進と支援の調整を実行するための仕組みができないかと思っています。市民セクターとの連携をきっちりしていくということも、1つ大事な要素だと思っていますし、セクターを超えたところとの連携というのが、更にやらなければいけない部分だと思っています。

現在、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク準備会は、こういうメンバーで、会議を重ねているという状況です。

全国災害ボランティア支援団体ネットワークが、今後やっていかないといけないことは、NPO 間、市民セクター間の連携強化であるとか、セクターを超えた強化です。一番大事だと思っているのは、東京でネットワークを作っただけでは機能しないので、地域とどうやって連携をしていくのか、ここが一番大きな課題だと思っています。

この辺は、後で見ていただければと思うのですけれども、災害が起きたときに、しっ

かりコーディネーションができるような仕組みを作りたいと思っております。

茨城県の話もちよっとしたかったのですが、こちらは児玉さんの話もあったので、飛ばしますが、この後もしばらくいますので、後でまた御質問等があれば、していただけたらと思います。

地域との関係性というのが、今後、一番大事になってくると思います。内閣府でもボランティア検討会をこれまでやってきていましたが、民間側も連携のための場づくりをやっていきたいと思いますので、これからもよろしくお願いします。

今日は、どうもありがとうございました。

⑤質疑応答

○京都府 古橋氏：京都府庁の古橋と申します。今日は、ありがとうございました。

幾つか質問がありまして、村井さんと明城さんにお聞きしたいと思います。

村井さんにおかれましては、御説明の中で、災害ボランティアあるいは社協の方が、県の災対本部に入るというお話があったかと思います。京都府もこういう取組をしたかと思っていたところで、是非お手本にさせてほしいと思っているところなのですが、こういった取組は、いつほどからされているのか。あるいは社協さんとかなり密接な関係を持たれた結果、こういうことになったかと思うのですが、そこら辺の関係性についてお聞きしたいのが1点です。

それから、市町の支援チームがあったかと思うのですが、これは県の職員の方が、実際に市町の災対本部なり、被災地なりに赴かれると思うのですが、どういった方が行かれるのか。

これに関連して、防災部局の出先機関があるとおっしゃっていたのですが、その方々が行かれるのか。その方々というのは、出先機関で防災の専任の職員でおられるのか。そこら辺も含めて、もうちょっと詳しくお聞かせいただければと思います。

○村井氏：今の1つ目の質問ですが、災対本部にボラ協、社協の人が入ようになったのは、ボランティアの受入れ体制が平成25年に見直されて、これは県内の市町社協から、提言といった格好で、こういう形にしたいという提案があって、それを受けて、静岡県が変えました。それを踏まえて、連携体制が必要だという格好で、例えば県本部災害ボランティア本部・情報センターには、県庁からも要員を派遣したり、県災害対策本部にはボランティア本部からリエゾンをもらって、協力しようという格好になっております。体制の見直しが1つのきっかけになっているかと思います。

2つ目の市町支援チームなのですが、こちらは、スライドの35枚目のところに、構成と書いてあるのですが、基本的には静岡県災害ボランティア本部・情報センターの中に設置されております。その本部が、県社協、県ボラ協、そのほか、ブロックで応援してくださった皆様とやるので、基本的に県職員入りません。そういった方たちが、市町の災害ボランティア本部を回って、困りごとを聞いたり、不足があるかどうか確認したり、情報収集を図るといった格好です。

3つ目の県の出先機関なのですが、賀茂振興局の中に危機管理課があって、その他、東部、中部、西部に各危機管理局がございます。その中に、危機管理課と地域支援課があり、市町の危機管理に対する支援や、その他、ボランティアとか、自主防とか、そういった形の支援等を行っております。危機管理部の出先として、基本的には防災の職員がおります。

以上です。

○京都府 古橋氏：ありがとうございました。

引き続きまして、明城さんにお伺いしたいことがありまして、最後の方で、都道府県向けのキャラバンという取組を、今後されるということで、非常に楽しみといえますか、心強く思っているところであるのですけれども、冒頭の丸谷先生の御指摘にもあったように、都道府県で温度差と言いますか、行政と災害ボランティア、あるいは社協との連携具合があると思います。静岡県さんみたいに、しっかりしているところもあるようですが、我々京都府は発展途上ということで、どういった計画と言いますか、温度差を上手いこと吸収していただける取組になるのか、今の段階で、そこら辺の計画等がもしあれば、御教示いただければと思います。

○明城氏：全国災害ボランティア支援団体ネットワークというのは、今、準備会という形でしまして、今、正に法人化を立ち上げようという形でしておりますので、具体的な計画はまだお示しできないような感じなのですけれども、これまでもいろいろなところで協力させていただいているところもありまして、例えば2週間前は、岩手県で、NPO、行政、社協と一緒に、シミュレーションをやるような研修会をさせていただいたり、後は、長野県でも災害対策本部訓練の中に入れていただいて、一緒に訓練をさせていただいたりということで、幾つか進んでいるところはあります。

今日の午前中も、東京都の図上訓練があつて、見学という形だったのですけれども、連携の取組が進められるように、お手伝いをしているような状況です。

こういった取組は、我々も横展開をどんどんしていきたいと思っておりますので、今日のこの場は、取組を知ってもらう、すごくいいきっかけだと思っております。そういう形で呼んでいただければ、是非行きたいと思っておりますし、地域のNPOは、地域の防災の関係者との連携体制みたいなものが、まだまだできていないところがありますので、そういったところの足掛かりもしっかり作っていきながら、やっていきたいと思っております。

以上です。

○京都府 古橋氏：ありがとうございました。

3 ワークシート各自治体回答一覧

グループ討議を行うに当たり、各自治体には、事前に下記「グループ討議ワークシート」により、1～3の設問に回答していただきました。設問と回答結果は、次ページ以下の一覧のとおりです。

<テーマ：地域における行政と災害ボランティアとの連携、体制づくり>

設問①	行政と災害ボランティア（団体か個人を問わない）との連携における課題（貴団体側の課題・貴団体が考える災害ボランティア側の課題）を具体的にお教えてください。また、貴団体が都道府県の場合は、行政と災害ボランティアとの連携に関し、管内市町村が考える課題について、ご存じのことがあれば併せてお教えてください。
-----	---

団体名	回答
北海道	災害ボランティアを必要とするような場面をイメージしにくい。このため平時、有事の連携体制の整備が十分ではない。
青森県	
岩手県	東日本大震災津波においては、行政、社会福祉協議会、NPO 等の間での連携が不十分であり、支援内容や地域が重複した一方、支援が行き届かない地域が生じる等、効果的な支援ができていない面がありました。
宮城県	本県では、「宮城県災害ボランティアセンター支援連絡会議」を定期的に開催し、災害ボランティア関係団体と情報を共有しているが、災害時における具体的な連携方法等については特に決まりがないため、被害規模に応じ、その都度各団体が実施可能な支援内容を確認する必要がある。また、市町村においては市町村社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置・運営することとなっているが、市町村社協は元々の職員数が少なく、災害時に人員不足に陥るおそれがある。
山形県	【県の課題】 これまでの研修会を通じて育成した災害ボランティア運営者や協力者等を、災害時、災害ボランティアセンターが設置運営される中で、どのように効果的に活用していくか。 【市町村課題】 災害ボランティアに関する情報・人材・予算等の不足による、取組の希薄。災害ボランティアセンターを設置する市町村社協との、平常時からの予算や人材を含めた役割分担・協力体制等の確認が進んでいない。

栃木県	県と市町に共通した課題として、災害ボランティアを所管する部局と社会福祉協議会を所管する部局が異なり、災害ボランティアの役割に対する理解が薄く、連携という意識がないことが挙げられる。
群馬県	特にありません。
千葉県	詳細は把握していませんが、様々な立場や考えのボランティア団体や個人がいる中で、行政としてバランスの取れた連携を図ることに、一定の配慮が必要なのではないかと考えます。
東京都	【行政側の課題】 行政(災害対策本部)の情報を、東京都災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティア団体等と効果的に共有する方法。 【災害ボランティア側の課題】 東京都災害ボランティアセンターの機能的な運営。 ※区市町村については把握していない。
新潟県	災害発生時は被災地の社協が中心となりボランティアセンター(VC)を設置・運営することになるが、都道府県がVCに対し、どのような協力をすれば効果的か、計り兼ねている。
石川県	①本県の課題としては、危機対策部局、健康福祉部局、土木部局、災害ボランティア部局が各部局ごとに関連団体との関わりを持っているが、災害時に被災地に開設されるボランティアセンターにおいて、専門的なボランティアが必要となった場合の関連団体への連絡方法や連携方法等の調整が不十分であると考えている。 ②大規模災害が発生した場合、全国的に活動している他県の災害ボランティア支援のNPO等の団体が被災地に入っていることが想定されるが、その場合の連携方法等が定まっていない。
福井県	初期段階において、被災した市町村は、災害状況の把握等に追われ、災害ボランティアセンターの立ち上げまで手が回らない状態が生じた場合の対応。
山梨県	災害時におけるボランティアの役割や重要性について理解はしているものの、少ない人員で通常の防災業務を回すことで手一杯であり、ボランティアに関する取組に人員を割くことができないという実情がある。
長野県	行政とボランティアの中間にある防災ボランティアの活動への対応(技術を持ったNPO(法人)の対応・支援方法)。
長野県	①行政(県、市町村)の役割分担と受援体制の構築が課題である。 ②災害ボランティアをどのように活用するかについて理解が低い。
静岡県	管内の各市町村では、社会福祉協議会とボランティアコーディネーター団体が、それぞれボランティアセンター運営マニュアルを作成しており、組織的な面での連携体制は整っていると考えています。一方で、災害時には通信手段の確保や、ボランティアセンターが市役所から離れている等、災害時の連絡手段喪失による連携の支障は課題であると考えております。

静岡県	静岡県では、大規模な災害が発生した場合に県社会福祉協議会及び県ボランティア協会が連携して、災害ボランティア本部・情報センターを立ち上げる。このため、ボランティアを所管するNPO 担当課、社会福祉協議会を所管する福祉担当課、災害対策を所管する防災担当課の連携が取れていないと、ボランティアと行政の連携は上手くいかないと思う。
愛知県	愛知県では、災害時に市町村の災害ボランティアセンターを支援するため、広域ボランティア支援本部を立ち上げることとしている。しかし、訓練（年に1回）では災害ボランティアセンターとの無線通信訓練が中心であり、災害時における情報共有、人員・資材の分配等の訓練については十分な取組がなされていない。
三重県	①当県では、大規模災害時に速やかな支援活動が実施できるよう、県内に活動拠点があり、専門性やノウハウを有したNPO 等と平常時に協定を締結する事業（災害時NPO 活動支援事業【緊急支援活動】：1団体120万円上限で活動経費を支援）に取り組んでいるが、専門性やノウハウを有したNPO 等からの応募が少ない状況である。 ②当県では、県内外の大規模災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、「災害ボランティア活動の支援に関する協定書」を締結し、官民6団体が協働で「みえ災害ボランティア支援センター（以下、「支援センター」という。）」を設置することになっている。しかし、平常時においては、毎月1回官民6団体で幹事会を開催しているが、支援センターが常設設置されていないため、県内外のボランティアや支援団体とのネットワークが構築できていない。 ※特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPO ネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県 ③管内市町が考える課題について、当方では把握していない。
京都府	【現状】 ○京都府では、平成16年の台風23号時の経験から、平成17年に京都府（行政）と民間のボランティア団体等が協働し、常設の「京都府災害ボランティアセンター」を設置。（事務局：京都府社会福祉協議会）災害ボランティアが持つ専門的スキル、全国の災害ボランティアとの繋がり、社協のネットワーク、行政の情報と信頼性が繋がることによる相乗効果を期待。 ○府内市町村においても、京都府からの要請に基づき、現在、全ての市町村で災害ボランティアセンターが常設（協定のみも含む）されている。（常設型16、協定型10） 【課題】 ○災害対策本部に地元災害ボランティアセンターが参画していない市町村も多いことから、災害ボランティアセンターに的確な被災情報等が伝わら

	ず、また、災害ボランティアニーズ等の収集も災害ボランティアセンター任せになることから、被災地域の支援にアンバランスが生まれている。 ○災害ボランティアセンターの運営(マッチング業務、資機材管理、輸送調整等)を現地の社会福祉協議会が行わなければならないことが、現地社協職員が得意とする戸別訪問等によるきめ細やかな地元ニーズの把握ができず、支援がアンバランスになる一因となっている。 ○また、災害ボランティアセンターの閉鎖のタイミングも行政の思いと異なることも多々あり、混乱が生じている。 ○災害ボランティアセンターを経由せず、ダイレクトに支援に入る災害ボランティアの活動が、現場の混乱の要因となることもある。 ○更に、京都府内の災害ボランティアセンターによる支援活動では避難所支援や要配慮者支援、被災者の生活支援については、余り行われていないことから、新たな支援の仕組みの検討が必要。
京都府	○京都府及び府内の全市町村でボランティアセンターが常設されている(常設 16、協定 10)が、行政との連携度合いに温度差があり、統一的な対応ができない。 ○更に、都道府県の間でも連携の有無、温度差に相当の差があり、大規模災害で府県を超えた支援を実施するに当たって、体制や環境の大きな差がある。よって、被災府県に到着後、まずは府県、ボラセンの体制の確認等から行うこととなるが、それ自体が本来無用であるし、府県・市町・ボラセンの連携が十分でない場合はその関係構築に相当の労力が必要となる。 ○市町村については、行政、ボランティアともに、県と市町村の間で連携が進まず、情報共有されない等の問題が散見される。(複数の市町村で被災した際に、県で情報がまとめられず市町同士でやりとりせざるを得ない、等) ○災害対策本部にボラセンからの派遣要員がおらず、タイムリーな情報共有ができない。
大阪府	本府では「災害時におけるボランティア活動支援制度」を設け(平成 10 年 2 月)、大阪府社会福祉協議会や市町村と連携し、府内のボランティア団体と災害ボランティアのネットワークを構築すべく、研修会等を実施しています。 制度開始から間もなく 20 年を迎える中、登録団体のメンバーが高齢化する等の課題に直面しており、制度の府内市町村への拡大や登録者数の増加等を目標としつつも、制度自体の抜本的な見直し等が必要と認識しております。 初期段階において、被災した市町村は、災害状況の把握等に追われ、災害ボランティアセンターの立ち上げまで手が回らない状態が生じた場合の対応。また、府内市町村においても、マンパワー不足等から災害ボランティア業務にまでなかなか携わることができないのが現状です。
兵庫県	【行政側の課題】 ○災害ボランティア団体と担当者レベルでの日常的な顔の見える関係性が

	構築できていないため、災害時に速やかに協力依頼ができるか、どのように役割分担すべきかが見えず、不安に感じている点。 【災害ボランティア側の課題】 ○被災者・被災地の状況に応じた行動・活動。 【管内市町村が考える課題（市町村が考える課題は把握しておらず、市町村協の課題として記載）】 ○市町村協の施設および職員が被災することも多く、市町村協職員以外でのボランティアコーディネーター等運営スタッフの確保。
兵庫県	○災害ボランティアを支援する団体(行政を含めて)の平時からのネットワークづくり。 ○災害ボランティアセンターに係る市町と市町村協の協定。 ○災害ボランティアに係る部署として、市町では、市町(防災担当・ボランティア担当)と市町村協、都道府県では、都道府県(防災担当、ボランティア担当)、都道府県社協があるが、いずれも防災担当がボランティアのことまで関わるという意識は余りなく、3者のつながりが希薄であると感じている。
鳥取県	【県の課題】 災害ボランティアには多様な形態があるものと理解しており、県の所管も複数部局に渡るため、災害ボランティア全般を所管する部局が不明確。 【市町村の課題】 特になし。
岡山県	災害ボランティアに関し、岡山県は、もっぱら県社協、市町村社協と連絡調整を行っており、市町村の担当者と直接交流する場面はなく、把握できていない。
山口県	各市町や災害ボランティア等、いわゆる発災時における当事者側との情報交換や会議の場を設けておらず、縦の連携が薄い。
高知県	日頃、行政と災害ボランティアセンター事務局が接触する機会はあるが、行政と災害ボランティアが顔を合わせる機会がほとんど無いので、顔を合わす機会を設けることが大事になると思います。
福岡県	○福岡県の課題として、ボランティア派遣業務において、本県職員が、どこまで関わっていくかが挙げられる。 ○本県では、福岡県災害ボランティア連絡会事務局として、ボランティア派遣に係る調整を行っている。 ○平成24年梅雨前線豪雨でのボランティア派遣に当たっては、ジャンボタクシーを借り上げ、災害ボランティア連絡会の会員、県で集約したボランティア等と、当課職員が随行者兼ボランティアとして対応に当たった。 ○被災地では、ベテランのボランティアスタッフが求められるが、職員自体が不慣れなこともあるため、ボランティアの運営にあたっては、ボランティア団体等が主に運営を行い、職員は調整までに留めるとすべきかについて、検

	討が必要である。 ※派遣実績：H24.8.2～H24.8.26 のうち 14 日間(延べ 214 名派遣)、H25.4.27～H25.5.26 のうち 8 日間(延べ 110 名派遣) ○県内の災害ボランティア側の課題としては、ボランティア団体同士の関係性から、依頼の際に配慮が必要である。 ○県内市町村における課題として、災害ボランティアと関わる機会が少ないことが課題として考えられる。市町村においては、発災時に、市町村社会福祉協議会が中心となってボランティアセンターを設置していることが多いため、市町村の防災担当職員はボランティアセンターがどのような運営をしているのかを把握していない場合がある。
長崎県	管内市町村が考える課題は把握していないが、災害ボランティアとの役割分担や連携は、県内 12 団体で構成する長崎県災害ボランティア連絡会で作成した「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル」で定められている。いざ災害が起きた際には、原則臨機応変対応が求められるが、実際の連携について各団体や部門間でのイメージが共有できていないとの問題意識がある。
熊本県	平成 24 年 12 月に発生した熊本広域大水害(県と4市で災害ボランティアセンターが設置)の災害対応に係る検証において、下記の点が課題として挙げられた。 ①災害ボランティアセンターについては、平時からの設置訓練等が活かされ、発災翌日に立ち上がったセンターもあったが、活動を円滑に行うための十分なスペースが確保できないセンターがあった。また、必要な時期に必要な数の資機材がスムーズに確保できないケースもあった。 ②平時からの訓練や関係機関との連携の効果もあり、センターの運営はおおむね順調であったが、被災者とボランティアとの調整に時間を要する等、センターの運営方法等について一部見直すべき点もあった。
大分県	○社会福祉協議会が積極的に災害ボランティアに関わる姿勢は、平成 24 年九州北部豪雨災害後、研修事業を組んできたので、かなり積極的になっているが、まだ、行政、民間団体や NPO との協働による災害ボランティアセンター運営体制の構築には至っていないのが現状。 ○南海トラフ地震の大きな被害を受けるとされている海岸部と、そうでない内陸部での災害ボランティア受入れ体制の構築に係る意識が異なる。かなり市町村により温度差がある。
宮崎県	当県では災害ボランティア全般について県・市町村社会福祉協議会が窓口となり需給調整等を担うこととなっており、災害ボランティアとの日常的なつながりが希薄になっている。 行政として災害ボランティアとの直接の連絡ルートを持っていない可能性がある。
沖縄県	沖縄県では、災害ボランティアの事前登録制度や災害ボランティアとの連

	絡会議等災害ボランティアに関する体制整備が行われていないことが課題と考えます。 管内市町村が考える課題については、把握しておりません。
埼玉県 さいたま市	当市では、災害ボランティアセンターは、市及び区が設置し、その運営を市社会福祉協議会が主体となって行うこととなっている。また、市でもボランティア統括班が設置される。対外的に似たような名称であるため、問い合わせ先が2か所あるような印象を持たれ、かつ、それぞれの役割が不明確となっている点が課題となっている。
埼玉県 さいたま市	災害時に避難所のニーズ把握をするための市で育成する災害ボランティアコーディネーターが、避難所でのニーズを一般ボランティアや専門ボランティア（医師、看護師）を意識することなく全てのニーズをボラセンに挙げてしまい、ボラセンでは必要な人員の確保や振分けの際に過不足が出る等の問題が生じることが懸念される。今後も平常時からの社協等を含めボランティア全般の連携が必要と感じている。
千葉県 千葉市	行政から発信する被災地の情報不足から、災害ボランティアの役割が不明確になり、ボランティアの活動と被災者に必要な支援との不一致が生じてしまう恐れがあることが課題であると考えます。
千葉県 千葉市	【行政側の課題】 ○活動拠点の提供：被災地付近の拠点確保に関する事前の調整。 ○資機材・設備等の提供：行政側が調達を支援する資機材の洗い出し。 ○経費に関する支援：活動に関する保険料等必要経費の整理及び支出に関する事前の調整。 ○情報収集・提供：被害状況・被災者ニーズに関するタイムリーな情報伝達体制の確認。 【ボランティア側の課題】 ○安全の確保及び保険の加入。 ○滞在場所の確保。 ○タイムリーな情報収集。 ○ボランティア間の連携。
千葉県 柏市	災害ボランティアの活動範囲及び行動範囲の決定。 災害ボランティアの活動に際した怪我等の補償。 災害ボランティア団体の指揮、情報伝達等の集団としての能力が不明瞭
千葉県 いすみ市	【1 行政(いすみ市)側の課題】 ①地域防災計画、職員マニュアル、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づく担当部署の人材(員)・資器材・予算等の不足。 ○計画・マニュアル等に基づき平素からの体制確立や訓練を行っているが、教訓等を反映させるための予算・人材(員)不足(財政難・人員削減・高齢者化等)により体制の確立・連携に至っていないのが現状であ

	る。また、行政がボランティアの基本理念、行政・ボランティアの役割分担(それぞれの位置付け)、活動原則等を正しく理解していない。 ②災害ボランティアネットワーク構築の確立、災害協定締結の遅れ。 ○県と連携して、専門・一般分野毎にボランティア団体・企業(NPO、NGO含む。)等に事前登録を推進したが、組織の定数縮小等により事業が進んでいない。 ③県災害ボランティアセンター・広域災害ボランティアセンター及びボランティア団体・企業との連携不足。 ○県、市町村の防災訓練で行政と災害ボランティア団体・企業と連携した訓練(図上訓練を含む。)を実施していないので、県への応援受入調整・ボランティア団体・企業との連絡調整・要領等(顔の見える関係の構築・維持)の演練不足。 また、実災害時の登録・受付～オリエンテーション～ニーズ・マッチング～活動確認・資器材受領～移動～活動～活動終了・帰着～活動報告や情報共有等の連携要領も演練されていない。 【2 災害ボランティア側の課題】 ①団体・個人ボランティアの認識の格差大 ○ボランティアの基本理念、行政・ボランティアの役割分担(それぞれの位置付け)、活動原則(身分、活動コスト等)の理解に格差がある。 私の災害派遣の経験から、ボランティアの中には一部ではありますが「自由な身分」を保証されているから……、水・食料・宿泊場所を要求する……方も見えています。被災地での守らなければならない最低限のルールは守って欲しいものです。 ②高齢化社会に伴うニーズへの対応 ○高齢化に伴い、社会福祉型の地域ボランティアの増加と体力が必要なニーズに対応できるボランティアの確保が必要
横浜市	行政内部における災害ボランティア組織の認知度不足等。
神奈川県 相模原市	市域全体で災害が発生した場合、複数の現地災害ボランティアセンターを立ち上げる必要があるが、センターの場所や運営人材の確保が困難になると想定される。
長野県 岡谷市	○災害時等におけるボランティアセンターの設置や運営は、庁内の担当部署が筆頭となり、市社会福祉協議会とボランティア連絡協議会を中心として実施することとなる。行政機能が低下した場合も想定して、社協やボラ連によるセンター運用が求められるため、普段から運営のノウハウの熟知や TENT や机・物資等の保管、機器類の確保等を検討しておく必要がある。 ○災害発生時や発生後、災害ボランティアに対する支援が十分に行き届くのか。どこまでできるのか。 ○行政も社協も業務が過密になる中、連携を深める機会を作ることがなかなか

	か難しい。 ○ボランティアにどこまで責任を持って取り組んでいただくか。
岐阜県 岐阜市	【市側の課題】 ○災害ボランティア受入れに関する課題。 ◇地域防災計画において、「災害ボランティア計画」及び「ボランティアセンター運営マニュアル」はあるものの、計画の実効性を高める必要がある。 ◇今後の課題 ・災害対策本部内に設置する災害ボランティア部会を実体あるものにする。誰が配置され、何をするのかを具体化する。 ・引き続き、「災害ボランティア計画」及び「ボランティアセンター運営マニュアル」の実効性を向上させるための見直しを実施。特にニーズの吸い上げを誰が行うか具体化する。 【災害ボランティア側の課題】 ○岐阜市にボランティアが参集するかどうか、参集できるかどうか。 南海トラフ巨大地震が発生した場合、被害は甚大なものとなり、多くの交通機関も麻痺する。その際、ボランティアは、沿岸部に比し被害が少ないと想定される岐阜市に対して集まるかどうか。
静岡県 裾野市	災害ボランティア本部運営マニュアルにより市社協と連携し対応することとなっているが、実際の連携手法について具体的な検討がされておらず、ボランティアコーディネーター等と行政の平常時の関わりが少ないこと。
香川県 高松市	災害発生時に円滑かつ効率的にボランティアが機能するように体制の整備を行い、平時から関係団体と情報を共有し、共通の認識を持つ必要がある。 平成16年の台風災害を機に、災害ボランティア連絡会を設立させたが、現時点では機能できていない。行政、社会福祉協議会、市民活動団体等の役割分担を定める必要がある。
東京消防庁	東京消防庁災害時支援ボランティアは、東京消防庁管内で震度6弱以上の地震が発生した場合等に、消防活動の支援をするボランティアです。東京消防庁管内の各消防署に事前登録し、震災時等を想定した各種訓練を各消防署で定期的実施しています。 現在、登録しているボランティアの高齢化が懸念されており、消防活動の支援という活動において、年齢や体力等を考慮する必要があります。

設問②	行政と災害ボランティアとの連携に関する課題を解決するため、貴団体が今後行う予定の取組があれば、お教えてください。また、貴団体が都道府県の場合は、行政と災害ボランティアとの連携に関する課題を解決するため、管内市町村が今後行う予定の取組について、ご存じのことがあれば併せてお教えてください。
-----	---

団体名	回答
北海道	
青森県	平成 13 年度から県社会福祉協議会との共催でボランティアコーディネーターに関する研修会を実施。
岩手県	行政、社会福祉協議会、NPO 等の支援活動について相互理解を深め、災害時にどのような連携が可能となるのか意見交換するため、「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」連絡会議が主催し、「防災ボランティア活動支援団体の相互理解・連携に係る研修会」を開催しました(H28.1.20)。 管内市町村の中には、防災ボランティア活動推進指針を策定し、関係機関・団体間のネットワーク構築を図る自治体が出始めています。
宮城県	上記1の会議等を通して、災害時のボランティア情報の伝達手段について検討し、災害ボランティア関係団体との迅速な意思疎通ができるよう体制を整える。また、市町村社会福祉協議会の人手不足を補完するため、災害ボランティアセンターからの人的支援の要請を受けて県職員を派遣する制度を継続的に運営する。
山形県	○県としては、県内4ブロックごとに開催している「災害時における市町村行政・NPO・社協等の連携体制構築のための検討会」を、今後とも継続し、現状や課題についての意見交換等を行っていく。 ○2町が、災害ボランティアセンター設置・運営に関する指針やマニュアルの作成を予定している(市町村調査:H27.2 時点)。
栃木県	本県では、昨年 10 月に初めて災害ボランティアに焦点を合わせた訓練を行った(災害ボランティアセンターの設置や運営、土嚢積み等の実践的な活動体験等)。また実施に先立ち、災害ボランティアに何ができるか、どの部分で連携が必要か、行政からほしい情報は何か等の整理を行った。このような取組を通じ、災害時の問題の把握や平常時からの仕組み作り等、連携を進めていきたい。 市町の取組については、把握していない。
群馬県	平成 26、27 年度と、災害ボランティアをテーマとしたシンポジウムを連続して開催し、活動の実際や必要性を PR しつつ、被災地へ赴くことから被災者救援活動の現場に至るまで、係る課題を話題に挙げて討論してもらいました。
千葉県	災害ボランティアが組織的な活動を行うには、被災地の受入れ体制の整備

	が必要であり、そのためには、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整役を担う人材の養成が重要であることから、各市町村で「千葉県災害対策コーディネーター養成講座」を開催してもらい、講座修了者で個人情報の提供・利用に同意した者を、千葉県災害対策コーディネーターとして登録する制度を設けています。 また、独自制度で講座を実施している市町村もあります。
東京都	従前から、東京都災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティア団体等で構成される会議体にオブザーバーとして定期的に参加し、会議体が東京都総合防災訓練に参加する際の調整等を行っている。今年度は、会議体が東京都図上訓練にオブザーバーとして参加するための調整を行う予定である。 ※区市町村の状況については把握していない。
新潟県	○防災フォーラム(情報交換会)の実施 県内の行政・社協・JC・NPO 等が参加し、防災フォーラム(講演・ワークショップ等)を実施することで、顔の見える関係を構築している。
石川県	予定なし。また、把握していない。
福井県	過去の災害においては、県外の団体の支援を受け、地元社協等が災害ボランティアセンターを運営したが、災害ボランティアセンターを設置運営することができる県内の人材育成と各種団体のネットワーク作りが必要と考え、行政・社協・民間団体で構成する「災害ボランティアセンター連絡会」を設置している。 連絡会では、定期的に訓練や研修を実施している。 市町においても、半数以上が、同様な連絡会を設置している。
山梨県	市町村と社協、ボランティア団体が連携し、災害時におけるボランティアの受入れに係る訓練等を実施する。
長野県	災害ボランティアセンター内での「災害 NPO」との連絡調整・協働。
長野県	①「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)」との連携を予定 ②市町村の取組については不明
静岡県	中部危機管理局では、管内のボランティア団体、社会福祉協議会、市町村担当課に参加いただき、毎年1回、「中部災害ボランティア連絡会」を開催し、連携を図っています。 また、地域のボランティア団体が開催している連絡会にも職員を派遣し、相互に連携を図っているところです。直近では2月7日に「志太榛原地区ボランティアコーディネーター連絡会」が行われる予定です。
静岡県	県危機管理部の出先機関が地域災害ボランティア連絡会を開催している。出席者は市町の防災担当課及び福祉担当課、市町社会福祉協議会、市町のボランティアコーディネーター団体が出席し、意見交換を行っている。 また、県庁内でも、NPO 担当課、福祉担当課、防災担当課の意見交換会

	の開催を予定している。
愛知県	○災害時におけるボランティア活動を円滑に推進するため、平常時から顔の見える関係作りとネットワーク化の推進を図ることを目的として、ボランティア団体またはボランティア支援団体等と「防災のための愛知県ボランティア連絡会」を構成し、年3回定例会議を開催している。 ○愛知県と愛知県社会福祉協議会が共催で「市町村・市町村社協災害対応支援会議」を開催し、行政、ボランティア等との連携の在り方について情報共有を図っている。
三重県	①各地域におけるNPO等の活動に精通していると思われる県内に20ある市民活動(支援)センターを訪問する等、専門性やノウハウを有したNPO等の発掘等に努めていく予定である。 ②各幹事団体の合意形成を図りながら、引き続き、支援センターの常設設置に向けた検討を進めていく。 ③管内市町が今後行う予定の取組について、当方では把握していない。
京都府	○京都府では、京都府災害ボランティアセンターと連携し「①市町村災害ボランティアセンターの強化充実」「②初動支援チームの育成強化」「③ブロック連携体制の構築」「④学生ボランティアとの連携」を進めているところである。 ○これに合わせて、行政と災害ボランティアセンターがより連携を強化していくために「①市町村ごとの災害ボランティアセンター運営訓練への協力」や「②協定型の災害ボランティアセンターを完全な常設型にするための支援」を行うこととしている。
京都府	ボランティアセンター主催で、災害ボランティアに係る基礎的事項や、LO(連絡調整員)養成のための研修を実施。行政職員(府、市町村)も積極的に受講して、研修効果だけでなく、普段からの顔の見える関係の構築に資している。
大阪府	今年度、発災時、早期にボランティア情報の伝達が行えるよう、府の防災情報サービスである「おおさか防災情報メール」を活用した仕組みを構築したところです。 今後、大学等との連携により、若者世代や企業等に対し登録を呼び掛けるべく、広くボランティア情報が共有できるポータルサイトの立ち上げについて検討を行っていく予定です。
兵庫県	【今後行う予定の取組】 従来からひょうごボランティアプラザが企画・開催する「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」「災害ボランティアコーディネーター養成研修」等について、企画段階から災害支援を専門に取り組んでいるNPOや社会福祉協議会、行政(県)が連携して取り組むこと。 【市町村が今後行う予定の取組】

	把握していない。
兵庫県	NPO、JC、連合等、災害ボランティアを支援する関係機関が入っている「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」があり、そのネットワークの充実を図るため、連絡会議のあり方について検討中である。また次年度は、市町・市町社協の連携会議を開催予定である。
鳥取県	【県の取組】 2月に一般財団法人地域社会ライフプラン協会との共催で、シニア災害ボランティアシンポジウムを開催し、シニア層が災害ボランティアに参加する等の契機とする。
岡山県	1と同じ。
山口県	各市町社協職員との情報交換の場を設けたい。
高知県	これまでと同様に、県災害ボランティアセンターの事務局である県社会福祉協議会が主催する「高知県災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議」に参加する等、事務局と連携した取組を行います。
福岡県	福岡県では、社会福祉協議会を主体とするのではなく、JC や大学生等の各団体とが連携した協働型のボランティアセンターの構築に向けた研修会等の検討を行っていきたいと考えている。
熊本県	1②については、災害ボランティアセンター設置後、県HPで募集を呼び掛けるのみならず、速やかに県内の大学・高校・企業団体へ周知依頼文を送付し、ボランティア募集の周知依頼を行う。 (参考)1①については、各市町村長宛てに災害ボランティアセンターの設置に係る市町村社会福祉協議会に対する協力の依頼文を送付。ボランティアセンターにおける十分なスペース確保について、体制整備を促した。 また、県社協と日本青年会議所九州地区熊本ブロック協議会が平成 26 年 12 月に災害発生時における被災地支援等に関する協力協定を締結。災害ボランティアの人員・資機材確保を図った。
長崎県	上述の災害ボランティア連絡会を通じて、研修会の開催を検討している。各部門の発災後の活動の実際の動きを、事前に想定し共有することで、適時適正な連携や支援活動の展開、あるいは連携しようとする際の問題点及び対応策等を把握し、円滑な救援活動の一助につなげる必要がある。そのために、災害規模を具体的に設定した上で、有識者(被災地での救援活動経験者等)のコーディネートや助言を伴うワークショップやロールプレイ等を通じて、連携のイメージを共有しながら検証ができるような研修会の実施を検討している。
大分県	○災害ボランティアセンターについての研修会を実施している。(県社協補助)災害ボランティアの養成は行っていない。この研修の中で、行政との締結を模索したり、行政を含めた平時のネットワーク会議を実施したりし、災害時の円滑なセンター運営に努めている。 ・災害ボランティアセンター運営リーダー研修、スタッフ研修

	・災害ボランティアセンター現地研修(被災地の災害ボランティアセンターに派遣) ・市町村災害ボランティアネットワーク会議(社協と外部団体の平時協議の場) その他、独自に災害ボランティア向けの講座や防災講座を実施している市町村あり。 ○広域防災拠点としての県災害ボランティアセンターの備品整備を平成 27 年度に完了予定。(発電機、噴霧器、高圧洗浄機、簡易トイレ、テント等、約 630 万円の予算を掛けて、備品を整備。備品は全て県社会福祉協議会に貸与)
宮崎県	特になし。
沖縄県	沖縄県社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援事業に対し補助金を交付しており、その中で災害時に備えたボランティア団体や管内市町村社会福祉協議会等との連携・協働のための訓練を実施しており、今後も継続予定です。 管内市町村が今度行う予定の取組については、把握しておりません。
埼玉県 さいたま市	毎年実施している図上訓練を活用し、それぞれの役割をまずは行政職員に認識してもらうよう取り組んでいく。
埼玉県 さいたま市	ボランティア種別の区別をできるような内容にする等、市主催の災害ボランティアコーディネーター育成研修を引続き行う予定である。また今年度から市社会福祉協議会にも研修に参加いただき災害ボランティアコーディネーターが災害時どういった活動をするか一緒に見ていただいたことも課題解決への取り組みである。
千葉県 千葉市	特になし。
千葉県 千葉市	災害ボランティアセンターとの協定締結に向けた協議及び課題解決のための調整。
千葉県 柏市	なし。
千葉県 いすみ市	①県・市及びボランティア団体・企業との防災訓練の実施 まずは、図上訓練の実施検討。 ②いすみ市社会福祉協議会(いすみ市災害ボランティアセンターを担任)とボランティア団体・企業を交えた意見交換会の実施検討。
神奈川県 横浜市	特にありません。 なお、横浜市では現在、横浜市災害ボランティアネットワーク会議運営委員会にオブザーバーとしての参加をしています。その他にもコーディネーター養成講座の共催や、訓練への参加等をしています。
神奈川県	災害ボランティアセンターの設置に関わる、市と市社会福祉協議会、相模

相模原市	原災害ボランティアネットワークが参加して、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を毎年1回実施しており、今後も実施の予定である。(平成25年度から平成27年度は九都県市合同防災訓練時に実施)
長野県 岡谷市	○担当部署、社会福祉協議会の連携によるボランティア研修の開催や、ボランティアセンターの設置及び立ち上げ訓練等の実施を検討したい。 ○行政側が、ボランティア連絡協議会の行事や定例会等に参加する等、普段からの関わりを作り上げたい。 ○ボラ連は、防災とボランティア週間や社協のイベントにおいて、炊き出しの協力をいただいて関わりを深めているので、今後も継続して連携を深めたい。
岐阜県 岐阜市	災害ボランティア受入れに関し、広域連携を検討中。 ○岐阜市を含む6市3町において、災害時、広域ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの確保、拠点施設、宿泊施設及び資器材等を相互補完しようというもの。
静岡県 裾野市	社協・ボランティアコーディネーター等の参加による図上訓練やケース検討及び定期的な連絡会に行政担当者も参加し平常時からの関係性を構築したい。
香川県 高松市	社会福祉協議会や市民活動団体等と連携し、災害ボランティアセンターの運営訓練を実施することにより、日頃から顔の見える関係を構築する。
東京消防庁	高齢の方や体力に自信のない方でも支援活動に参加できるように、消防活動の支援活動の中に、後方支援活動(消防署内での給食活動や帰宅困難者への道案内等)を明確化します。

設問③	(貴団体が都道府県の場合のみ回答) 消防庁がまとめている「地方防災行政の現況」では、行政と災害ボランティアと協議意見交換を行う場がある都道府県は全体の約7割、市町村では全体の約1割(平成26年4月1日現在)となっております。管内市町村において、行政と災害ボランティアと協議意見交換を行う場の設置が進んでいない理由について、ご存じのことがあれば併せて教えてください。
-----	--

団体名	回答
北海道	災害時のボランティア活動を想定している団体・個人がそもそも少ない。また実際にボランティアを必要とするような災害が身近に発生していないことから、必要性が十分に理解されていない。
青森県	
岩手県	市町村に対し、協議意見交換を行う場の設置が進んでいない理由について調査を行っていないため、承知しておりません。(今後、市町村の取組状況調査の実施等について検討したいと考えております。)
宮城県	
山形県	○災害ボランティアの活動団体・個人に関する情報の不足 ○限られた人材・予算の中で、防災対策が先行され、ボランティア施策は積極的に行われていない。 ※県が主催する上記検討会において、ブロックによっては、災害ボランティア活動団体も参加し、市町村行政と意見交換を行っている。
栃木県	県レベルでは、栃木県社会福祉協議会主催で災害ボランティアに係る意見交換の場がある。市町レベルで設置が進んでいない理由については把握していないが、今後、上記取組を市町へ周知する等して、設置を促していきたい。
群馬県	把握している事柄は特にありません。
千葉県	詳細は把握していませんが、小規模の町村の防災担当は防災以外の業務を掛け持つ場合が多く、災害ボランティアと協議意見交換の開催まで、手が回らないのが実情のように感じます。
東京都	※区市町村の状況については把握していない。
新潟県	
石川県	把握していない。
福井県	災害を経験していない自治体では、行政や住民で災害ボランティアのイメージが共有できないことから、意見交換の場の設置、平常時に何をするのか等イメージできない部分が多い。
山梨県	○防災を所管する部署とボランティアを所管する部署が異なることにより、どこがイニシアチブを取るべきかが不明確な部分があり、事業実施の支障となっている。 ○双方の役割や体制、制度等に関する理解不足により、事業実施の考え方

	に齟齬が生じている。
長野県	
長野県	特に承知していない。
静岡県	管内では上記のとおり連絡会が行われており、連携の場は提供されていると考えています。市町村においては、ボランティアコーディネーター団体が存在しない場合があるため、市町村とボランティアを直接つなぐ点に課題があります。現在、社会福祉協議会を中心に、団体設立へ検討を行っているところです。
静岡県	1でも回答したが、ボランティア所管の NPO 担当課、社会福祉協議会所管の福祉担当課、災害対策所管の防災担当課の連携が取れていないと、ボランティアと行政の連携はうまくいかないと思う。 また、規模の小さい市町村では、業務量的にボランティアの対応に手が回らない可能性もあると思う。 大規模な災害が発生すれば全国から様々な団体や個人がボランティアとしてくるので、そういったボランティア団体の連携も必要だが、まずは、ボランティアの派遣を調整する市町ボランティア本部や災害ボランティアコーディネーター団体との連携を進めた方が、ニーズ調査やボランティアの派遣がスムーズにでき、迅速な復旧に繋がると思う。
愛知県	市町村の災害ボランティアセンターは、主として当該市町村の社会福祉協議会が運営しているケースが多いことから、常に行政と密接な関係が構築されていることも一因と考える。
三重県	管内市町において、行政と災害ボランティアと協議意見交換を行う場の設置が進んでいない理由について、当方では把握していない。
京都府	協議意見交換の程度に違いはあるものの、京都府内では全ての市町村で常設（協定型）の災害ボランティアセンターが設置されていることから、発災時はもとより、平常時から行政と災害ボランティアセンターとの協議の場は設けられているものと思っている。
京都府	○ボランティアセンターが常設されておらず、日常的なやり取りや議論がない。 ○常設されていても、そもそも立場が異なる（災ボラ：ミクロ目線、主観的。行政：マクロ目線、客観的）中で、その対極的な面だけが意識され、本来補完しあって初めて効果的な活動ができる関係であることが相互理解されていない。
大阪府	上記1に記載のとおり、府内市町村においては、マンパワー不足等から災害ボランティア業務にまでなかなか携わることができないのが現状だと思われます。
兵庫県	○災害や防災を担当する所管、ボランティアを担当する所管、NPO 法人等との協働を推進する所管がそれぞれ市町のなかで複数に分かれている点。

	○災害ボランティアについては、(市町ではなく)市町社協の担当であると考え、(市町側が)市町社協任せにしている点。
兵庫県	
鳥取県	特になし。
岡山県	岡山県では、災害ボランティアと協議意見交換を行っておらず、市町村の状況も把握できていない。
山口県	管内市町の実施状況について把握不十分のため、分からない。
高知県	正確に把握しているわけではありませんが、高知県においては市町村災害ボランティアセンターの事務局が各市町村社会福祉協議会に設置されているため、行政との連携が十分に行われない場合もあるのではないかと考えられます。
福岡県	市町村と災害ボランティアが、日頃から関わる機会がないことが考えられる。
長崎県	管内市町村の設置が進まない理由等は把握していないため推察になるが、上述の災害ボランティア連絡会の委員会の運営から考えると、会議の開催経費や会員の把握等、管理面でのコストが掛かるため、市町村においては、場を形式的には設置することをせず、必要に応じて意見交換を行う方法を選択しているのではないかと考えられます。
熊本県	
大分県	災害ボランティアセンターの運営は社会福祉協議会が行うところがほとんどであり、市町村に災害ボランティアに積極的に関わる姿勢がない。また、余裕もないと感じている。(市町村の介入がない方が、ボランティアについてはやりやすい野かもしれない。)
宮崎県	危機管理部門の主体性やマンパワーの差であると考えられる。防災訓練等災害ボランティアに参加を促す機会があったとしても、参加させることだけで終わってしまい、協議や意見交換といった次のステップに移行できていないのではないかと考えられます。
沖縄県	理由は把握しておりません。
埼玉県 さいたま市	
埼玉県 さいたま市	
千葉県 千葉市	
千葉県 千葉市	
千葉県 柏市	なし。

神奈川県 横浜市	災害ボランティアそのものの認知度不足及び、発災時に期待する役割等を行政側が認識していないこと等が考えられると思います。
神奈川県 相模原市	該当なし。
長野県 岡谷市	
岐阜県 岐阜市	なし。
静岡県 裾野市	
香川県 高松市	
東京 消防庁	

4 配布資料

議事次第・配付資料一覧

- 資料 2－1 「大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する意見交換」提言について
大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する意見交換提言
- 資料 2－2 内閣府の最近の防災ボランティアに関する取組について
防災ボランティアの「お作法」集
地域の「受援力」を高めるために
防災とボランティアのつどい
- 資料 2－3 静岡県における災害ボランティアの対応について
- 資料 2－4 東日本大震災における NPO・NGO の支援活動とボランティアとの連携について
神戸市消防局監修 生活あんぜん・あんしん情報誌「雪」記事
グループ討議について

災害ボランティア等の活動環境整備に関する研修会 次 第

日 時：平成 28 年 2 月 4 日（木）
時 間：13 時 15 分～17 時 00 分
場 所：主婦会館プラザエフ「クラルテ」（地下2階）

1 開会

○主催者挨拶（消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室長）

2 講演

①東北大学災害科学国際研究所 教授 丸谷 浩明氏

○「大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する意見交換」提言について

②内閣府政策統括官（防災担当）付 企画官（普及啓発・連携担当）児玉 克敏氏

○内閣府の最近の防災ボランティアに関する取組について

— 休憩 —

（10 分）

③静岡県危機管理部危機情報課 主査 村井 浩氏

○静岡県における災害ボランティアの対応について

④全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JV0AD）準備会 事務局長 明城 徹也氏

○東日本大震災における NPO・NGO の支援活動とボランティアとの連携について

— 休憩 —

（15 分）

3 グループ討議

○テーマ：行政と災害ボランティアとの連携における課題

4 閉会

配 布 資 料

- 資料 2－1
 - ・ 「大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する意見交換」提言について
(東北大学災害科学国際研究所 教授 丸谷 浩明氏)
 - ・ 大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する意見交換 提言

- 資料 2－2
 - ・ 内閣府の最近の防災ボランティアに対する取組について
(内閣府政策統括官(防災担当)付 企画官(普及啓発・連携担当)児玉 克敏氏)
 - ・ 防災ボランティアの「お作法」集
 - ・ 地域の「受援力」を高めるために
 - ・ 防災とボランティアのつどい

- 資料 2－3
 - ・ 静岡県における災害ボランティアの対応について
(静岡県危機管理部危機情報課 主査 村井 浩氏)

- 資料 2－4
 - ・ 東日本大震災における NPO・NGO の支援活動とボランティアとの連携について
(全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD) 準備会 事務局長 明城 徹也氏)
 - ・ 神戸市消防局監修 生活あんぜん・あんしん情報誌「雪」記事

消防庁災害ボランティア等の 活動環境整備に関する研修会

「大規模災害時におけるボランティア活動 の広域連携に関する意見交換」提言 について

2016年2月4日



東北大学 災害科学国際研究所

1

目 次

- 1 災害ボランティア活動と政府の対応
- 2 災害ボランティアの活動の課題
- 3 東日本大震災の教訓を踏まえた今後の活動

2

1. 災害ボランティア活動と 政府の対応

災 害 名 (主な活動地域)	ボランティア数 (のべ人数)	主な活動内容
阪神・淡路大震災(1995年1月) (兵庫県など) Great Hanshin-Awaji Earthquake, January 1995	1,377,300	炊き出し、救援物資の仕分け・配達 等 Soup kitchen, sorting and delivery of relief supplies
ナホトカ号漏油・流出油災害(1997年1月) (福井県など) Oil Spillage Accident by Wreckage of a Tanker, January 1997	274,607	重油の回収作業 等 Heavy oil recovery operations, etc.
平成16年7月新潟・福島豪雨(2004年7月) (新潟県、福井県など) Torrential Rains in Niigata and Fukushima, July 2004	45,229	被災家屋の清掃、床下の泥除去、片付け作業 等 Damaged house cleaning, removing dirt under the floor, clearing or other work
平成16年7月福井豪雨(2004年7月) (福井県など) Torrential Rains in Fukui, July 2004	60,208	被災家屋の清掃、床下の泥除去、片付け作業 等 Damaged house cleaning, removing dirt under the floor, clearing or other work
平成16年台風第23号(2004年10月) (兵庫県、京都府、岐阜県、香川県、高知県、宮崎 県など) Typhoon 23, October 2004	44,473	被災家屋の清掃、家屋周辺の清掃、土砂の運び出し 等 Damaged house cleaning, cleaning around the house, and sediment out of luck
平成16年新潟県中越地震(2004年10月) (新潟県など) Niigata-ken Chuetsu Earthquake, October 2004	92,242	避難所での支援・手伝い、救援物資の仕分け、被災家屋の片付け 等 Assistance in helping shelters, sorting of relief supplies and clean up damaged homes
平成18年7月豪雨(2006年) (長野県、鳥取県など) Torrential Rains (July 2006)	20,967	関係機関との連絡調整、市町ボランティアセンターの支援 等 Liaison and coordination with relevant agencies, municipalities and support for the Volunteer Center
平成19年新潟県中越沖地震(2007年7月) (新潟県など) Niigata Chuetsu-oki Earthquake (July 2007)	28,292	家屋の片付け、荷物移動、物資運搬、粗大ゴミ搬出 等 Clearing houses, moving luggage, goods transportation, unloading and bulky waste
平成21年台風第9号(2009年8月) (兵庫県など) Typhoon No. 9 (August 2009)	22,656	ボランティアバスの運行、床下の泥出し 等 Chartered buses for volunteers, clear muds under floor

資料：防災白書、内閣府（防災担当）が実施した「災害ボランティアセンター調査」の結果等から作成。
Sources: Prepared from Disaster Management White Paper and results of a disaster management volunteer center survey
performed by the Cabinet Office

1.1 阪神大震災後のボランティアの位置付け

- ◆ **阪神・淡路大震災**（1995年1月17日発生）は、ボランティア活動の防災上の重要性を広く認識する契機「**ボランティア元年**」と呼ばれた。
- ◆ 国の中央防災会議で**防災基本計画を改定**（1995年7月）：
「**防災ボランティア活動の環境整備**」及び「**ボランティアの受入れ**」に関する項目創設
- ◆ **閣議了解**（1995年12月15日）：
「**防災とボランティアの日**」（毎年1月17日）
「**防災とボランティア週間**」（1月15日～21日）
- ◆ さらに、**災害対策基本法を改正**（1995年12月）

5

1.2 阪神大震災後のボランティアの法改正

- ◆ **災害対策基本法を改正**（1995年12月）

（施策における防災上の配慮等）

第8条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

十三 自主防災組織の育成、**ボランティアによる防災活動の環境の整備**その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

→ 「ボランティア」という言葉が、わが国の法律に明記されたのはこれが初めて

6

1.3 2004年度のボランティア活動

- ① 連続する災害で、**災害ボランティアが目覚ましい活動**（梅雨前線豪雨、10個の台風、新潟中越地震、福岡西方沖地震）
- ② 防災担当大臣以下、政府も災害ボランティア活動について把握し、**活動環境整備に具体的に踏み込む**
- ③ **ボランティアセンターの円滑な立上げ**や、**安全衛生**などについて議論が始まった
- ④ 内閣府が、「**防災ボランティア活動検討会**」を設置（2005年3月）。**ボランティア関係者数十名、有識者、オブザーバー**、各省庁の関係者が参加
- ⑤ **ボランティア同士の情報交換、意見交換の場**であり、政府としても**具体的な環境整備方策を提案し、議論**する

内閣府主催：防災ボランティア活動検討会の様子



1.7 検討会での主な議題

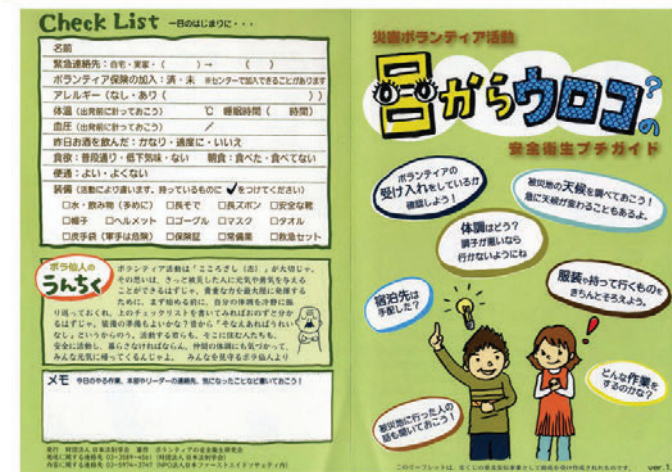
災害ボランティア活動の課題：当初は以下の3点

- ① 災害ボランティア活動の安全・衛生の確保
 - ② 救援に必要な活動資金の確保
 - ③ 地域での円滑な受入れやニーズとのマッチング
- その後、注目されてきたのが、
- ④ 大災害におけるボランティア活動の広域連携・調整

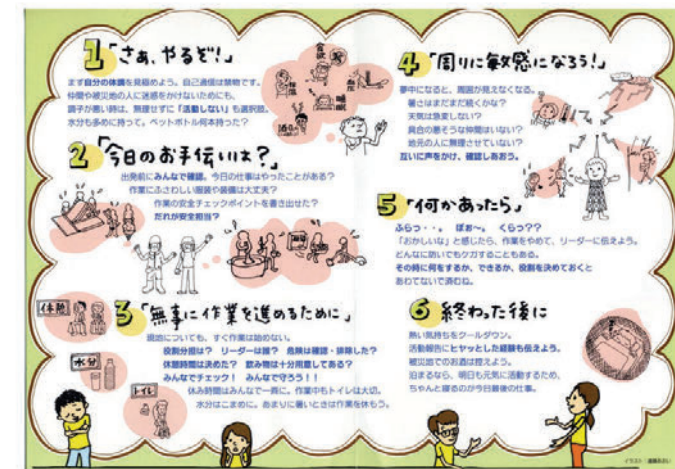
9

2. 災害ボランティア活動 の課題

2.1 ボランティアセンターでの安全衛生



出典：ボランティア安全衛生研究会HP



出典：ボランティア安全衛生研究会HP

東日本大震災 災害ボランティア活動に 初めて参加される方へ（案）

<基礎的事項フォーマット 公開用2.3版>

平成23年4月1日段階

防災ボランティア活動検討会 事前説明資料作成部会(仮称)
+ 東日本大震災支援全国ネットワーク ガイドラインチーム・有志

写真提供: 富田きよむ

安全衛生の心構え

- (1) 自分の体調を見極めよう。調子が悪い時は、「活動しない」も選択肢。睡眠時間や食欲、持病や血圧、にも留意し、不調かなと思った時点で活動をやめる勇気を持ちましょう。
- (2) 出発前に、活動にふさわしい服装、装備は持ったか確認しましょう。活動の安全チェックポイントを書き出し、安全担当も決めましょう。
- (3) 被災地における緊急連絡先、連絡網を事前確認しておきましょう。
- (4) 現地に着いても、すぐに活動を始めず、危険な場所がないか確認し、あれば排除します。
- (5) 休憩時間をみんなで決めて、皆で守りましょう。
- (6) 飲み物も十分に用意し、こまめにとります。そして、きちんとトイレに行くのも大切です。
- (7) 夢中になると周囲の状況が見えづらくなります。寒さは？ 天候は？ 具合の悪い仲間はいない？ 地元の人に無理させていない？ 互いに声をかけ、確認しましょう。
- (8) 「おかしいな」と感じたら、活動をやめてリーダーに伝えます。どんなに予防しても、ケガをしたり具合が悪くなることがあります。気づくことが大切です。

- (9) 活動が終わったら、手洗い・うがいをしっかりと。感染症の予防を心がけましょう。
- (10) 活動が終わったら、熱い気持ちをクールダウン。報告ではヒヤッとした経験も伝えましょう。
- (11) 被災地での活動中、お酒は禁止、煙草もガス引火等の危険があるので禁止。
- (12) 活動後でも、お酒は控えぎみに。泊る場合はしっかり寝て明日も元気に起きましょう。
- (13) 被災地での長期間の活動は控えましょう。短期でも貴重な活動です。長い滞在が体や心の健康を害する例もあるので、一度帰郷するか休みましょう。
- (14) 何となく不安や後悔が残っているなら、仲間と一緒に一日を振り返ってみましょう。親しい人に話を聞いてもらうのもよいですね。その後もモヤモヤが続くようなら専門家も活用しましょう。

2.2 救援に必要な活動資金の確保

次第に資金確保の手段が広がってきた。

- ① 赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」
(ボラサポ)
 - 5名以上のグループの活動から応募が可能
 - 東日本大震災でボラサポの助成を受けて活動した人数(概数) 538万人
- ② 赤い羽根募金 災害ボランティア・市民活動支援制度
 - 各都道府県共同募金会では、「災害等準備金」の積立て
 - 災害地域において、支援・救援活動を行うNPO・ボランティア・グループおよび民間の災害ボランティアセンターなどに対して、活動資金を支援する制度

- ③ 「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」の助成
ボランティア活動の継続や復興支援を目的に助成
- ④ 地方公共団体の基金等
一部の地方公共団体では、災害ボランティア活動の資金を
助成する基金等を積み立てている
- ⑤ 災害救助法の適用（市町村が購入の場合）
ボランティアセンターで使用する資機材を、災害救助法の
適用対象資機材として市町村が購入すれば国・県が補充
- ⑥ 企業や個人からの寄付

17

2.3 地域での円滑な受入れ・マッチング

- 今日、地元の社会福祉協議会が中心となって「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、受入れやマッチングに当たるのが一般的
（2004年当時は、なぜ社会福祉協議会が中心となるのかという議論も多かった）
- 地元の社会福祉協議会も被災者。地域のアクティブな方や、駆けつけた経験豊富なボランティアなどと連携・協働しないと運営は厳しい場合が多い
- さらに、様々な被災者支援のためには、柔軟な活動形態が必要だと理由で、災害ボランティアセンターの形態のみでは十分でないといった指摘もある

18

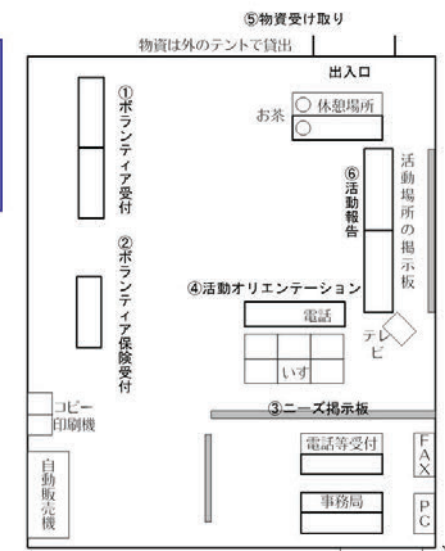
2.3.1 災害ボランティアセンターの担い手

- ① 社会福祉協議会の職員（他の都道府県、市町村社協からの応援も多くなっている）
- ② 域内・外のボランティア団体の幹部級（長く現地にいられる。短期の場合はアドバイザーのみ）
- ③ 地元の他の社会活動等をしている人。地域での活動に慣れており、ネットワークもあるので、自発的な参加や、センター側からのスカウト
- ④ 一般ボランティアの中から、長く現地に居られる人をスカウト。多くの場合、OJTで育成

→一部地域では、常設VCにより、これらの連携が円滑

19

災害ボランティアセンターのレイアウト例



出典：内閣府防災担当「防災ボランティア活動の情報・ヒント集」（2005年6月）



目的:

- 受け入れ側の方々にボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などの『受援力』について考えていただく
- 地域外から集まってくるボランティアの方々の力を引き出す地域の『受援力』を高め、ひいては地域の「防災力」の向上

出典: 内閣府資料

2.4 大災害時の活動の広域連携・調整

- 南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの近い将来に発生が懸念される大災害に対応するため
- 地域的に、災害ボランティア間、あるいは行政・自衛隊との支援の重複をできるだけ避けること、支援も行き届かない地域を作らないことが必要
- しかし、災害ボランティア活動は、自主性の尊重が重要。では、どんな主体が、どのようにして、こうした課題の解決をするのか？ 検討を急がなければならない

22

<平成24年3月>

防災ボランティア活動に関する広域連携の体制構築に向けて

～大規模災害に備え、各地域で考えていただくためのポイント～

●広域連携の取組のポイント

広域連携にあたっては、防災ボランティア活動に関係する様々な人たちが「出会う」機会を設け、その上で、「災害イメージを共有する」、「つながりを広げる・深める」、「取組を継続する」、「復興イメージを共有する」の4つの視点を踏まえ、取組を進めていくとよいでしょう。



出典: 内閣府資料

23

3. 東日本大震災の教訓を踏まえた今後の活動

3.1 東日本大震災における教訓

- ◆ **東日本大震災**（2011年3月11日）は、災害ボランティア活動の位置づけを見直すきっかけとなった
- ◆ 中央防災会議「防災対策推進検討会議」中間報告（2012年4月）では、教訓として、以下のように記述
 - 防災ボランティア活動の受援側である被災地において、ニーズの把握・発信が容易にできないなど、ボランティアの受入れ体制が速やかに整えられなかった
 - 被災地情報の不足や車両の燃料不足等もあって、防災ボランティア活動の支援側である被災地外の各ボランティア団体の活動方針や連携体制が速やかに整えられなかった

25

3.2 東日本大震災における教訓

整理してみると……

- 行政や社会福祉協議会との協働のあり方～ボランティアと行政や社協が早い時期から有効に連携できたといえない地域も多かった。ただし、被災各県で状況の差は大きい
- 地域の側が災害ボランティアを受け入れる準備をする「受援力を高める」努力をしないと、ボランティアが敬遠されたり、有効な活動が実現しなかったりする点も課題
- ボランティアの地域的な偏りをなくし、官民の被災者支援を無駄に重複をさせない調整も必要
- 今後は、被災地における情報交換の促進や相互調整の工夫が求められる

26

3.3 東日本大震災後の法改正

- ◆ **災害対策基本法を改正**（2013年6月）：

新設

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

⇒ 今後、この「連携」をどのように進めるのがきわめて重要

27

3.4 想定される広域災害の準備

- 南海トラフ地震、首都直下地震等の発生確率の高い巨大地震に対し、災害ボランティア活動も広域対応の準備が必要
- これら広域災害では、災害ボランティアの数がまったく足りない見込み。そこで、支援が届かない地域をなるべく作らない、無駄な重複を避けるなどの努力が不可欠
- ただし、ボランティア活動は自発的な行為であり、個々の思いがあり、相手は被災者一人ひとり。指揮命令で動くわけではないのが特徴！
- とはいえ、ボランティアセクターも、必要な情報の収集・共有・集約・発信が必要。さらに、被災者のために活動の相互調整をある程度行うべきでは？

28



平成 27 年 3 月 31 日

平成 26 年度 多様な主体の連携促進事業関連調査業務
大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する意見交換

提 言

平成 26 年度 「大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する意見交換」

この提言について

南海トラフ地震、首都直下地震などの大規模災害が発生した場合には、ボランティア、NPO、NGO、企業など様々な民間団体による被災地での支援活動の展開が想定される。それぞれ得意とする分野を活かした民間の支援活動は、被災地での支援活動において、大きな力の発揮が期待される。

一方で、東日本大震災を超える大規模災害時における地域を超えた連携や団体間の連携には、多くの課題があると考えられる。また、複数の市町村や都道府県において、豪雨災害などが同時多発するケースもあり、全体では被害が広域にわたり、被災地域によって支援の過不足が生じる場合も見られている。

そこで、内閣府では、平成 26 年度から大規模災害時の民間支援活動における広域連携や団体間の連携のために必要な環境整備のあり方等の検討を行ってきた。

今年度は、大規模災害時における民間団体と国・地方公共団体等との連携のあり方を具体的に検討する「大規模災害時におけるボランティア活動の広域連携に関する意見交換」の会合を設け、課題解決のための情報整理を進めた。

この提言（案）は、意見交換のメンバーから、内閣府（防災担当）に対して検討を求めるために、大規模災害時におけるボランティア団体等の民間団体と国・地方公共団体等との連携のあり方などをとりまとめたものである。行政へ対応を求める提案だけではなく、被災地の支援活動に関わる全国各地のボランティア団体・ボランティア活動支援団体等が取組むべきことも記載している。

また、本意見交換では、内閣府の担当者と被災地での支援活動の経験や知見を有するメンバーで話し合いを重ねてきたが、同じように各地域で行政とボランティアがそれぞれ相互に意見交換をしながら、体制を検討することを期待している。

※大規模災害の定義： 本提言では、国が想定している首都直下地震、南海トラフ巨大地震などの災害や、同時期に多数の市町村や都道府県に被害が及び、多数の行政区域で並行して対応が求められる災害を総称して「大規模災害」と定義する。

○意見交換メンバー（以下、敬称略）

石井布紀子（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議/事務局）
斎藤仁（一般社団法人 日本経済団体連合会 /政治社会本部長）
阪本真由美（名古屋大学減災連携研究センター /特任准教授）
菅磨志保（関西大学 社会安全学部 /准教授）
栗田暢之（東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN） /代表世話人
特定非営利活動法人レスキューストックヤード /代表理事）
丸谷浩明（東北大学 災害科学国際研究所 /教授）
明城徹也（特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム /国内事業部長）

（オブザーバー）

園崎秀治（社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター／副部長）

○意見交換 実施概要

以下、敬称略。五十音順

実施回・時期	検討内容と出席者
（第1回） 平成 26 年 10 月 21 日	○行政とボランティアの連携等の課題に関する意見交換 【出席】石井布紀子、栗田暢之、斎藤仁、阪本真由美、丸谷浩明、明城徹也、園崎秀治（オブザーバー） ・内閣府（防災担当）（普及啓発・連携担当）：齊藤馨、杉山徹、勝又史郎
（第2回） 平成 26 年 11 月 18 日	○政府とボランティアの連携事例と連携のイメージに関する意見交換 【出席】石井布紀子、栗田暢之、斎藤仁、丸谷浩明、明城徹也、園崎秀治（オブザーバー） ・内閣府（防災担当）（普及啓発・連携担当）：杉山徹、勝又史郎
（第3回） 平成 26 年 12 月 2 日	○政府とボランティアの連携事例と今後の連携に関する意見交換 【出席】石井布紀子、栗田暢之、斎藤仁、阪本真由美、菅磨志保、丸谷浩明、明城徹也、園崎秀治（オブザーバー） ・内閣府（防災担当）（普及啓発・連携担当）：齊藤馨、杉山徹、勝又史郎、小池智歌 ・内閣府（防災担当）（災害緊急事態対処担当）：山本悟司
（第4回） 平成 27 年 1 月 19 日	○これまでの意見整理と連携の方策等の検討 ○静岡県地域防災計画等の取組について意見交換 【出席】石井布紀子、栗田暢之、斎藤仁、阪本真由美、菅磨志保、丸谷浩明、明城徹也、園崎秀治（オブザーバー） ・話題提供：油井里美（静岡県危機管理部危機情報課主幹） ・内閣府（防災担当）（普及啓発・連携担当）：齊藤馨、杉山徹、勝又史郎 ・内閣府（防災担当）（災害緊急事態対処担当）：山本悟司
（第5回） 平成 27 年 2 月 10 日	○提言（案）に関する意見交換 【出席】石井布紀子、阪本真由美、菅磨志保、丸谷浩明、明城徹也、園崎秀治（オブザーバー） ・内閣府（防災担当）（普及啓発・連携担当）：杉山徹、勝又史郎 ・内閣府（防災担当）（災害緊急事態対処担当）：山本悟司

1. 現状

【防災ボランティア活動の現状】

災害時のボランティア活動は、災害対応において今やなくてはならない存在である。多くの国民がボランティア活動に取り組んでおり、今後の災害においても支援活動を行いたいと考えている。内閣府「東日本大震災における共助による支援活動に関する調査報告書」では、次のような結果となっている。

- ・支援側調査の対象である全国男女 3,000 人のうち、59.6%が東日本大震災に関連してなんらかの支援活動を実施。
- ・支援側が支援活動を行った動機として、「被災地の役に立ちたいと思ったため」が7割近く。
- ・今後、大きな災害が発生し、支援活動が必要になった場合に、実際に支援活動を行うかどうかについては、参加の意思を有する者が 62.8%（「ぜひ参加したい」6.5%、「参加したい」56.3%）。

阪神・淡路大震災から 20 年が経過する間に、災害に関わるボランティア活動は層を厚くしてきている。個人の活動、地域に根ざした団体、地域横断的な団体、さらには地域を超えた広域的な団体があり、固有の事務局を持つ団体もあるなど、災害救援に関する実力・ノウハウを蓄積してきている。また、ボランティア団体間での情報共有、交流なども積極的に進められてきた。

そのような経緯のなかで迎えた東日本大震災では、震災直後に立ち上げられた東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）が、被災地・被災者の支援活動に関わる民間支援団体のネットワークづくり、情報共有・情報交換の機能を果たした。また、各地で行政とボランティア団体等が連携した支援活動も展開された。

しかし、このような取組の存在にかかわらず、被災地の中には支援が入らない、あるいは十分でない地域があった。また、被災地全体での支援活動の状況をボランティア団体等が共有することや、ボランティア団体間の調整を幅広く行う機能を持つことはできなかった。これらの課題は、現場での活動で様々な苦労を重ねた多くの団体から指摘されている。

【行政とボランティアとの連携に関する実績】

（地方公共団体での実績）

阪神・淡路大震災では、兵庫県が「被災者復興支援会議」という行政、専門家、ボランティア団体の協議体を設置し、応急仮設住宅などを訪ね、被災者の声を聞き、様々な課題の整理や対応策の検討などを重ねた。そのほか、各地の被災地では、ボランティア団体等と行政が情報を共有し、効果的な施策につなげたケースも見られる。

阪神・淡路大震災以降の災害では、行政から災害 VC への職員派遣の例は少なくない。災害対策本部の会議にボランティア関係者が参加した例も少数だがある。また、行政がボランティア団体と災害時の活動支援協定を結んでいる例もある程度である。

災害 VC と行政との連携の最近の例としては、平成 26 年山形県南陽市の水害では、2 年続けての災害であったため、発災直後から南陽市と災害ボランティアセンターで話し合いが持たれ、センターの設置や運営について連携を図ることができた。また、災害救助法の適用まで時間を要したが、活動資金等を懸念することなく、被災者支援に迅速にあたることができた。

平成 26 年広島市土砂災害においては、当初から災害ボランティアセンターに市職員が常駐して災害ボランティアセンターと行政の連携を図った。また、災害ボランティアセンターだけでは対応しきれない NPO の支援の調整を、災害経験を有する NPO が試み、一定の情報共有や調整ができた。

平成 26 年長野県北部を震源とする地震においては、災害ボランティアセンターと白馬村役場が連携して、重機等の使用できるテクニカルチームと現場コーディネーターと現場監督者が常に 3 者で現場に入って、1 軒 1 軒住民の要望に答えながら判断をしながら、対応した。

4

（国の取組実績）

平成 22 年度政府総合防災訓練など、政府が実施する訓練にボランティア団体が参加して、政府現地対策本部会議への参加や会議で発言の機会を与えられるなど、連携を検討する動きがあった

東日本大震災において、JCN が主催した省庁連絡会議では、省庁の担当者の参加を得て、ある程度は現場の状況を相互に共有する機会となった。

また、宮城県の政府現地災害対策本部において、宮城 4 者会議（4 者とは、内閣府、自衛隊、宮城県、NPO・NGO）が開催され、行政が有する被害や対応の情報や関係制度の情報の共有に加えて、行政が把握できていない NPO・NGO が持つ被災地域の情報が共有された。例えば、被災地での炊き出しに関する情報共有が行われ、市町単位で自衛隊と NPO 等が連携した炊き出しが実施された。さらに、応急仮設住宅の入居支援など、行政の支援が届かない部分を NPO 等が担うなど役割分担が話し合われた。

福島県の大規模避難所となった「ビッグバレットふくしま」において、政府の福島現地対策室からの要望に応じて、避難所運営の経験を有する NPO のメンバーが避難所運営の改善に取り組んだ。また、避難者同士の助け合い、支え合いを支援するために避難所内に設置された富岡町・川内村の「おだがいさまセンター」は、福島県庁・県社協、省庁からの派遣職員、市町村社協及びボランティアによって運営された

※東日本大震災で、政府が様々な資料で使用している被災 3 県の災害ボランティアセンターで受け入れたボランティア活動人数¹は、全国社会福祉協議会の集計の数字 1,419,700 人（平成 27 年 1 月 31 日まで）である。一方、赤い羽根「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」（ボラサポ）の助成を受けて活動した人数（概数）²は約 538 万人（平成 26 年 12 月時点）である。つまりは、つまりは、社会福祉協議会が関わった災害ボランティアセンターを経由しないボランティア団体・NPO などの組織での活動も、別途活発に行われたことが推察される。

※ 。

【行政との連携に関する課題】

（地方公共団体の課題）

災害時のボランティアの存在や必要性は、行政職員に一般的に理解されるようになったが、ボランティア関係者と接した経験のある行政職員は少ない。また、「ボランティア」は災害 VC を通じて活動する個人という認識が強く、経験や専門性を有する組織がそれを活かした組織的活動を行うことに対する理解が十分に進んでいない。

また、市町村や都道府県の「地域防災計画」では、「災害対策本部の要請を受けて災害ボランティアセンターを設置する」など、ボランティアセンターが災害対策本部の指揮下に位置づけられている場合もある。ボランティア活動は行政が管理するという認識が持たれ、自主性や主体性が十分に理解されていない懸念がある。

一部の都道府県では、災害対策本部の会議にボランティア関係者が参加するなど、連携・調整が行われているところがあるが、多くの地域で連携・調整が十分に機能しているとは言えない。

東日本大震災では、行政、ボランティア団体が、被災地の現状を踏まえ、今後の支援策を話し合える場が限定的であったため、連携して被災者支援、復興支援にあたることが困難であった。被災地の地方公共団体の中には、行政と情報共有、調整が円滑にできるボランティア団体と災害前からのつながりがなく、被災直後にどの組織にボランティアに関して相談すればよいのかわからない例がかなりあった。また、行政として、弁護士、建築士、医療関係者、福祉関係者など専門性の高い民間団体との連携、それらの団体のノウハウを活かした取組が十分にできない場合があった。

県域での動向では、宮城県、福島県において、県域全体での行政とボランティア団体との連携について調整を試みたが、県側のボランティアに関する窓口が防災・危機管理部局、福祉部局、市民活動部局など複数に分かれており、このためにボランティア側から調整を行うことが困難であった。

¹ 全国社会福祉協議会ウェブサイト公表。各市町村社協に設置された災害ボランティアセンターを経由して活動した人数。
² 中央共同募金会ウェブサイト公表。第 1～15 次の組成団体の申請書に記載しているボランティア活動人数を積算した人数。

5

災害対応の経験がない行政職員の中には、災害救助法をはじめ、災害ボランティアや被災者支援に関わる法律、制度の内容が十分にわからないため、有効な運用が不十分であったケースもあった。一方、災害支援経験のあるボランティアの中には、法律・制度などを熟知しているものもあり、助言などが行われたこともあった。

【国の課題】

内閣府防災担当（現在は普及啓発・連携担当、以前は災害予防担当）が災害時のボランティア活動の情報収集、情報交換に対応し、ボランティア活動全般の報告を非常災害対策本部に行った場合もあった。例えば、新潟県中越地震では、非常災害対策本部会議の下に12の課題別プロジェクトチームを設置し、内閣府の企画官が「ボランティア」チームのヘッドとなり、各省庁もメンバーとともに対応を行った。

しかし、人事異動を経て担当者が替わる中で、あるいは、内閣府防災担当が被災地に職員を多く派遣することにより、同様の対応ができない場合もあった。例えば、東日本大震災では、内閣府防災担当がボランティア活動に関する対応を担う形ではなかった。

したがって、内閣府防災担当がボランティア活動に関する対応を大規模災害時に常に行えるかどうか、現状では明確な見通しが持てず、また、担当職員（普及啓発・連携担当のボランティア担当）だけで大規模災害時のボランティア活動の全体像を把握できることを前提に議論を進めることは現実的ではない。例えば、南海トラフ巨大地震や首都直下地震が発生した場合、緊急災害対策本部が設置され様々な災害対応業務が発生し、内閣府防災担当の職員の多くは現地災害対策本部員として派遣されるため、そのような場合であってもボランティア対応窓口を明確に確保しておく必要がある。

東日本大震災では、政治主導で内閣官房震災ボランティア連携室が設置されたが、連携室の政府職員に災害対応の経験や知識を有する職員がほとんどいなかったために、ボランティア団体との業務上の接触経験を踏まえた幅広い調整を行うという面では十分に機能しなかった。

東日本大震災の政府現地対策本部では、ボランティア活動支援団体が本部会議に参加し、情報共有ができ、宮城4者会議では、前述のような成果はあったものの、限られた分野のみの連携にとどまった。また、情報の取扱について厳密な取り決めがなかったため、ボランティア団体からの情報発信、行政とボランティア団体との情報共有が十分にできなかった面もあった。

同様の会議体を岩手県・福島県の現地災害対策室でも設置・運用を試みたが、県とボランティア団体との連携の必要性に関して理解があまり得られず、十分な成果が得られなかった。なお、東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）は、国との連絡機関としての機能はある程度果たしたが、調整するところまでの役割は果たせなかった。現状では、今後大規模な災害が起きた場合にも、同様の会議体が行われ、行政とボランティア団体とが連携をとれるような仕組みにはなっていない。

2. 提言内容

（1）望むべき災害時の被災者支援の体制

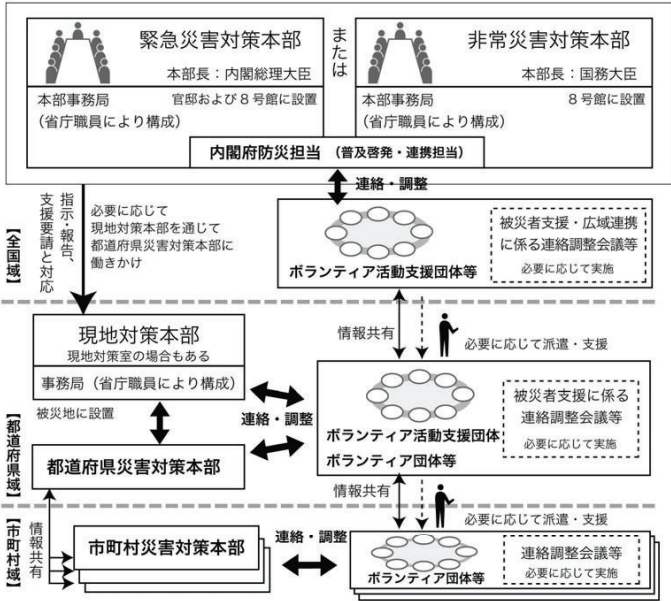
（課題解決の方向性）

大規模災害時に、被災者支援のボランティア活動を有効かつ円滑に進めていくためには、行政と情報を共有し、連絡・調整を進めていく必要がある。ただし、その際、ボランティア活動の自主性・主体性が尊重されなければならない。また、これまでの経験からも、地域でのこの連携・調整の取組は極めて重要であり、かつ、それらを補完するための広域での連携・調整も進めていかなければならない。

このためには、市町村域、都道府県域、全国域それぞれにおいて、行政とボランティア団体が連絡・調整の機会・体制を設けることが求められる。その際、既存の行政とボランティア団体の連携体制がある地域では、それを中心に連絡・調整の機会を設けることとし、既存の機会・体制等がない場合や連絡・調整の機会が十分機能していない場合は、広域的な（地域外の）ボランティア活動支援団体が連絡・調整の機会づくりを支援することを視野に入れて対応することが有効と考えられる。特に、大規模災害においては都道府県域での調整が重要であり、その機能を果たすためにも地域外からの協力体制の構築や、都道府県域以上の広域での取り組みも重要となる。

さらに、被災者主体のボランティア活動を展開するためには、災害支援の経験が豊富で、調整のできる広域的な（地域外）のボランティア活動支援団体が、被災地のボランティア活動の支援に関わることの必要性を、都道府県、市町村が理解することが求められ、かつ政府の各省庁も理解することが求められる。

（体制のイメージ）



（２）ボランティア活動支援団体・ボランティア団体等の定義

（ボランティアの定義）

災害対策基本法や防災基本計画に記載されている「ボランティア」の意義は、「（１）市民（国民）個人、もしくはその総体」と「（２）災害救援活動に関わる民間組織」の２つの定義がある。

定義（１）	・被災地内、もしくは被災地外で被災者の暮らしや復旧・復興のための活動を行う個人を指す。被災者自らが活動する場合も含まれている。 ・近年では、災害ボランティアセンター（注）を通じて、被災地での活動を希望する個人を指すのが主であるが、同センターを通じず地域内で支え合いを行う個人も含まれ、また、被災地外での募金活動、現地への送り出し支援等を行う個人も含まれる。 ・また、建築・医療・福祉など専門的な知識・技能を有する個人を「専門ボランティア」と位置づけている場合もある。
定義（２）	・災害救援活動に関わる民間団体を指す。 ・社会福祉協議会、NPO、市民活動団体のほか、日本赤十字社（奉仕団）、共同募金、生活協同組合、労働組合、青年会議所、企業など対象は幅広い。被災した自治会・町会、自主防災組織、消防団等の支え合いの活動もある。 ・都道府県や市町村の地域防災計画に記載される場合は、社会福祉協議会など、災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる担い手を「ボランティア」としている場合がある。

注：災害ボランティアセンターの運営については、社会福祉協議会等が関わっている。

（ボランティア団体・ボランティア活動支援団体の定義）

本提案において、ボランティアとは、定義（２）＝災害救援活動に関わる民間団体については「ボランティア団体」と記述し、ボランティアという場合には、定義（１）の個人を示すこととする。また、ボランティア活動に関わる環境整備、資金支援、ネットワークづくりなどの活動支援を行う民間団体を「ボランティア活動支援団体」と示す。

全国域・都道府県域・市町村域によって、行政と連絡・調整に関わる「ボランティア団体」にも違いがある（個人であるボランティアは行政との連絡・調整に関わることは基本的にない）。

	・ボランティア活動支援団体（ボランティア活動に関わる環境整備、資金支援、ネットワークづくりなどの活動支援を行う民間団体）
全国域	・社会福祉協議会、日本赤十字社、青年会議所などの全国域のネットワークを有する公益的な団体 ・全国域のネットワークを有する専門性の高い民間団体 ・社会貢献、公益的な支援活動に関わる企業 等
都道府県域	・ボランティア活動支援団体（ボランティア活動に関わる資金、活動基盤、ネットワークなどの活動支援を行う民間団体。都道府県域のNPO支援センターなども含まれる） ・社会福祉協議会、日本赤十字社、青年会議所などの都道府県域のネットワークを有する公益的な団体 ・都道府県域のネットワークを有する専門性の高い民間団体 ・都道府県域で、被災地支援に取組む市民活動団体 ・都道府県域で、社会貢献、公益的な支援活動に関わる企業 等
市町村域	・社会福祉協議会、日本赤十字社、青年会議所などの市町村域の公益的な団体 ・市町村域で、被災地支援に取組む市民活動団体 ・市町村域で、社会貢献、公益的な支援活動に関わる企業 等

注）国際的なボランティア活動を行っているNGOも、上記の全国域に含まれることが多いと考えられる。

（３）国・地方公共団体とボランティア団体との連絡・調整の機能

ボランティア・ボランティア団体は、単なる活動の担い手だけではなく、被災者支援活動を通じて行政が把握できていない有用な情報を持つことが多い主体である。このため、行政の災害対応施策を改善するためにも、行政はボランティア団体等と積極的に情報を共有することが求められる。また、災害対策基本法にも規定されているとおり、「ボランティアによる防災活動の環境の整備」及び「ボランティアとの連携」に努めなければならない。

国・地方公共団体とボランティア団体との連絡・調整の方策としては、行政（災害対策本部や関係部局）、ボランティア団体の窓口による会議を開催することが考えられる。その場での連絡・調整は、大きく３つの機能を果たしていくことが考えられる。

①ボランティア・ボランティア団体の支援を必要としている被災者支援の全体像の把握

- ・被災状況や避難者の状況など、行政とボランティア団体それぞれが把握している情報の共有
- ・被災地において把握している被災者支援活動や災害ボランティアセンターの取組状況、活動場所、人数、今後の見通しの情報交換、対応策の調整
- ・被災地全体におけるボランティア活動や支援の過不足の状況把握、是正のためのボランティア・ボランティア団体側、行政側の情報発信等の対応策の調整

②被災者のニーズの情報交換と対応策の調整

- ・被災地での被災者支援活動を通じた最新の被災者ニーズに関する情報交換
- ・災害時要援護者、要配慮者（子ども、女性等）など専門的な支援の実施状況及びニーズの情報交換、対応策の調整
- ・応急仮設住宅への移行など、被災者の生活変化に応じた支援ニーズの情報交換、対応策の調整
- ・発生している問題に対し、ボランティア団体等が過去の活動経験、多様な主体との協力経験、専門的知見をなどから有効と考える対応事例の紹介 等

③ボランティア・ボランティア団体の被災者支援活動の環境整備

- ・ボランティア活動のために利用する車両の緊急車両の取扱い等の規制緩和、ボランティア団体が活用できる公的支援制度等の共有や要望の提出と対応の調整
- ・ボランティアの二次災害対策やボランティア活動の安全衛生に関する情報交換、対応の調整
- ・ボランティア活動に関する国・都道府県の活動、指示・通達、各被災地での行政とボランティア団体間の調整に対する支援に関する調整 等

災害発生からの時間の経過や被災地の状況変化などにより、ボランティアニーズは変化する（例えば、生命・身体の安全確保から避難生活の改善へ、そしてコミュニティづくりや生業の確保へ）。そのため、行政とボランティア団体等との連絡・調整の内容も変化していくこととなる。また、個々のボランティア団体が備える専門性や得意分野などに応じて、行政との連絡・調整の窓口となるボランティア団体もその一部が変わっていくとみられること、行政側もボランティア活動の連絡・調整に参加する部局が変わっていくとみられることにも留意すべきである。

（４）連絡・調整により期待できる効果

行政と被災地支援に取組むボランティア団体との連絡・調整を上述のように行えば、ボランティア団体等が持つ有用な情報、要望、提案などをまとめて行政のボランティアの窓口担当部署に伝え、それが各部署に伝えられる形となるので、行政のそれぞれの案件の関係部署と調整が一元的に進み、行政の組織横断的で迅速な対応も期待できる。すなわち、被災者支援は様々な部署が関係するので、行政のそれぞれの案件の関係部署がタテ割りで見え、相互の調整が不十分な対応となる状況を回避できる。

一方、行政側としては、自らは把握していない被災地・被災者の現場の多様な状況を、ボランティア団体から直接入手、共有することができる。これにより、行政組織としての報告ラインとは別の情報源、ルートで現場の情報が得られる。そして、ボランティア団体の対応経験を活かしてより重要な情報をもれなく把握できることが期待でき、場合によっては行政組織としての報告ラインより早く、より詳細な情報を入手することも期待できる。

また、公平性や平等性の観点等から、行政では支援が難しいケースであっても、被災者のニーズ情報が共有されることにより、ボランティア団体の自主性、機動性が発揮され、支援ギャップの解消につながることも期待される。

さらに、被災者にとって深刻な状況・切実な要望などについて、対応経験が豊富なボランティア団体の意見も合わせて聞くことで、行政としてより適切な評価を行うことができ、早期の適切な対応につながることも期待できる。

3. 今後対応すべき事項

災害支援に関わるボランティア、ボランティア団体、ボランティア活動支援団体それぞれ特性や得意とする分野がある。一方で、ボランティア団体等も行政の組織や制度運用などを十分に理解していない場合もある。そこで、相互に理解を深めるためには、災害時だけではなく、平時から顔を合わせて話し合うことが必須である。

このため、平時から行政、ボランティア関係団体等が対等な立場で議論ができる場（プラットフォーム）をつくり、災害時に機能する体制の検討を進めていくことが求められる。この対等な立場とは、ボランティア活動を行政が実施や中止を指示したりするものでないという意味であり、ボランティアの自主性の尊重は災害対策基本法にも明記されている。

この際、地域によって被災者支援にばらつきが生じないように、市町村、都道府県、全国のそれぞれのレベルで着実に取組を進めていくことが肝要であるが、特に、都道府県のレベルは、全国域、市町村の中間にあり連携の要と言えるため、取組の充実が期待される。

（１）行政が対応すべき事項

＜災害時＞

- ・行政は、ボランティアの支援を必要としている被災者支援の全体像の把握、ボランティア団体との被災者のニーズの情報交換と対応策の調整、ボランティアの被災者支援活動の環境整備に努めること
- ・行政は、ボランティア団体等も連携・調整のために努力していることを踏まえ、ボランティア団体等の窓口から得られた情報を有効活用し、また、調整の中で要請された点への対応を真摯に検討し、その結果を説明するよう努めること

＜平時＞

- ・国は、平時からボランティア関係団体等と対等な立場で議論ができる場（プラットフォーム）をつくり、ボランティア活動支援団体等との情報共有に努めるとともに、災害時の対応、連絡・調整機能の具体的な内容などを検討しておくこと。また、ボランティア活動支援団体と訓練等を実施することにより、連絡・調整機能を検証し、必要に応じて見直すこと。
- ・国は、災害時にボランティア活動支援団体等との連絡・調整を円滑に進めるために、各種計画・マニュアルなどを必要に応じて見直すこと。また、対応が進んでいない都道府県の取組を支援すること
- ・都道府県、市町村では、ボランティア団体との連絡・調整の窓口となる担当者をあらかじめ決めておくこと。担当者は、災害対策本部事務局の職員もしくは関連する部署の職員であることが望ましい
- ・被災した都道府県域において連絡・調整機能を果たすために地域外からの支援の受入れなどを検討すること。
- ・都道府県では、平時に、行政職員（災害時にボランティア団体の窓口となる担当）とボランティア団体が対等な立場で議論ができる場（プラットフォーム）を定期的に設けること。また、ボランティア団体との訓練等を実施することにより、連絡・調整機能を検証し、必要に応じて見直すこと。そして、これらの取組を市町村と共有し、市町村での取組を支援すること。
- ・市町村では、都道府県の助向を踏まえて、平時に、行政職員（災害時にボランティア団体の窓口となる担当）とボランティア団体が対等な立場で議論ができる場（プラットフォーム）を定期的に設けること。なお、小規模な町村の場合には、いくつかの自治体が連携してこのような場を作ることを検討するのも合理的であろう。
- ・都道府県、市町村は、災害時にボランティア活動支援団体、ボランティア団体との連絡・調整を円滑に進めるために、条例・計画・マニュアルなどを必要に応じて見直すこと

（２）ボランティア団体・ボランティア支援団体が対応すべき事項

<災害時>

- 被災した都道府県域、市町村域それぞれにおいて、ボランティア団体等の連携調整の経験と技術を有する人材の配置または円滑な広域派遣の準備を進めること

<平時>

- 行政と連携・調整を担うボランティア団体側の人材のリストを作成し、国、都道府県、市町村、そしてボランティア団体等の間で共有しておくことで、行政からの信頼を得ること。そして、行政との連絡・調整の窓口となるボランティア団体またはボランティア活動支援団体を概ねあらかじめ決めておくこと（実際の災害の発生地域、災害種類などにより、それらに詳しい団体が入るべきなど、窓口となる団体の一部は変わるとみられることに留意）
- 行政との連絡調整の窓口となるボランティア団体等が幹事役となり、民間（ボランティア団体）主導で、様々なボランティア活動支援団体、ボランティア団体（専門性の高い民間支援団体等を含む）が、情報共有や訓練をするなど、災害時の連携について話し合うこと。また、行政との連携・調整は互いにより良い被災者支援のために行うものであり、「自分の要求を通すための対峙の場」などの誤解が生じないよう理解を広げること・ボランティア団体等の連携調整の経験と技術を有する人材の育成に努めること
- ボランティア団体等も、都道府県レベル、市町村レベルで横につながり、このような取組を営めることに協力しあうよう努めること
- 国（内閣府防災担当（普及啓発・連携担当））との調整窓口となる団体は、様々なボランティア団体の間の調整機能を有効に担えるようにするため、平常時の政府との恒常的な情報交換や連携の実績及び災害時の連携・活動調整の実績を積み上げ、各地域におけるボランティア団体の理解を広げ、支持が得られるようにすること

参考：防災ボランティア活動に関する法令等

（１）災害対策基本法（抄）

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携） **平成 25 年改正**

第五条の三

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

（住民等の責務）

平成 7 年改正

第七条

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2. 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第八条

国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2. 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一～十二 （略）

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の標榜の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四～十八 （略）

3. （略）

※防災ボランティア活動関係部分を抜粋

（２）防災基本計画（抄）

第１編 総則

第２章 防災の基本方針

○周到かつ十分な災害予防

国民の防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等

○迅速かつ円滑な災害応急対策

ボランティア、義援物資・義援金、海外からの支援の適切な受入れ

第２編 各災害に共通する対策編

▼第１章 災害予防

第３節 国民の防災活動の促進

3. 国民の防災活動の環境整備

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

○地方公共団体は、平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

○国及び地方公共団体は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。

▼第２章 災害応急対策

第２節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

6. 国における活動体制

(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制

○非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。

(5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

○緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。

※防災ボランティア活動関係部分を抜粋

14

▼第２章 災害応急対策

第１１節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

○国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

○また、地方公共団体は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

※防災ボランティア活動関係部分を抜粋

（３）内閣府防災業務計画（抄）

第２編 災害対策編

第１章 災害予防

第５節 国民の防災活動の推進と普及啓発

1 国民の防災活動の推進

(3) 防災ボランティア活動の環境整備

○政策統括官(防災担当)は、関係省庁、地方公共団体、公共機関、諸団体等と協力し、災害発生時におけるボランティア活動や自主的な防災活動の重要性に対する国民の認識を一層深め、災害の備えの充実強化を図るため、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」の機会等を活用して、国民に身近な普及啓発活動を行う。

○政策統括官(防災担当)は、関係省庁及び地方公共団体と協力し、平常時から、NPO等のボランティア団体の活動支援、リーダーの育成等を推進し、国及び地方公共団体と防災ボランティアとの連携が図られるよう努める。

○政策統括官(防災担当)は、関係省庁及び地方公共団体と協力し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備を推進する。

○政策統括官(防災担当)は、関係省庁、関係NPO等と協力し、海外等からのNPO等からの支援について、発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図るよう努めるとともに、その円滑な受入れ方策について、検討を進める。

※防災ボランティア活動関係部分を抜粋

15

※出典：内閣府 HP (<http://www.bousai-vol.go.jp/product/proposal.pdf>)

2月4日「災害ボランティア等の活動環境整備に関する研修会」資料

災害ボランティアと行政との 連携・協働 ～内閣府の最近の防災ボランティアに関する取組について～

平成28年2月4日

近年の防災ボランティアの活動

- ・平成26年広島豪雨災害 ……延べ約4.4万人(H27.10末まで)
- ・平成23年東日本大震災 ……延べ約145.0万人以上(H27.7まで 災害VC等経由)
(災害ボランティアセンターを経由せずに活動した人を含めると推定で約550万人)
- ・平成21年台風第9号 ……延べ約2.2万人以上 各県等把握
- ・平成19年中越沖地震 ……延べ約2.8万人以上
- ・平成19年能登半島地震 ……延べ約1.5万人以上
- ・平成16年新潟県中越地震 ……延べ約9.5万人以上
- ・平成16年台風第23号 ……延べ約4.4万人以上
- ・平成 9年ナトカ号海難 ……延べ約2.7万人以上
- ・平成 7年阪神・淡路大震災 ……延べ約137.7万人以上



「災害対策基本法」でのボランティアの位置づけ

第5条の3 ＜平成25年の改正により追加＞

国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

第8条2項 ＜第13号が平成7年の改正により追加＞

国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

13 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

1

国の「防災基本計画(平成27年7月)」におけるボランティアの位置付け①

第1編 総則

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

(1) 周知かつ十分な災害予防

○災害予防段階における施策の概要は以下の通りである。

- ・国民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災意識・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、**防災ボランティア活動の環境整備**、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、国民の防災活動の環境を整備する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

○災害応急段階における施策の概要は以下の通りである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

- ・ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

～(略)～一方、人口減少が進む中山間地域や漁村等では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、**防災ボランティア活動への支援**、地場産業の活性化等の対策が必要である。

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

3 国民の防災活動の環境整備

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

- 市町村(都道府県)は、平時時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- 国(内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等)及び市町村(都道府県)は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平時時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供策等について整備を推進するものとする。

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

10 防災関係機関等の防災訓練の実施

(2) 地方における防災訓練の実施

- 地方公共団体、公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、**ボランティア団体**、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。

2

国の「防災基本計画(平成27年7月)」におけるボランティアの位置付け②

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第8節 保健衛生、防疫、遗体対策に関する活動

1 保健衛生

- 国(厚生労働省)及び地方公共団体は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保持するように努める。(略)～
- 特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、**ボランティア団体**等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

第11節 自発的支援の受け入れ

1 ボランティアの受け入れ

- 国(内閣府等)、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け入れ、調整等その受入体制を整備するよう努めるものとする。ボランティアの受け入れに際しては、老人介護や外国人との言語力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。
- また、地方公共団体は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

第5編 風水害対策編

第1章 災害予防

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 災害発生直前対策関係

(2) 住民の避難誘導体制

- 市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

第7編 雷害対策編

第1章 災害予防

第1節 雷害に強い国づくり、まちづくり

2 雷害に強いまちづくり

(2) 除雷体制等の整備

- 市町村は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雷を促進するとともに、**ボランティア**等地域外からも雷処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。

3

※国別の災害編では、「第2編 各災害に共通する対策編」と同様の記載は省略。

「茨城県地域防災計画(風水害等対策計画編) 平成27年3月」におけるボランティアの位置づけ①

区分	活動内容	担当窓口	受入れ窓口
一般	炊き出し、食料の提供、水汲み、清掃、救護物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話等	県民センター 市町村社会福祉協議会	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会
医療・防衛	医療活動(医師・看護師、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の対応指導(薬剤師)、救護物資の提供・管理(保健師)、歯科診療(歯科医師、歯科衛生士)	県民センター 市町村社会福祉協議会	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会
語学	外国語通訳・翻訳	県民センター 市町村社会福祉協議会	県国際交流協会 市町村国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	県民センター 市町村社会福祉協議会	県防衛・危機管理課

なお、一般ボランティアについての取り組みについては、次のとおりとする。

(2) 一般ボランティアの担当窓口の設置
県及び市町村は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。
県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

「常総市地域防災計画(風水害等対策計画編) 平成25年3月」におけるボランティアの位置づけ①

第13節 ボランティア活動体制の整備計画
大規模な災害が発生した場合は、**大きな被害を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでなく、事業所はもとより企業を含めた住民の自主的な防災活動の参加及び災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救済ボランティアの自発的支援が必要である。**
市及び市社会福祉協議会は、ボランティアが円滑に救済活動が行えるよう体制整備を図るものとする。

第1 防災ボランティアの定義
防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア(医療、介護、アマチュア無線)とに区分し、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。

また、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し、防災ボランティアの平常時から円滑な運営、協力体制の構築に努めるものとする。

区分	活動内容	担当窓口	受入れ窓口
一般	炊き出し、食料の配布、水汲み、清掃、救護物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話等	市(保健福祉部)	市社会福祉協議会 市社会福祉協議会
医療・防衛	(略)	市(保健福祉部)	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会
語学	外国語通訳・翻訳	市(生活環境部)	市国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	市(生活環境部)	市防衛・危機管理課

4

「茨城県地域防災計画(風水害等対策計画編) 平成27年3月」におけるボランティアの位置づけ②

- (3) 「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立
県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は、「受入れ窓口」の円滑なボランティア活動の促進を図るため、体制整備を強化するとともに、市町村社会福祉協議会間の相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図るものとする。
- (4) 一般ボランティアの募集・登録
県社会福祉協議会は、一般ボランティアの募集・登録にあたり、次の施策を実施する。
- 1) コーディネーターシステムの構築
災害時にボランティアの受入れ、調整、紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネーターシステムをあらかじめ構築し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。その際、コーディネーターが行う業務は次の通りとする。
(県の拠点施設における業務)
① 紹介先、紹介人数、活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整
② ①に基づくボランティアの紹介
③ 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介(市町村の拠点施設における業務)
④ 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
⑤ ①に基づくボランティアの紹介
⑥ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請
 - 2) ボランティアリーダーの養成(略)
 - 3) ボランティアコーディネーターの養成(略)
 - 4) 一般ボランティアの登録
災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市町村社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。
- (5) 一般ボランティア団体のネットワーク
県社会福祉協議会は、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を構築する。
- (6) 一般ボランティアの活動環境の整備
1) ボランティア活動の普及・啓発(略)
2) 一般ボランティアの活動拠点等の整備(略)
3) ボランティア保険への加入促進(略)

「常総市地域防災計画(風水害等対策計画編) 平成25年3月」におけるボランティアの位置づけ②

- 第2 一般ボランティアの担当窓口の設置
市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ社会福祉課に防災ボランティアの担当窓口を設置する。
- 災害時におけるボランティア活動の受入れ窓口は、市社会福祉協議会が設置するが、災害発生時にその活動が円滑に行われるよう、あらかじめ市社会福祉協議会と協定をしておくものとする。
- 市及び市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く周知する。
- 第3 一般ボランティアの活動環境の整備
市及び市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。
- 1) ボランティア活動の普及・啓発
災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。
 - 2) 一般ボランティアの活動拠点等の整備
災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の備付けの整備を進める。
 - 3) ボランティア保険への加入促進
市は、市社会福祉協議会とともにボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

5

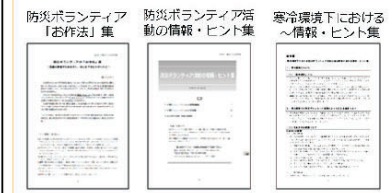
内閣府におけるこれまでの防災ボランティアに関する取組①

ボランティア(支援側)に対する働きかけ

- 防災ボランティアの「お作法」集(平成17年)
・外部支援者だけで意思決定するのは止める、自分の世話は自分で正しい被災地に迷惑をかけるなどの最低限のマナーのまとめ

- 防災ボランティア活動の情報・ヒント集(平成17年)
・災害ボランティアセンターの設置運営ノウハウ
・ボランティアの安全衛生の確保
・業務範囲のあり方
・各種届出様式 等

- 寒冷環境下における防災ボランティア活動の安全衛生に関する情報・ヒント集(平成19年)



地方公共団体等受入れ側(受援側)に対する働きかけ

地域の「受援力」を高めるために(平成22年)

ボランティアを受け入れる立場の地方公共団体等に、防災ボランティア活動とはどのようなものか、ボランティアを地域で受け入れるための知恵などについて記載。



受援側・支援側双方に対する働きかけ

防災ボランティア活動に関する広域連携の体制構築に向けて(平成23年)

地域で防災ボランティア活動にかかわる防災ボランティア活動団体、行政等の「広域連携」の検討を進めていくためのポイント集。



6

内閣府におけるこれまでの防災ボランティアに関する取組②

ボランティア間のネットワーク形成支援

「防災ボランティアのつどい」を開催し、ボランティア相互の交流促進を図る(平成7年～)。



防災ボランティアの広域連携訓練

東日本大震災では被害が甚大であったことから被災地域と災害対応能力の間に大きなギャップが生じた。被災地外から多くの支援が被災地に寄せられたが、被災地域の各主体の受援力の低下により、効果的な支援が困難な例が見られた。これらから被災地内外の連携調整を行う必要性が認識された。

広域連携訓練の実施場所
○平成25年度 静岡県、高知県
○平成26年度 東京都



検討会の開催

- 防災ボランティア活動に関する議論の促進
「防災ボランティア活動検討会」(平成16年～)



7

関東・東北豪雨 常総市におけるボランティア活動について

9月10日(木) 被災

- ＜一般ボランティアの動き＞
- 9月12日(土) 茨城県災害ボランティアセンター開設(石下総合体育館内)
5千人以上が活動。
9月30日(水) 開設し、市ボランティアセンターに一元化。
- 9月13日(日) 常総市災害ボランティアセンター開設
(常総市社会福祉協議会内)
3万人以上が活動(10月25日現在)
シルバーウィークには1日3千人以上が活動
現在、平日は1日300人程度。ニーズに対して不足気味。

- 一般ボランティアの主な活動
- ・浸水家屋の泥だし、家財等の搬出、清掃
 - ・大型災害廃棄物の運搬・回収補助
 - ・救援物資の整理・仕分け
 - ・小学校グラウンドや側溝等の土砂等の撤去



- 組織的なボランティアの主な活動
- ・避難所や地域での炊き出しとその調整
 - ・避難所の環境整備と福祉避難スペースの確保
 - ・在宅避難者への炊き出しやサロンの開催
 - ・小学生の通学等の移動手段の確保のためのカーシェアリング
 - ・外国人支援(ポルトガル語による情報紙の発行や各種相談対応)



- ＜組織的なボランティアの動き＞
- 9月15日(火) 県、市、NPO団体等の担当者レベルを集め、ボランティアセンターの運営方法等について、常総市水害対応NPO連絡会議を開催。
- ・これまでに全国から67のボランティア団体、NPO等が参加(10月13日現在)
 - ・事務局は「たすけあいセンター“JUNTOS”」(茨城NPOセンター・コムズ)
- 9月23日(水) 常総市からの依頼に基づき、食事内容や配膳方法、配食時間、居所の整序等の避難所の生活改善案等を避難所毎に具体的に提案。以降、継続的に提案。
- 9月29日(火) 常総市長、県次長、NPO等及び内閣府が一堂に会した会議を開催。生活改善、災対本部の参画等について方向性を示した。
- 10月10日(土) 在宅避難者、半壊への支援等の今後の主な生活課題を整理した「常総市における被災者支援策に関する提案について」を作成し、常総市長に提案。

「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」の開催

- 「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」の開催について
- 平成27年12月11日
内閣府政策統括官(防災担当)決定
1. 趣旨
東日本大震災の被災地では、多くの国民がボランティア活動に参加し、その活躍が目撃された。一方、これまでの災害ではみられなかった課題も明らかになった。
このため、想定されている大規模災害に備えて、広く防災に資するボランティア活動を促進するために、様々な活動の現状と課題の整理及び環境整備の方策等について検討を行う「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」を開催する。
2. 構成
(1) 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
(2) 座長は、委員会の議事を整理する。
(3) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員、その他の者の出席を求めることができる。
3. 目的
広く防災に関するボランティア活動全般について、現状、課題、活動の一層の活性化等に関する検討を行い、提言する。

委員名簿

- 〔座長〕 室崎 益輝
兵庫県立大学 防災教育センター長
- 菊田 暢之
認定特定非営利活動法人 レスキュー
ストックヤード 代表理事
- 佐甲 学
全国社会福祉協議会 全国ボラン
ティア・市民活動振興センター所長
地域福祉部長
- 菅 高志保
関西大学社会安全学部准教授
- 高橋 良太
社会福祉法人 中央共同募金会
企画広報部長
- 山崎 水紀夫
高知県立公立大学 法人高知県立大学
地域連携課長
- 山ノ川 重夏
MS&AD インシチュアランスグループ
ホールディングス株式会社
人事・総務部長

以下略

9

12月17日「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」資料より

「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」の進め方

- ・検討会は、平成27～28年度の2カ年の期間とする。
- ・平成27年度は、広く防災に資するボランティア活動における課題など幅広く出しあい、中間整理をとりまとめる。
- ・平成28年度は、優先度の高い課題については環境整備や対策の方向性をまとめるほか、広く防災に資するボランティアの担い手拡充、活動の促進につながるような内容を想定。

(検討事項例)

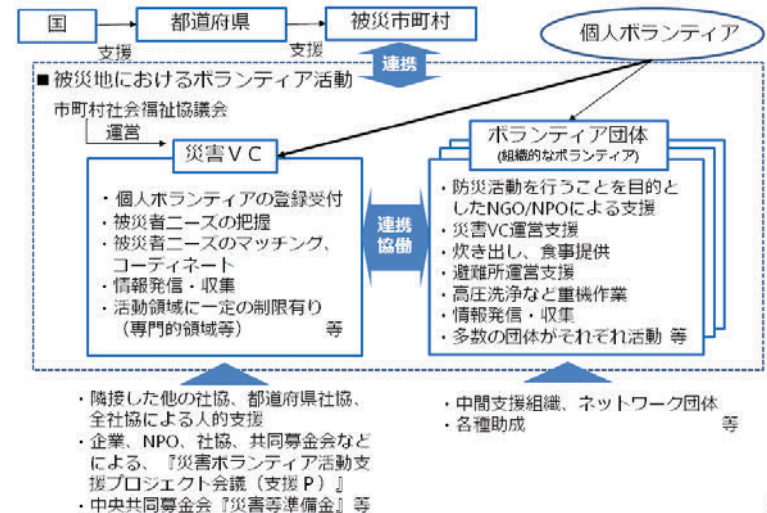
- ・日頃から様々な担い手の活動と支援の仕組みづくり
- ・被災地における行政とボランティア活動の担い手との連携
- ・様々なボランティア活動における活動費用の確保方策等

第1回 平成27年 12月17日	・会議設備の目的、スケジュール説明 ・委員の発表(取組事例や課題の提示) ・広く防災に資するボランティア活動の課題に関する意見交換
第2回 平成28年 2月22日	・委員の発表(取組事例や課題の提示) ・ゲストスピーカーの発表(取組事例や課題の提示) ・広く防災に資するボランティア活動の課題に関する意見交換
第3回 平成28年 3月16日	・委員からの発表(取組事例や課題の提示) ・中間整理案の説明 ・広く防災に資するボランティア活動の課題に関する意見交換
↓ 広く防災に資するボランティア活動に関する課題等の中間整理のとりまとめ	
平成28年度	・委員、ゲストスピーカーの発表 ・課題解決の方向性や解決に資する取組の検討 ※開催回数、実施時期などは平成27年度の経過を踏まえて検討
↓ 広く防災に資するボランティアの担い手拡充、活動の促進策等について政策提言のとりまとめ	

10

12月17日「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」資料より

災害発生時のボランティア活動の関係図



11

これまで内閣府における検討の中で明らかになった課題の整理

	日常（平時）	災害発生以降	課題解決、環境整備の方向性
個人ボランティアに関する観点から	● 普段から地域における防災ボランティア活動には参加していない。 ● 日頃、地域における防災ボランティアとしての活動や取組があまり認識されていない、行われていない。	● 活動時の心得や装備・準備（安全衛生面等）の認識が徹底されていない。 ● 受援側の理解が不足（ボランティア活動を受けることに対する不信感）。 ● 復興期に果たす役割が不明確。 ● ボランティア休暇制度などの支援制度に関する認識が不十分。	● 平時の取組の仕組みづくり、周知、働きかけの、より一層の推進。
ボランティア団体に関する観点から	● 応用できる助成制度が限定的。 ● 災害時に有用な法令、制度等専門的な知識を学ぶ機会が少ない。	● 助成制度、資金調達の仕組みが限られている（特に小規模災害）。 ● 被災地で継続的な活動を行うにあたっての、IPOに対する支援が必要。	
災害V C運営の観点から	● 運営や担い手の育成が不十分。 ● どこで起こるかわからないので、日常の準備が不足。	● 受入体制が整わず、希望者を断らざるを得ない場合がある。 ● 同様に被災しても報道のされ方等により、場所毎に集まりに差が出ることも。	● 災害V C設置・運営の担い手育成。
連携・協働の観点から	● 各組織間の連携の必要性について理解が不足。 ● 行政とボランティア団体等が普段から連携する必要がある。	● 防災時の対応に関し、各主体間の連携（行政とIPO等、IPO間など）に課題。 ● 多様な主体との協働型V Cの運営が必要。 ● 被災地における支援全体を見直し、被災地外から受入れなどを調整する機能が脆弱。 ● 専門性の高い民間団体との連携。	● 行政側のボランティアに関する認識を高めるための情報提供。 ● 平時から連携を検討するための場作り。 ● 連携訓練の実施。

ここでは以下の想定で用語を用いる

- 個人ボランティア：主に災害発生時に、被災地に赴き、災害ボランティアセンターなどに登録し、ボランティア活動を行う個人。
- ボランティア団体：防災ボランティア活動を行うことを目的としたNPO、ネットワーク団体、中間支援組織等。
- 災害ボランティアセンター：大規模な災害が発生した際、ボランティアの受付を行うとともに、被災者ニーズの把握し、コーディネート等を行う、主に市町村の社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンター（以下災害V C）
- 連携・協働：ボランティア団体間、行政とボランティア団体間、行政と災害V C間、災害V Cとボランティア団体間などの連携・協働

12

平成17年8月18日更新

防災ボランティアの『お作法』集

～活動に参加するあなたへ、みんなでまもりたいこと～

内閣府防災担当

この防災ボランティアの「お作法」集は、ボランティアの方々が防災ボランティア活動を行う際に、知っていただきたい、あるいは知っておくよい「ころがまえ」や「ころがけ」を、現場の経験を踏まえて提案してもらい、それをまとめたものです。したがって、現場の活動を「規制」する趣旨のものではありません。

ボランティア活動をする上でのころがまえを「規範（きはん）」としてまとめました。また、活動をしていときに知っておくよいアイデアを「工夫（くふう）」としてまとめました。そして活動をする中で、注意すべき最低限のマナーを「べからず」としてまとめました。

このお作法集に関しては、幅広く募集し、さらに充実していきたいと考えています。特定のグループや個人が提案する類似目的の文書の投稿・提供も歓迎します。提案者名を明示したうえで並行掲載を行うものとします。

（以下の内容は、新潟県中越地震での防災ボランティア活動の調査結果を基に事務局が案を作成し、第3回防災ボランティア活動検討会（17年6月10日）を踏まえて、修正したものです。）

（１）規範（きはん）

- ① 復旧や復興の主役は被災者です。ボランティアはそれをサポートする存在であるという原則を忘れないように心がけましょう。また、被災地や被災者、地元行政、ボランティアセンターなどに対しては、あなたの善意を活かす場を作ってくれたことに感謝しましょう。
- ② 防災ボランティアは、水・食料・常備薬・適切な服装・保険等、必要な備えをして自己完結を原則に被災地に入りましょう。被災者・被災地や現地ボランティアセンターに負担をかけないようにしましょう。
- ③ 仕事がなくとも、ボランティアニーズをむりやり探し出すのではなく、被災地／被災者のことをよく理解するようにしましょう
- ④ 睡眠時間や疲労などに留意し、健康の事前チェックに努め、不調になったら早めに活動をやめる勇気を持ち、けがなどで被災地の負担にならないようにしましょう。
- ⑤ 被災地でのボランティア活動に参加する際は、自分の行動計画を周囲に事前に説明してから、でかけましょう。
- ⑥ 仲間とよく話し合い、一人で仕事を抱えこまないようにしましょう。

- ⑦災害の規模、種類、地域などにより、災害ボランティアセンターの運営などに違いが当てあたり前です。あくまで、被災した現場が中心であることを忘れないようにしましょう。
- ⑧災害ボランティアセンターの核となる現地スタッフは可能な限り休む時間を持つことに努め、周りはそれを理解し支えましょう。

（２）工夫（くふう）

1) ボランティアについて

- ①被災者の遠慮や警戒からニーズが出にくいことがあります。ボランティアだけではなく、地域内や近隣の方々と協力して活動しましょう。
- ②被災地内の災害ボランティアセンターは、地域内や近隣の方々が中核となって運営できるようになります。地元が自らの被災対応に追われている初期でも、外部支援者だけで意志決定するのは避け、地域外の支援ボランティアは地元運営を支えていきましょう。
- ③円滑に活動するためにはボランティア同士がコミュニケーションをとることがよいでしょう。例えば、お互いにニックネームで呼び合うことなどで親しみやすく接することもできますでしょう。
- ④さまざまな従来のしがらみから、地元が表に出るとのちのち負担になってしまう部分を、地域外からのボランティアが引き受けることで、スムーズにいく場合もあります。
- ⑤被災者のニーズは刻一刻と変わり、古い情報を流すことで無駄な物資が集中し、被災地の大きな負担になることから、マスコミやウェブサイトを通じて支援物資を要望するときには、そのようなことが起きないように留意しましょう。
- ⑥ボランティア活動を終えて自宅に帰る前に、観光地やショッピングセンターなど気分転換できるところに寄って、心をクールダウンさせてから帰りましょう。
- ⑦避難所にいる人と話をする際には、相手と同じ目線に自らの姿勢を自然に合わせて話をしましょう。

2) ボランティアセンターについて

- ①ボランティアや被災者にあわただしさを与えないよう、走らないようにすることや早口で一方的にしゃべらないなど、ゆったりとした気持ちになることが大事です。
- ②活動に行き詰ったら、ボランティアセンターを一度「休日」にするなど、余裕を持った対応も考えられます。
- ③ガムテープの名札に受付日や受付番号もあわせて記入するなどの工夫をすることで、ボランティアの自発性を促すことや不審者を未然に防ぐこともできます。
- ④被災者やボランティアの感想や意見を丁寧に聞くなど、さらに愛されるボランティアセンターを目指しましょう。
- ⑤花や絵など、人が安心できるものを少し飾るだけで、雰囲気も大きく変わります。
- ⑥看板や掲示物は文字だけでなく、絵や写真を多用することで見やすく工夫しましょう。

（３）べからず

- ①自分のできることを見極め、例えば被災者に頼まれても、自分や周囲を危険に巻き込むような仕事は引き受けないようにしましょう。
- ②防災ボランティアは、被災者の立場をできるだけ理解し、自分の判断を押しつけるようなことを避けましょう。
- ③ボランティアは非日常的な活動ですが、被災地／被災者は早期に日常生活を取り戻すことがもめられます。その日の振り返りの意見交換が深夜に及んで周囲に迷惑をかけたり、高揚した気持ちを押さえるための適量のアルコールが過剰になるようなことがないようにしましょう。
- ④日常のボランティア活動に比べて、よりリスクが高いのが災害ボランティアの活動です。自らのケガだけでなく、心ならずも被災地や被災者、他のボランティアに損害を与えてしまうことをできるだけカバーするために、自らボランティア保険に入りましょう。
- ⑤必要以上に自分の経験を振りかざすことは避けましょう。



防災ボランティア活動の多様な支援活動を受け入れる

じゅえんりょく
地域の『受援力』を高めるために



内閣府（防災担当）

何のためのパンフレットなの？

本書は、防災ボランティア活動のことをまだ知らない人たちが、地震、大雨などによって被災地となってしまう場合に、ボランティアを受け入れる立場の人たちに読んでもらうために作成しました。

被災したとき支援を受ける側の視点で作成しています。読むことによっていざ被災したとき、ボランティアの支援を円滑に受け入れることができる一助になればと思っています。



このパンフレットでは、ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などのことを「受援力」（支援を受ける力）と言っています。地域外のボランティアの力をうまく引き出すことは、被災地の復興を早めるなど、地域防災力を高めることにつながります。

ボランティアを受け入れる「受援力」の大切さ

防災ボランティア活動は、被災地の復旧・復興、被災された人々への寄り添いやお手伝いなどに大きな役割を果たしてきていますが、これまで、被災地での理解が得られなかったためか、ボランティアの力が十分に発揮できていない事例もみられます。

被災地の外から集まるボランティアの人たちは被災地の土地勘はもちろん、被災地が求めているものが何かもわからないものです。被災地側から、どのような状況なのか積極的に伝えることが地域の「受援力」を高める一歩です。



また、ボランティアにお手伝いしてもらうことは特別に難しいものではありません。見知らぬ人たちの訪問や本当に無料でお手伝いしてもらってよいのか戸惑いにつながっているかもしれません。まずは、防災ボランティア活動を知ることから始めましょう。

※「災害ボランティア活動」「減災ボランティア活動」という呼び方がされていることがありますが、本書ではそれらを区別せず「防災ボランティア活動」と記載しています。



室崎益輝（むろさき よしてる）
関西学院大学総合政策学部教授

1944 年生まれ。1971 年京都大学大学院工学研究科博士課程単位取得退学。神戸大学工学部教授、独立行政法人消防研究所理事長、和歌山県消防庁消防大学校消防研究センター所長を経て、現職。内閣府中央防災会議専門委員会委員、日本災害復興学会会長。

阪神・淡路大震災をはじめ大規模な災害が発生すると、数多くのボランティアがいち早く被災地に駆けつけて、被災された方々の救援や被災地の回復に大きな力を発揮している。この間の取り組みの中で、ボランティアの活動は大きく発展してきている。救援から復興に至るまでの持続的な支援、被災地に負担をかけない自律的な支援、あるいは被災された方々に寄り添う協働的な支援が、被災回復の文化として定着しつつある。

ところで、救援や復興の協働ということでは、個々の被災された方々とボランティアの寄り添いに加えて、被災地コミュニティとボランティア集団との連携がどうしても欠かせない。ボランティアが被災地に寄り添うと同時に、被災地がボランティアに寄り添うことが欠かせない。被災地の再建には、ボランティアの支援力とともに被災地の「受援力」が欠かせないということである。この「受援力」の向上により、ボランティアの力が引き出され、被災地の復興がより迅速に進むことになる。

目次

- 防災ボランティア活動知らない人にまず読んでもらいたいページ
- 地域住民（地域のリーダーの人たちを含む）と行政の人たちに読んでもらいたいページ
- 特に行政の人たちに読んでもらいたいページ

- 何のためのパンフレットなの？ P.1
- ー ボランティアを受け入れる「受援力」の大切さー
- 刊行にあたってー室崎益輝教授からのメッセージー P.2
- 防災ボランティア活動とは？ P.3
- どんな人たちが防災ボランティア活動をしているの？ P.4
- ー近年の防災ボランティア活動の被災地でのあゆみー P.5-6
- ー被災地で活動したボランティアの声ー P.7
- ーボランティアを受け入れた地域の声ー P.8

まずは、知る

- <平時> ● 平時に高める「受援力」 P.9
- <災害発生時> ● お手伝いの依頼の基本 P.9
- ボランティア活動の基本 P.10
- 家屋では P.10
- 避難所では P.10
- ー災害ボランティアセンターとは？ー P.11
- ー受け入れ事例の紹介ー P.12

- <復興時> ● 復興時のボランティアとのおつきあい P.13

- <全体を通して> ● 特に行政の人たちへ P.14
- 「受援力」を高めることは、地域防災力の向上につながります（裏表紙）

防災ボランティア活動を受け入れる知恵

● 防災ボランティア活動の関係者から集めた地域の「受援力」に関連する「一言コメント」を紹介しています。

「受援力」の第一歩 防災ボランティア活動とは？

被災地の生活の復旧・復興や被災された人々への寄り添いやお手伝いなどを目的とした、自発的な活動として、自然災害等に見舞われた地域に全国からお手伝いをしたいという思いを持った人々（ボランティア）が集まります。

近年では、数多くのボランティアの人たちが、自発的に様々な主体と協働し活発な活動が行われ、予防から復旧・復興に至る災害対策のあらゆる局面において、大きな役割を果たしています。

【被災地で行われた防災ボランティア活動の例】

- 避難所でのお手伝い（炊き出し、洗濯など）
- 話し相手、足場（13 ページ参照）
- 子どもの遊び相手、託児代行
- ペットの世話
- 暮らしに必要な情報の提供支援（FM 放送、ニュースレター、ミニコミ誌など）
- 家の片付け
- 水害の場合の泥だし
- 暮らしのお手伝い（お買い物、家事手伝い、家庭教師など）
- 配食サービス
- 生活物資等の訪問配布
- 被災された人たちに元気になっていただくための交流機会づくり、イベント開催
- 暮らしの再建のための専門家の相談会、勉強会
- 復興期における地域おこしのお手伝い

など



家屋周辺の泥だしをしている様子（福岡県）
写真提供：塚本浩介



崩れた土壁の片付けをしている様子（石川県輪島市）
写真提供：黒澤司



家屋内外の片付けをしている様子（宮城県）



現地に出発したボランティアバスの様子
写真提供：特定非営利活動法人みえ防災市民会館

ボランティアバス

まとまった人数で効果的にボランティア活動を行うためにバスをチャーターして被災地内外を行き来する「ボランティアバス」という取組が行われています。

被災地の要望にあわせて、被災地外の団体が必要な人数や活動などを整理して、ボランティアを集めます。

バスの手配や活動に必要な道具などもボランティアたちが準備します。

被災地の災害ボランティアセンターや行政においては、ボランティアバスが来るときに混雑しないように、バスの駐車場、集合場所、解散時間・場所、作業分担当など細かい準備が大事です。

● KOBEでは、「自立は支えあいから」を教訓として復興に歩んできました。

どんな人たちが防災ボランティア活動をしているの？



様々な人たちが活動しています

(例)

- 学生や若い人たち
- 企業の従業員、行政職員
- 看護師、建築士などの専門知識や技術・技能を有する人たち
- 日頃からボランティア活動に関わる人たち・組織（社会福祉協議会等）
- NPOの関係者
- ボランティアの経験のある専門家たち

NPOとは

「NonProfit Organization」の略。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。
防災の他、医療・福祉・環境・文化・芸術・スポーツ・まちづくり・国際協力・交流・人権・平和など、幅広い分野で活動が行われている。



ボランティアの人たちは次のことは求めません！！

- 活動後のお金の要求
- 活動の往復に必要な交通費、食事、宿泊先の要求
- お金の貸し借り
- 作業に必要な資機材の要求や購入の強要 など

こんな人に注意

ボランティアと称して被災地に入り営業行為を行ったり、活動後、金品を要求する人がいます。
作業地において短パン・スカート・サンダルの観光気分の人、弁当や着替え、お金を持ってこない人がいます。

① 修震場の被災地で「助けて」と言える人はもちろん、「助けて」と声に出せない人もボランティアは楽しています。

近年の防災ボランティア活動の被災地でのあゆみ

これまで全国各地の被災地で防災ボランティア活動が展開されています。

ここでは、平成以降で多くのボランティアが参加した主な災害を記載しています。これ以外でも近隣での助け合いやボランティア活動は行われています。

これまで発生した災害の経験を踏まえて、防災ボランティア活動は進化し、現在、被災地において大きな役割を果たしています。

平成19年3月 能登半島

平成9年1月 ナホトカ号海難・流出油災害(

平成16年7月 福井豪雨(60,20

平成16年10月 台風第23号(44,500人)

平成21年8月 台風第9号(22,700人)

平成16年8月 台風第16号

平成12年10月 鳥取県西部地震

平成21年7月 中国・九州北部豪雨(9,700人)

平成17年3月 福岡県西方沖を震源とする地震

平成13年3月 芸予地震

平成18

平成13年9月

平成17年9月

平成15年7月 梅雨前線豪

平成9年7月 鹿児島県出水市土石流



避難所での足湯の様子（新潟県刈羽村）
写真提供：菅澤志保

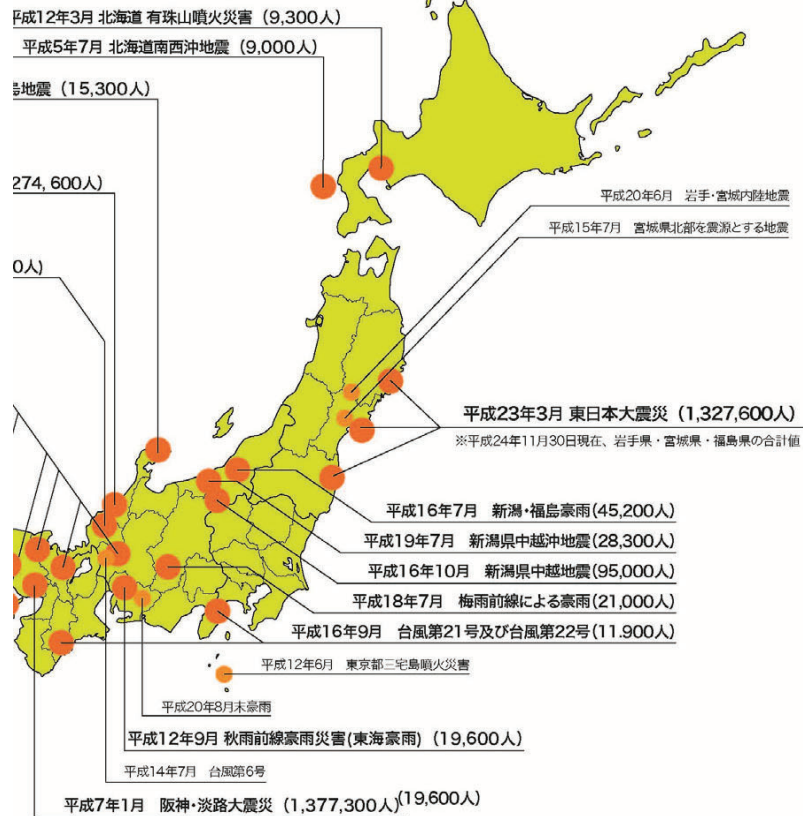


仮設住宅での地元ボランティアとの打ち合わせの様子（石川県穴水町）
写真提供：特設非営利活動法人レスキューストックヤード



仮設住宅の片付けをしている様子（山口県岩国市美川町）
写真提供：美川町災害ボランティアセンター

② Coordinate とはそもそも、地域が総合的に持つ要援力のことでないかと思う。災害ボランティア、NPO、行政が平素から繋がる
ことが大事。



年8月 台風第15号

高知県南部豪雨災害(11,500人)

台風第14号(12,200人)

雨

害

- 延べ約10,000人以上の防災ボランティア活動が行われた地域
- 上記以外の防災ボランティア活動が行われた地域

※()内、参加ボランティアの延べ人数
 ※参加ボランティアの延べ人数は、防災白書、内閣府(防災担当)が実施した「災害ボランティアセンター調査」の結果などをもとに作成

● ボランティア活動を通して、自分の心が成長し、豊かになると感じた。

6

被災地で活動したボランティアの声

● ボランティアというのは**相手と自分の両方に得るもの**があって初めてボランティアというのだと思いました。(平成7年阪神・淡路大震災)

● ボランティアに参加して、**人の絆、優しさがどれほど大切なものか**改めて強く感じました。それと同時にこんなにも優しい人がたくさんいるんだと感動しました。(平成12年東京都三宅島噴火)

● 人に感謝されることがとてもうれしかったし、自分でも役に立てるんだと少し自信もつきました。「ありがとう」という言葉を何度か聞きましたが、私からも**「ありがとうございました」と言わせていただきたい**です。(平成12年秋雨前線豪雨と台風第14号による大雨(東海豪雨))

● 被災された方々のありがとうという言葉聞くたびに、あるいは他のボランティアの方々と力をあわせて何かができたとき、**参加して良かった**と強く思いました。(平成12年秋雨前線豪雨(東海豪雨))

● ボランティア活動は気取ずかしいが、みんなで楽しくやれる**連帯感があること、人とのつながりができること**(輪が広がる)、いろいろ**学習できること**がよいと思います。(平成12年鳥取県西部地震)

● 地元でボランティア活動に取り組んでいた人たちが大きな支えでした。地元だからこそ人の顔が分かるし、被災された方々の警戒心も解ける。被災状況を把握するための地図づくりにも役立った。**外部の人たちだけでは態勢は整いません。地元の大きな力が必要です**。(平成14年宮城県北部を震源とする地震)

● ボランティアに参加して、人の温かさに接し、また損得ぬぎ、金銭ぬぎで**ほんの少しだけでも人の役に立てたという想い**は、翌日から私自身の生きる力となりました。南郷のみなさんからパワーをもらうこととなりありがとうございました。(平成14年宮城県北部を震源とする地震)

● 一人ではできないことを**たくさんの人たちが協力し、手をとりあうこと**によって、こんなに人の笑顔を見ることができるのだと感じました。(平成16年7月新潟・福島豪雨/三条市)

● 最初の頃あまり笑顔や元気がなかった方が、回を重ねていくうちに**少しずつ笑顔ができてうれしく**感じました。(平成19年能登半島地震)

出典：各災害ボランティア

● 被災した地域、被災された人たちの役に立ちたいという思いを持った人たちが来てくれました。

7

ボランティアを受け入れた地域の声

- いままで若い方を軽視していた。しかし今回、ボランティアに参加した、自ら進んで積極的に素直に参加している若者達が光って見えた。(平成7年阪神・淡路大震災)
- 困っていても、途方に暮れていても自分から「助けてほしい」というのはできそうではなかなか難しいものです。そんなとき、**そっとそばにいて支えてくれる人々**がいました。元気でたくましく、一生懸命働く赤い帽子(ボランティア)の人たちのたくさんの笑顔にとても感謝しています。(平成12年東京都三宅島噴火)
- 普段はデスクワークをされている方や、慣れない船旅で早朝島に着いたばかりの方もおられ、汗びっしょりになりながらの力仕事……。今思い出しても胸が熱くなり、ただただ**頭の下がる思いと感謝の気持ちでいっぱい**です。(平成12年東京都三宅島噴火)
- こんな汚い仕事をおねがいしてよしいのかと考えていた折、友達から「このような時だからお願いしなさい」とうしろから押されてお電話させていただきました。**すぐにデキバキと対応くださって本当に助かりました。**
(平成12年秋雨前線豪雨と台風第14号による大雨(東海豪雨))
- ボランティア活動後も、自分の活動先の現在の状況を心配して、連絡をくださる人たちがいます。わざわざ県外から手土産を持って、活動先のお宅を訪ねてくださる方がいます。**一人ひとりの力の大きさと暖かさ**に感謝の言葉がみつかりません。(平成16年7月新潟・福島豪雨)
- あの炎天下、ただ黙々と働く多くのボランティアの方々の、献身的な働きには頭の下がる思いで、いくら感謝しても感謝しきれません。(平成16年7月新潟・福島豪雨)
- 近所の人たちも自分の家のことで精一杯、疲労の積み重なりで困ばいの実態。こんな最中、ボランティアのみなさんから後片付けなどのご支援を受けた。片付けそのものの喜びとともに、言葉がけや動作そのものの中に**いたわりやさしさ**が込められている。(平成16年台風第23号災害)
- 「どんな人が来るかわからない」と心配する人もいたが、**日頃からボランティアに関わっている私には不安はなかった。**(作業が終わって)ホッとした私に「ため息ばかりついていたお母さんに笑顔が戻ってよかった」とボランティアの人から言われた。(平成19年能登半島地震)



避難所での足湯の様子
(新潟県柏崎市)
写真提供：飯室玲治

活動に関する報告書より抜粋

- ボランティアとは、何かをしてあげるのではなく、させていただくこと。ボランティアを体験して、心の底からそう思った。

8

ここからは、実際にボランティアを受け入れる際の知恵を紹介していきます

防災ボランティア活動を受け入れる知恵 —「受援力」その1—

平時に高める「受援力」

- 災害時に被災地外からやってくるボランティアは被災地の土地勘がありません。地域の情報整理(地域の危険箇所をチェックしたり、そのマップづくりなど)をしておけば、ボランティアの受け入れの際に役立てることが出来ます。
- 地域によっては、災害ボランティアセンターを実際に設置する訓練を行っている場合があります。訓練に参加して、地域内でお互いに顔見知りになっておくこと、ボランティアの受け入れ方法やボランティアがどのような活動をするのかを知っておくのも大事です。いざというときに、地域住民同士の助け合いにもつながります。
- 災害時にお手伝いをしてもらえる相手が誰かを把握しておくことが大事です(地域の市区町村役場、社協、自治会・町内会、民生委員・児童委員など)。地域の民生委員・児童委員では、災害時にお手伝いをしてもらえる相手を事前に確認しておく取組が行われています。

民生委員・児童委員宛 災害時一人も見逃さない運動

この運動は、平成18年に全国民生委員児童委員連合会の呼びかけで始まりました。全国各地の民生委員・児童委員は、災害発生時に要援護者の方々を見逃さないために、市区町村がすすめている要援護者への災害時に備える活動と連携を取りながら、地域の要援護者の状況やニーズの把握などを行っています。



災害時：お手伝いの依頼の基本

- ボランティアにお手伝いをお願いをする際には、身の回りの状況や誰が困っているのかなど「地域の状況」をできるだけ具体的にお伝えすることが大事です。災害の際はそのため情報収集にも努めましょう。
- ボランティアは原則として、被災地に負担をかけないよう、水・食事・衣服・宿泊場所等の準備を行ってききますので、食事・宿泊場所などの提供や報酬等も必要ありません。道具の貸出し等も災害ボランティアセンターが行いますので、心配はいりません。困ったときはお互い様なので、お手伝いしてもらいましょう。もちろん感謝の気持ちを忘れずに。
- 受け入れをするようになったら、自治会・町内会、民生委員・児童委員などの地域の実情をご存じの地域のリーダーの人たちは、地元のボランティアとともに、パイプ役を務めて地域に紹介するとスムーズに進みます。
- 支援のお願い(＝ニーズ)を、災害ボランティアセンターに出すことによって、ボランティアの人たちがお手伝いにくてくれます。
ニーズの出し方は、
①地域のリーダーの人たちが地域単位で取りまとめてお願いする、
②各家に配布されたチラシをみて個別にお願いする、
③ボランティアが直接訪問し、聞いてくれる
などの方法があります。

※被害の状況により、遠慮ではなく、本当に支援が必要の場合は、無理にボランティアを受け入れる必要はありません。理由を説明して断りましょう。

- 外部の支援を活かせるかどうか、普段、どこまで地域力を掘り起こしておけたかで決まる。

9

防災ボランティア活動を受け入れる知恵 —「受援力」その2—

ボランティア活動の基本

- ボランティアは日中に活動しますが、天候が悪いときなどは行わないことがあります。また、平日よりも土日に人数が集まりやすくなっています。
- ボランティアは自発的な活動ですので、ボランティアの人数が少ない場合などはすぐに対応してもらえないこともあります。
- ボランティアは原則として、「ボランティア保険」に加入していますが、危険なところでの活動はさせないなど地域としても留意する必要があります。

家屋では

- 家の中の散在した家財や浸水した家財の片付けを家族や近隣だけでするのはとても大変ですから、ボランティアにお手伝いしてもらえます。
- ボランティアに頑張ってもらっているからといって依頼した人たちも一緒に無理して作業を続ける必要はありません。
- 一緒に作業する際には、休憩中に災害のときの様子や地域の風習などを話したり、なぜ活動に参加したのか、どこから来たのか聞くなど話をしてみてください。
- 災害により家が傾いていたり、余震や天候不良により二次災害の危険がある場合は、ボランティアに家の中の物を取ってきてもらうのは控えてください。ある程度、落ち着くまでは我慢も必要です。
- なかなか家の中に知らない人たちを入れるのは抵抗感があるかもしれませんが、一度お手伝いをしてもらえると、抵抗感はなくなっていくます。

- 今の段階では必要ないけれど、後で頼む可能性がある場合は、そのことを災害ボランティアセンターに伝えておけば、対応がスムーズになります。



避難所では

- 避難所は、避難した人たちが食事や睡眠などの生活をする場所であり、生活再建の中心となる場所です。
- 日頃から、避難所の場所や備蓄の内容、運営の担い手・運営方法など知っておく必要があります。
- 自分でできることは自分で行いますが、自分だけでできないことはボランティアにお手伝いを求めることもできます。

「ボランティア保険」とは

ボランティア活動中における様々な事故からボランティアの方々を補償する保険です。活動中のけが、事故、または第三者への損害や物の賠償責任も補償されます。保険料は、300円～1,000円程度です。被災された人たちが負担する必要はありません。

【参考】有珠山噴火災害では、地元の被災した住民、ボーイスカウト、議員の方々が積極的に受け入れて迅速な活動ができました。

防災ボランティア活動をサポートする 災害ボランティアセンターとは？

お問い合わせや支援要請の連絡はここに！！

災害ボランティアセンターとは

災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。近年では、被害の大きな災害に見舞われたほとんどの被災地に立ち上げられ運営されています。

災害ボランティアセンターの運営の担い手

一般的に、被災した地域の社会福祉協議会、日頃からボランティア活動に関わっている人たち、行政が協働して担うことが多いです。被災地外からの災害ボランティアセンター運営経験者が関わる場合もあります。

災害ボランティアセンターの活動内容

【被災地のニーズの把握】

- ・家の片付け、避難所でのお手伝いなど、被災地の暮らしのニーズを収集します。
- ・地域の実情をご存じのリーダーの人たちなどを通じてニーズの収集を行うほか、チラシを配布したり、直接要望を聞いて回ります。

【ボランティアの受け入れ】

- ・災害ボランティアセンターを立ち上げた場所を、被災地内外に情報発信し、活動を希望するボランティアの受付を行います。
- ・ボランティア活動を希望する人は、まずは災害ボランティアセンターを訪れ、状況把握や活動の準備をすることになります。
- ・被災地外から来るボランティアバスの受け入れに係る便宜を図ります。

【人数調整・資機材の貸し出し】

- ・被災された人々からのニーズにあわせて、必要なボランティアの人数などを調整します。
- ・活動のために道具が必要な場合、それらを準備して貸し出します。

【活動の実施】

- ・要望にあわせて、ボランティアが家屋や避難所などで活動します。

【報告・振り返り】

- ・活動結果、気がついたこと、住民からの要望などを報告し、その後の活動のために活かします。
- ・改善すべきことがあれば、センターを運営する人たちが話し合っ、対応を考えます。



社会福祉協議会とは

民間の社会福祉活動を推進している組織（社会福祉法人）で、全国・都道府県・市区町村ごとにあります（略して、「社協（しゃきょう）」と呼ばれています）。各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業を行っています。

日頃から地元の自治会・町内会、ボランティア団体などのお付き合いがあることから、災害時には、ボランティア連絡協議会などボランティア活動に関わっている人やNPO、行政と協働で災害ボランティアセンターの運営に関わることが多くなっています。

被災した地区・集落でのボランティアの受け入れには、都市部や山間部などの地域性や被災状況の程度などによって様々な形があります。ここでは、過去の災害時のボランティア受け入れ事例を紹介します。

受け入れ 事例の紹介

自治会役員、民生委員がニーズの 窓口になるケース(能登半島地震などのケース)

自治会役員や民生委員、地区社協の方など地域の状況を知っている人たちが、家々を回り、ボランティアの支援の依頼や、必要な人数などをとりまとめ、災害ボランティアセンターに伝えられました。数軒程度、お試しにボランティアに活動してもらい、ボランティアに手伝ってもらうことでメリットを紹介することができ、ニーズも増えたようです。



家屋内の片付けをしている様子(広島県呉市)
写真提供: 呉市社会福祉協議会

災害対策本部、災害ボランティアセ ンターが連携して支援(平成 16 年 7 月福井豪雨などのケース)

行政(災害対策本部等)と災害ボランティアセンターが被災した地区・集落に現地本部を設置して、現地において行政、ボランティア、自治会役員など現地の状況を把握している方々と調整し、支援活動がスムーズに行われました。



被災地で農田の収穫を手伝っている様子(新潟県川口町)
写真提供: 特定非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク



家屋周辺の片付けをしている様子(石川県輪島市)
写真提供: 黒澤司

地元のボランティアリーダーが潤 滑油に(平成 16 年第 18 号水害 などのケース)

地区・集落で継続してボランティア活動を行っている地元のボランティアリーダーが、自治会役員、民生委員などの方々と一緒にニーズの把握を行い、その内容を災害ボランティアセンターへ伝えました。地元ボランティアリーダーの関わりによって、自治会役員、民生委員などの方々の負担を減らすことができ、また、被災地の地域性を十分に生かした救援活動となりました。



家屋周辺の泥だしをしている様子(福井県)
写真提供: 蓮本浩介

個別ボランティア団体と直接調整を (新潟県中越地震などのケース)

地区・集落の状況によっては、直接、地元の方々とボランティア団体が調整してボランティアを受け入れたことがあります。その場合、災害ボランティアセンターと情報共有を行っていました。

防災ボランティア活動を受け入れる知恵 —「受援力」その3—

復興時のボランティアとのおつきあい

- 復興計画や新しいまちづくりに、行政や地元の住民だけでなく、ボランティアも一緒に参画することにより、コミュニティが活性化し、よりよい計画づくりやまちづくりにつながります。
- 暮らしの再建には、法律や都市計画、建築などの専門知識が必要になる場合があります。専門家がボランティアとして被災地の再建を支援している例があります。まずは、身近なボランティアや行政の窓口相談すれば、解決策やヒントが見つかるかもしれません。
- 避難所での暮らしでお世話になったり、家屋の片付けなどを手伝ってもらったボランティアに、手紙などでお礼のメッセージや近況をお伝えしましょう。関わったボランティアの人たちにとっても嬉しいものです。
- 災害時に出会ったボランティアが、被災した地域のファンやリピーターになってもらえるように関係づくりをしておくことが大切です。



こんな活動もあります(足湯)

被災地で行われる「足湯」とは、被災された人たちにたらいに張ったお湯に足を浸けてもらい、軽く手をもみほぐしながらコミュニケーションをとる活動です。会話を通じて、被災地の歴史や伝統、文化、暮らしなどを知ることができるほか、被災された人たちの悩みや不安をやわらげることもつながります。



一歩 週末ボランティアで仮設住宅へ伺った時に、地震の後のことを話々と話ってきた方と、時々お手紙を交わしています。

特に 行政の人たちへ

行政の人たちが、真っ先に、防災ボランティア活動の理解者になることが大事です。地域住民の安全・安心を守るのは基本的に行政の役割ですが、災害時には行政の対応だけでは限界があると考えられます。ボランティアとも連携を図りながら、復旧・復興活動を円滑に進めることが重要です。

●災害ボランティアセンターの継続的な支援と情報収集（設置から運営まで）

行政（災害対策本部等）と災害ボランティアセンターで情報共有をすることで、ボランティア活動の現場などでの支援活動が円滑に進みます。
これまでに、行政が災害ボランティアセンターに職員を派遣して、運営の支援や必要な情報の提供などを行ったことで、支援活動が円滑に進んだ例があります。

●防災ボランティア活動に関する広報による支援（防災無線・広報車など）

地域外から多くのボランティアの人たちが来ると警戒心からボランティアを拒んでしまう場合もあります。行政から「ボランティア活動」を紹介したことで、被災された人たちの警戒心も解けて、受け入れやすくなった例があります。

●資機材の提供、移動のためのバスの手配など

ボランティア活動のためのスコップ、土嚢袋等の資機材の提供・斡旋について、行政が支援することもできます。
災害ボランティアセンターから活動する地域へのボランティアの移動用にバスを提供する支援もあります。
被災地外からボランティアバスが多く来る場合、バスを朝から夕方まで駐車しておくスペースの手配などの支援が重要です。

●被災地の被害情報の発信

道路状況や地域の被害状況など、行政が把握している情報の中に、ボランティア活動を行うにあたって必要な情報があります。
避難に関する情報などを的確に伝えることで、危険な環境下でのボランティア活動を回避することができます。

●災害対策本部等の会議への参加

行政の関係部局の情報の共有や行政支援の判断を行う「災害対策本部」の会議に、災害ボランティアセンターの関係者が参加することで、双方の情報を共有することができます。

●地域の防災の取組に対する平時からの支援

ボランティアの受け入れ方法、災害ボランティアセンターとの関わり方などについて訓練等をボランティア団体や住民と協力して行い、災害時に備えることが大事です。
また、要援護者の支援を行うために、防災関係部局、福祉関係部局、自治会役員などの関係者が把握している情報を共有するなど、平時から連携しておくことが大事です。

「受援力」を高めることは、 地域防災力の向上につながります

防災ボランティア活動が行われたどの被災地でも、人とのつながり、絆が大事だという声を聞きます。地域内のつながりや助け合いを深めることも重要ですが、地域外からのお手伝いを受け入れる環境を整えることも重要です。

このパンフレットを読まれる一人ひとりのつながりが、地域防災力の向上に活かされることになります。

このパンフレットの内容を、身近なお知り合いや地域の方にご紹介して広めていただけたら幸いです。

防災ボランティア活動のことをもっと知ってください

参考情報

○防災ボランティア活動に関する情報
内閣府（防災担当） 防災ボランティアのページ（<http://www.bousai-vol.oo.jp/>）

<防災ボランティア活動を詳しく知るための情報>

これまでの防災ボランティア活動、被災地での事例などから、参考になる情報について「災害ボランティアセンター」「安全衛生」「資金」などの視点からとりまとめた「情報・ヒント集」や、過去の災害で明らかになった課題や解決に資する取組などについてみんなで考える「論点集」などを紹介しています。

<防災ボランティア活動関係者の交流・学びの機会>

毎年「防災とボランティアの日・防災とボランティア週間」に関連して開催される「防災とボランティアのつどい」では、被災地での取組や各地の防災ボランティア活動の事例などを紹介しています。

【お問合せ】

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（災害予防担当）付 防災ボランティア活動担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館4階
TEL：03-3502-6984（直通）
<http://www.bousai.oo.jp/>

パンフレットのイラスト：遠藤あおい

※本パンフレットの内容は、上記防災ボランティアのページからダウンロードできます。

防災とボランティアのつどい



パネリスト

日頃から防災に関する取組や被災地でのボランティア活動をもっと広げるために



多くの国民がボランティア活動に取り組んでおり、今後の災害においても支援活動を行いたいと考えています。
想定されている大規模災害や各地で頻発する自然災害に備えて、多くの国民がボランティア活動に参加することが期待されています。
このイベントでは、日頃からの防災や被災地での支援活動への参加を後押しするための方策を考える機会にします。

開催日時 平成 28 年
2/20 13:00~16:30

会場 大手町サンケイプラザ 3 階会議室
東京都千代田区大手町1-7-2 (裏面に地図記載)
東京メトロ「大手町駅」E4・A1 出口直結

主催 内閣府(防災担当)

プログラム
13:00- 開会
13:10- パネルディスカッション
「防災に関わるボランティアの裾野を広げるために」
15:00- ワークショップ
ワールドカフェ形式で参加者同士が話し合います

詳細は裏面を
ご覧ください

事前申込制 参加費無料

防災ボランティア 検索 www.bousai-vol.go.jp



中西哲生氏
スポーツジャーナリスト



久保田崇氏
前・陸前高田市副市長、青山社中リーダー塾 公共政策学校・副校長
青山社中リーダー塾 公共政策学校・副校長



橋本篤子氏
特定非営利活動法人アドラジャパン
事業部長



龍治玲奈氏
日本マイクロソフト株式会社
法務・政策企画部 企画・渉外課 課長

防災とボランティアのつどい

(12:30 開場)

プログラム (予定)

13:00 ~ 開会

13:10 ~ パネルディスカッション

テーマ:「防災に関わるボランティアの裾野を広げる」

[パネリスト]

中西 哲生 氏 (スポーツジャーナリスト)

久保田 崇 氏 (前・陸前高田市副市長、青山社中リーダー塾 公共政策学校・副校長)

橋本 篤子 氏 (特定非営利活動法人 ADRA Japan 事業部長)

龍治 玲奈 氏 (日本マイクロソフト株式会社 法務・政策企画部 渉外・社会貢献課長)

・日頃の防災活動、被災地での支援活動やボランティア活動を支える取組などを紹介しながら、担い手を広げる方策、後押しするしくみなど話し合います。

15:40 ~ ワークショップ

・ワールドカフェ形式で、参加者がパネルディスカッションの感想や担い手を広げていくためにできる方策などを話し合います。



16:30 閉会

問い合わせ

防災とボランティアのつどい事務局
(株式会社ダイナックス都市環境研究所)

〒105-0003
東京都港区西新橋2-11-5 STKK 西新橋ビル3F

TEL 03-3580-8221

FAX 03-3580-8265

E-mail tsudoj@bousai-vol.jp

参加申込は、下記「参加申込記入シート」に必要事項を記載の上、FAX いただくか、ウェブサイトから申込ください。

www.bousai-vol.go.jp

防災ボランティア 検索

会場 アクセス



参加申込記入シート 記入欄にご記入の上、FAX:03-3580-8265 までお送りください。

ふりがな			
氏 名			所 属
電 話	()	F A X	()
メール	@		

ご注意ください ※おひとりずつお申し込みください。 ※参加されるご本人がお申し込みください。

平成27年度ボランティア等の活動環境整備に関する研修

静岡県における 災害ボランティアの対応について

平成28年2月4日

静岡県危機管理部危機情報課

1

はじめに

- 災害ボランティアに関する取り組みは、県と県社会福祉協議会、県ボランティア協会が連携して取り組んでいます。
- 本日はこれら関係機関の取り組みも含めて御紹介いたします。
- スライドはこれら関係機関からいただいたものがあり、それぞれ出典を明記しています。

2

本日の内容

1. 静岡県で予想される地震被害
2. 静岡県の取り組み
3. ボランティアの受け入れ体制
4. 県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練
5. ボランティアの受け入れ事例の紹介
6. 課題とまとめ

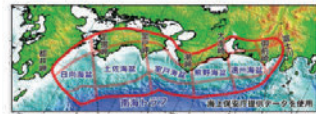
3

本日の内容

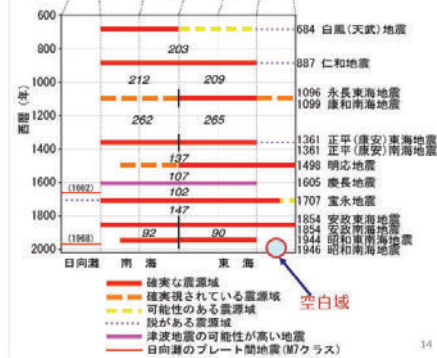
1. 静岡県で予想される地震被害
2. 静岡県の取り組み
3. ボランティアの受け入れ体制
4. 県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練
5. ボランティアの受け入れ事例の紹介
6. 課題とまとめ

4

繰り返り起きる南海トラフ地震



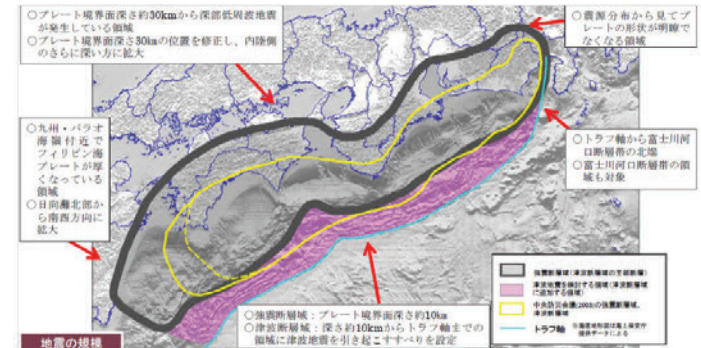
○南海トラフでは、正平以降、約100～150年の間隔で地震が発生
ただし、全く同じ地震が繰り返しているのではない



出典:地震調査研究推進本部「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)概要資料」(平成26年5月)に加筆

5

南海トラフ巨大地震の想定震源域



地震の規模	南海トラフの巨大地震	2011年 東北地方太平洋沖地震 (震源断層モデル)	2004年 スマタラ島沖地震 (震源断層モデル)	2010年 グアテマラ沖地震 (震源断層モデル)	中央防災会議(2004) 震源断層モデル
面積	約14万km ²	約11万km ²	約10万km ² (約100km×約1000km)	約18万km ² (約100km×約1800km)	約40万km ² (約400km×約1000km)
モーメント マグニチュード	Mw 9.1	9.0	9.0 (気象庁)	9.1 (Anderson et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Judo et al., in press) [8.6 (理科年表)]

資料:内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)」(平成24年8月)

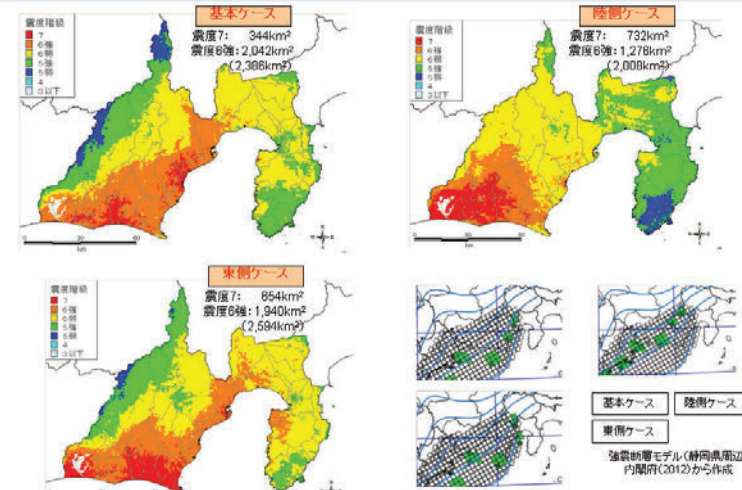
7

第4次地震被害想定の対象地震

区分	駿河トラフ-南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
レベル1の 地震・津波	東海地震/東海・東南海地震/ 東海・東南海・南海地震 宝永型地震/安政東海型地震/ 5地震総合モデル (マグニチュード8.0～8.7) 【30年以内発生確率:70%程度】 発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波(駿河トラフ・南海トラフ沿いでは約100年～150年に1回の発生頻度) 【津波対策上の位置づけ】 防波堤など構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波	大正型関東地震 (マグニチュード8.0～8.2程度) 【30年以内発生確率:ほぼ0～5%】
レベル2の 地震・津波	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9程度) 【発生頻度はレベル1の地震より1桁以上低い】 発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波(千年～数千年の1回程度の発生頻度) 【津波対策上の位置づけ】 住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する津波	元禄型関東地震 (マグニチュード8.2～8.5程度) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (マグニチュード8.7程度) 【30年以内発生確率:ほぼ0%】

6

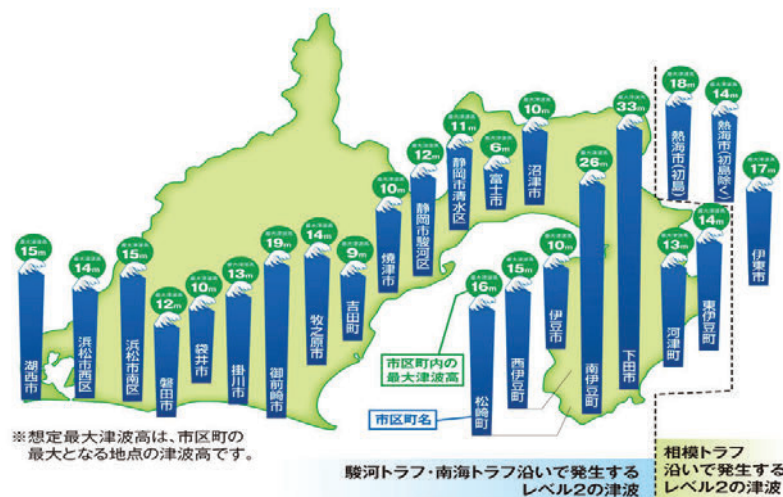
南海トラフ巨大地震の震度分布



資料:「静岡県第4次地震被害想定(第一次報告)」(平成25年6月)

8

静岡県で予想される津波



南海トラフ巨大地震の想定浸水域



市町別最短津波到達時間(単位:分) 南海トラフ巨大地震ケース①

区分	浜松市			静岡市	清水区	富士市	沼津市	伊豆市	西伊豆町	松崎町	南伊豆町	下田市	河津町	東伊豆町	伊東市	熱海市
	北區	西區	南區													
+50cm	7	235	5	4	3	4	4	4	4	3	2	3	3	4	4	24
+3m	13	—	13	6	6	7	8	7	8	6	3	5	3	11	4	25

出典:「静岡県第4次地震被害想定(第一次報告)」「(平成25年6月)津波断層モデルの区画内断層(南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)」「(平成24年8月)」

10

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震の建物被害、人的被害

区分	建物被害	人的被害
レベル1の地震・津波	全壊・焼失 約260,000棟 〔うち 揺れ 約171,000棟 津波 約2,400棟 焼失 約66,000棟〕 半壊 約224,000棟 〔うち 揺れ 約156,000棟 液状化 約4,900棟〕 ※冬・夕、予知なし	死者数 約16,000人 〔うち 津波 約9,000人 建物倒壊 約5,500人〕 重傷者数 約20,000人 軽傷者数 約51,000人 ※冬・深夜、早期避難率低、予知なし
レベル2の地震・津波	全壊・焼失 約262,000棟 〔うち 揺れ 約179,000棟 津波 約28,000棟 焼失 約35,000棟〕 半壊 約208,000棟 〔うち 揺れ 約117,000棟 津波 約34,000棟〕 ※陸側ケース、冬・夕、予知なし	死者数 約105,000人 〔うち 津波 約96,000人 建物倒壊 約7,800人〕 重傷者数 約24,000人 軽傷者数 約50,000人 ※陸側ケース、冬・深夜、早期避難率低、予知なし

資料:「静岡県第4次地震被害想定(第一次報告)」「(平成25年6月)」

生活支障の想定①

～駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震の場合～

○避難者数

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波 (基本ケース)
地震発生1日後	約83万人(うち避難所約50万人)	約105万人(うち避難所約65万人)
1週間後	約122万人(うち避難所約61万人)	約127万人(うち避難所約68万人)
1か月後	約84万人(うち避難所約25万人)	約101万人(うち避難所約30万人)

○物資不足(住民分)

区分	レベル1の地震・津波		レベル2の地震・津波 (基本ケース)	
	給水	食料	給水	食料
1～3日目の計	3,052トン	約239万食	3,156トン	約289万食
4～7日目の計	164,171トン	約609万食	164,426トン	約747万食

資料:「静岡県第4次地震被害想定(第二次報告)」「(平成25年11月)」

12

富士山で想定される主な噴火現象



本日の内容

1. 静岡県で予想される地震被害
2. 静岡県の取り組み
3. ボランティアの受け入れ体制
4. 静岡県ボランティア協会の県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練
5. ボランティアの受け入れ事例の紹介
6. 課題とまとめ

はじまりは、やはり

1995.1.17. AM5:46





災害ボランティアコーディネーター養成講座

「阪神大震災」をいかに教訓にするか!

- ・災害ボランティアコーディネーターの養成講座実施
H8～14年までに819人養成

平成16年に「新潟県中越地震」が発生

東海地震が発生した場合にボランティアコーディネーターは足りるか?
⇒ 検証の結果、900人不足する。

H17年に養成講座を再開

H17～25年までにさらに1777人養成

○平成26年度から県内市町に災害ボランティアコーディネーター養成講座の実施を依頼

- ・平成23年度から養成講座の実施する市町が出始めた。
- ・知事認証の対象(必修科目受講者)。

(静岡県ボランティア協会提供)

災害ボランティアコーディネーター養成講座の内容

- ① 被害想定を理解
- ② 災害ボランティアの活動
- ③ 災害ボランティア本部とボランティアコーディネーターの役割
- ④ 災害ボランティア本部をイメージするための演習
- ⑤ 避難所運営、HUGによる演習
- ⑥ 必要な人に必要な支援が届くために
- ⑦ 市町(地域)ごとの情報交換

(静岡県ボランティア協会提供)

災害ボランティアコーディネーター養成講座の結果

新たな災害ボランティア 組織が生まれる

- ・各市町に災害ボランティアコーディネーター組織の誕生。
 - ・その後、災害の多発化、災害ボラセン設置に大きな力になる。（災害多発したH16年以降。）
 - ・市町や市町社会福祉協議会との連携協力と活動強化に向けた動きが加速する。
- 結果として、静岡県下すべての市町に災害VC組織化の機運を作る。

22
(静岡県ボランティア協会提供)

災害ボランティア活動ファンド

【概要】

東海地震が発生した場合、ボランティア受け入れに係る初動経費をあらかじめ手当てするため、平成14年に全国で初めて「災害ボランティア活動ファンド」を造成した。

【内容】

- ・公益信託制度を活用しファンドを造成

平成14年8月16日 公益信託許可 同年9月13日 県出捐金の払込み

委託者 静岡県

受託者 静岡銀行、スルガ銀行の共同受託 当初信託額 30,000千円
静岡県労働金庫による寄附 20,000千円 (H15.2.8)

財産残高 51,787千円(平成27年3月31日現在)

【用途】

災害に備え受託者が信託財産を運用し、災害時に取崩し、ボランティアの災害救助活動の初動経費に充当する。

23

東海地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会

【目的】

平常時から県内外の災害ボランティアと関係者との信頼関係の構築と情報交換を行い、災害時の広域受援体制づくりと、広域支援体制のあり方の検討する。

【構成】

平成20年度に学識経験者、NPO、NGO、労働団体、社会福祉協議会、行政等で構成。

事務局はNPO法人静岡県ボランティア協会に設置。

【活動】

平成20年度に設置し、年3回程度委員会を開催。



平成27年度第1回委員会
(静岡県ボランティア協会ボランティアビューロー)

24

各地域災害ボランティア連絡会

県の地域防災計画では、「応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアルを踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える」と規定。



関係機関等による災害ボランティアの受け入れに関し、連携体制の確保を図るため連絡会を県内4地域で開催。

出席者：市町担当職員、市町社会福祉協議会、ボランティア団体 等



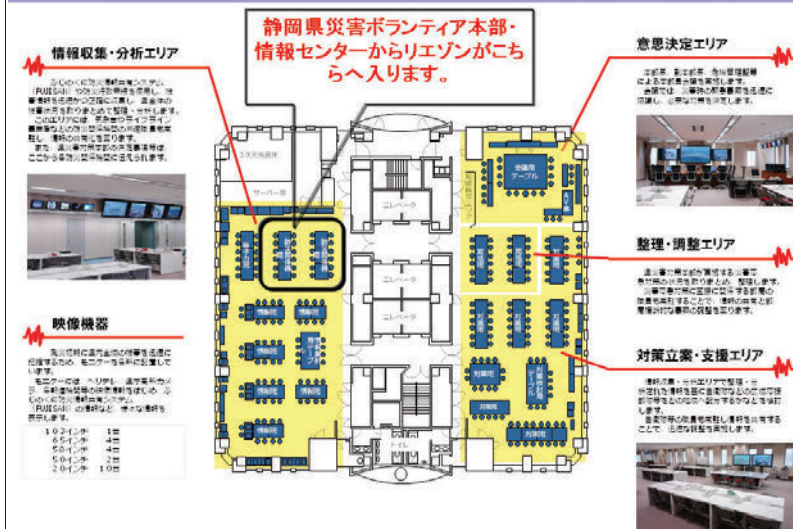
西部危機管理局(磐田市) H28.1.18



中部危機管理局(藤枝市) H27.11.27

25

県災害対策本部と災害ボランティア本部との連携



関係団体との協定の締結

○大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書

- 県内の金融機関の駐車場をボランティアの活動拠点として借用する。
- 静岡銀行、静岡県労働金庫、静岡県信用金庫協会（13信金加盟）のうち、県内195店舗の駐車場が借用可能。
- 伊豆半島の店舗が少ない（課題）



平成27年9月25日 信用金庫協会との覚書締結

○大規模災害発生時における支援協定

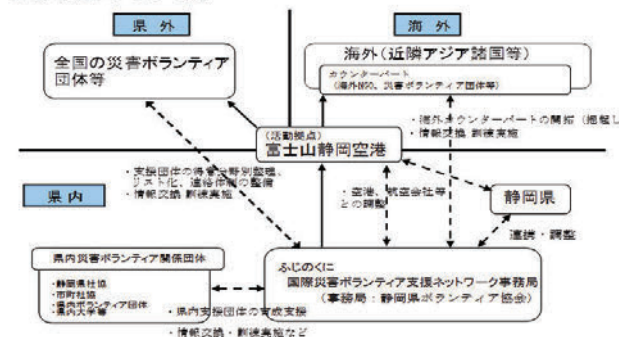
- (1) 想定される主な支援内容
- ボランティア団体等の支援活動へ助成
 - 企業・学生ボランティアの派遣
 - 要支援者などへの支援 他
- (2) 費用負担
- 支援に係る費用は原則として日本財団が創設する基金を活用する。



平成27年6月26日 信用金庫協会との覚書締結

ふじのくに国際災害ボランティア支援ネットワーク

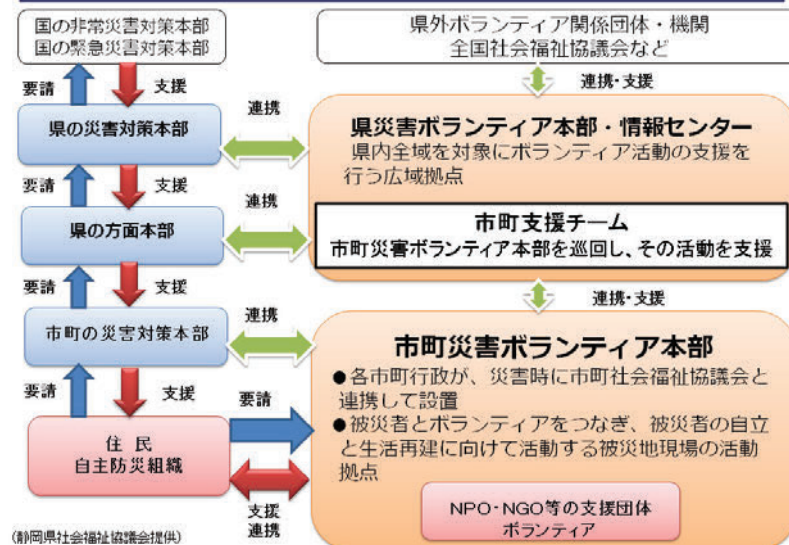
海外や国内遠隔地において大規模災害が発生した際に、富士山静岡空港を拠点として、速やかに災害ボランティアや支援物資などを被災地に支援するとともに、大規模地震発生時に海外からのボランティア支援を受けやすい仕組みを構築を図る。平成24年3月4日に「ふじのくに国際災害ボランティア支援ネットワーク」を立ち上げ、仕組の具体化に向けて取り組んでいる。



本日の内容

1. 静岡県で予想される地震被害
2. 静岡県の取り組み
3. ボランティアの受け入れ体制
4. 県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練
5. ボランティアの受け入れ事例の紹介
6. 課題とまとめ

災害時のボランティアの受入体制図



静岡県災害ボランティア本部・情報センターとは

県内に1ヶ所設置され、県内全域を対象にボランティア活動の支援を行う広域拠点

(1) 県本部・情報センターの役割

① 県内全域にわたる災害ボランティア関連情報の収集及び発信

全体像を把握し、被災地の外に向けて、ボランティア受け入れ体制やボランティア活動支援金の呼び掛けなどの全体情報を発信

② 調整

応援要請など県内外の関係各方面との連絡調整や、県災害対策本部との連絡調整

(静岡県社会福祉協議会提供)

静岡県災害ボランティア本部・情報センターとは

(静岡県社会福祉協議会提供)

③ 各支援団体間の連携促進

県内外からの団体による支援が県内全体として効果的に行われるよう、団体間の連携を促進

④ 県域の対外窓口

県域の災害ボランティア本部として、マスコミや行政、県内外の支援団体などとの総合窓口

⑤ 市町支援チームの派遣

市町災害ボランティア本部が円滑に機能するよう、市町災害ボランティア本部と県本部・情報センターや県内外の支援団体などとの間の連絡調整役を担う、

市町支援チームを派遣 ⇒ 後方支援の実施

静岡県災害ボランティア本部・情報センターとは

(静岡県社会福祉協議会提供)

(2) 県本部・情報センターの組織・運営

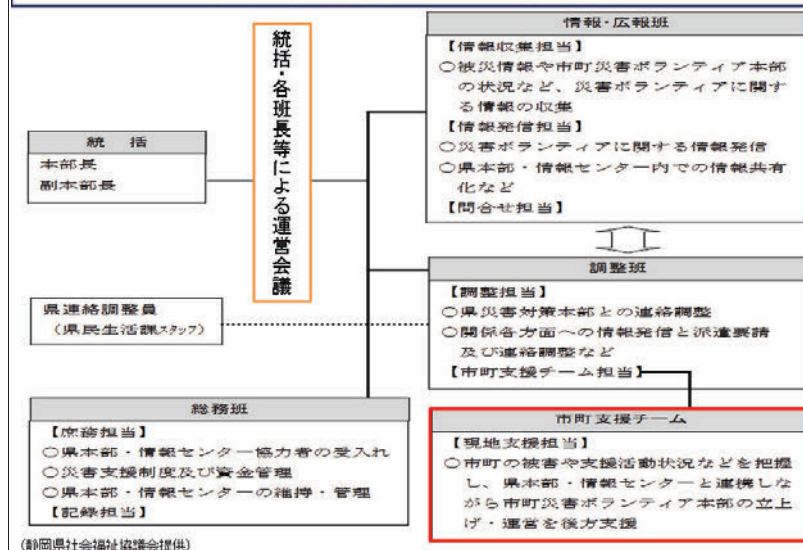
① 設置

県が、県社会福祉協議会・県ボランティア協会と連携し、静岡県総合社会福祉会館2階に設置

② 運営

県社会福祉協議会職員・県ボランティア協会職員・県内外の支援団体職員やボランティアコーディネーターなどが運営

「県本部・情報センター」組織図



市町支援チームとは

市町災害ボランティア本部を巡回し、その活動を支援するために設けられる、**県本部・情報センターの組織の一部**

(1) 市町支援チームの主な役割

- ①市町災害ボランティア本部と県本部・情報センターとの連絡調整
- ②市町災害ボランティア本部立上げ・運営状況についての情報収集と発信
- ③市町災害ボランティア本部のニーズの把握と関係機関への支援要請
- ④市町災害ボランティア本部立上げ・運営に必要な支援要員の派遣や資機材・物資の提供等についての、関係機関への要請と近隣市町間の需給調整

(静岡県社会福祉協議会提供)

市町支援チームとは

(静岡県社会福祉協議会提供)

- ⑤広域(複数市町など)で支援活動を行う支援団体の情報の収集及び発信
- ⑥市町単位での支援団体等による連絡会の開催提案及び支援
- ⑦複数の近隣市町単位での市町災害ボランティア本部や支援団体等による連絡会の開催及び運営支援

(2) 市町支援チームの構成

1チーム2人以上の複数人で構成することを原則として、次の者を中心に県本部・情報センターが編成

- ・静岡県社会福祉協議会職員及び静岡県ボランティア協会職員
 - ・都道府県・指定都市社会福祉協議会ブロック派遣職員
 - ・県外の災害ボランティアコーディネーター(支援P、NPO、NGO等)
- 〈被災状況に応じて、協力が可能な場合〉
等々...

36

市町支援チームとは

(静岡県社会福祉協議会提供)

- ④市町災害ボランティア本部立上げ・運営に必要な支援要員の派遣や資機材・物資の提供等についての、関係機関への要請と近隣市町間の需給調整

東日本大震災の事例:

岩手県内のA市では土嚢袋が不足し、県災害V本部に要請したが、隣のB市では大量に余っていた。

⇒巡回支援のなかで、的確に情報収集を行い、市町間の相互支援につなげたい。

37

市町支援チームとは

(静岡県社会福祉協議会提供)

⑦複数の近隣市町単位での市町災害ボランティア本部や支援団体等による連絡会の開催及び運営支援

【ねらい】

- ・市町災害VCの運営状況の情報収集・発信
- ・市町災害VC運営に必要な、資機材、物資の提供についての近隣市町間の受給調整等々・・・



第10回図上訓練での情報共有会議の様子

38

市町災害ボランティア本部の支援展開

(静岡県社会福祉協議会提供)

	発災			
避難所				
仮設住宅				
復興住宅				
一般住宅				
	I期 災害発生直後	II期 避難所生活	III期 仮設住宅生活	IV期 復興住宅生活
求められる支援 (介護保険等 制度サービス 以外)	救出・救命、避難	食料・水、居所の確保、泥だし、片付け、炊き出し、安否確認、レクリエーション、話し相手等	(仮設)引越し、環境整備、通院等外出支援、買物支援、相談・情報提供、孤立防止等	(復興)引越し、環境整備 同左
	災害ボランティア本部		復興支援ボランティア本部	
	数多くのボランティアが参加し、さまざまな支援を行う		地域の復興活動の活性化とそれを支える中長期に活動するボランティア・NPO	
			通常のボランティアセンター	

※ (出典) 全国社会福祉協議会地域福祉部、「災害時における社会福祉協議会の事業展開と生活支援相談員の取組」(平成25年2月)より改変

- 災害時の支援が目指すのは、「元の暮らし(のリズム)」を取り戻すこと
- 多様な人の暮らしの全体(物理的、経済的、社会関係、精神的)を長期的に支える。

本日の内容

1. 静岡県で予想される地震被害
2. 静岡県の取り組み
3. ボランティアの受け入れ体制
4. 県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練
5. ボランティアの受け入れ事例の紹介
6. 課題とまとめ

40

の前に・・・、

- ・県ボラ協の取り組みを紹介します。
- ・このような活動から、図上訓練へと展開していきます。



小野田常務理事

41

災害とボランティア 中越地震

現場実践と知識・経験集積へ

1. 私たちに何ができるか **見てみぬふりをしない**
中越地震の現地へ・・・情報収集



まず現地へ
静岡から新潟へ
しかし、**静岡の動きは遅かった**
10月26日(火)午前
新潟県社協は10本の
電話が鳴り響いていた。

42

考え、動く

2. 支援計画・・・
何ができるか、資金はどうする
人の募集、遠隔地へのボランティア派遣
宿舎の確保・交通手段
3. 考え、動く
街頭でのボランティア支援募金
現地へ専従者(ボランティアコーディネーター)役の派遣

43

ボランティアも現地へ 百聞は一見に如かず

4. 長岡市・小千谷市災害ボランティアセンターへ
11月1日～11月10日までボラ派遣



現地のニーズに応える



静岡からのメンバーもボラセンを通じて活動開始

45

現場のニーズに応える

炊き出し 300人分の大鍋で



心に寄り添う、眩きを聴く

足湯のサービスや清拭

高齢者の避難所で、東小千谷中のグラウンドで足湯サービス 看護職など専門職と一緒に実施



何でもやってみる

湯で卵づくり、300個作るのも大変な作業



被災地の現実（実際）を知る

東小千谷中学校の体育館は窓や壁の落下があり危険大！！
避難場所は、自衛隊がグラウンドに張ったテントの中。



高齢者はこんなところでは休めない

心を贈る活動

支援物資は被災地を襲う第2の災害と言わせないために



支援物資の中に子ども達が手紙を添えて！ 気持ちを届ける！

50

ボラセンでは対処が難しい事例も・・・
中越地震・小千谷市塩谷地区の場合・・・



52

支援のためのノウハウを学ぶ

お寺に宿泊

ボラバス運行



低料金、バス会社の支援で、連日、小千谷に運行。バス会社の社会貢献活動。



2名の専従者が10日間現地に張り付く



11月10日小千谷ボラセン前で最終チームが現地の活動を終了

51

成果と課題

一連の支援活動ができる限り
県内のボランティア組織と
一緒に進めた

ノウハウの蓄積
人的ネットワークの広がり
地域防災力の強化へつなげたい

53

ところで静岡は大丈夫か？ 内閣府 災害ボランティア検討会

- ・県内外の災害ボランティアのつながりが希薄だ！
- ・大規模災害時にも、自分たちの団体や組織で対応する／できるという意識が強い
- ・静岡県は被災した経験がほとんどない
と話す人物も多かった



災害ボランティアを受け入れる
図上訓練をやってみよう！！

54



56

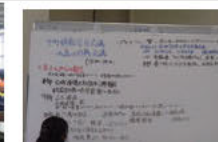


静岡県内外の災害ボランティアによる
救援活動のための図上訓練

55

図上訓練事業

事業名	実施年度	備考
災害ボランティア本部立ち上げ訓練	H13～16	県委託事業
静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練	H17～19	自主事業・県委託事業同時開催
	H20～25 H26～28	県労働者福祉基金協会委託事業



[平成27年度]
215名の県内参加者と、東北から近畿にかけて94名の県外参加者が、2日間にわたる訓練を行なった。

県内参加者...
災害ボランティア、県市町社会福祉協議会職員、県危機管理局、地域危機管理局職員など

県外参加者...
災害ボランティア、社会福祉協議会職員、災害関係NPO職員、NGO職員、行政職員



57

平成27年度の訓練でのねらい

テーマ: 気づく、つながる、動き出す
～災害時の助け合いを考えるワークショップ～

【1日目】

- ① 3か年計画・前回(第10回)の取組みの成果報告
- ② 地区防災計画に関する事例紹介
- ③ 対談「静岡県内の連携支援体制」
- ④ ワークの開始

【2日目】

- ① 地域の防災に関わる取り組み内容の共有
- ② 困りごとを決め、解決のための防災プログラムを作成

そのほか、ビジター(訓練視察者)向けに、オリエンテーションやオープンドア形式の講座を開催。

(静岡県ボランティア協会提供)

■図上訓練の成果

(静岡県ボランティア協会提供)

1. 静岡県内外の災害ボランティア関係者が集まり、課題と時間を共有することで、具体的な顔の見える関係づくりにつながっている。
2. 県外の人たちに、静岡県や東海地震等について事前に知っていただく機会になっている。
3. 東日本大震災の被災地支援活動に際し、図上訓練でできたつながりが活かされた。

59

(静岡県ボランティア協会提供)

・自分たちに引き寄せてみると・・・

- 必ず自然大災害は必ず起きる
- 南海トラフ巨大地震で被害はさらに拡大
- 自分の命、家族の命、地域を守る
- 外からの支援を上手に受け入れる(受援力)
- ボランティア宿泊拠点(場所)の確保・提供
- 顔と顔が見える繋がりづくり

60

本日の内容

1. 静岡県で予想される地震被害
2. 静岡県の取り組み
3. ボランティアの受け入れ体制
4. 県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練
5. ボランティアの受け入れ事例の紹介
6. 課題とまとめ

西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会の取り組み

61

2013年7月18日 西伊豆町豪雨災害

62

地域の概要

(西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会提供)



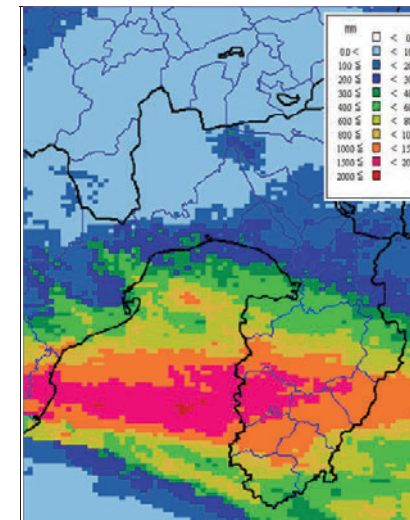
静岡県賀茂郡西伊豆町

Google Map

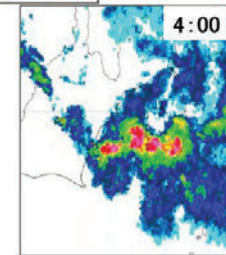
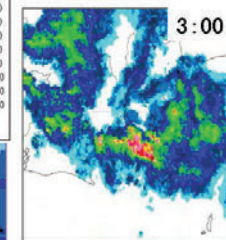


夕日美しい町！

(西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会提供)



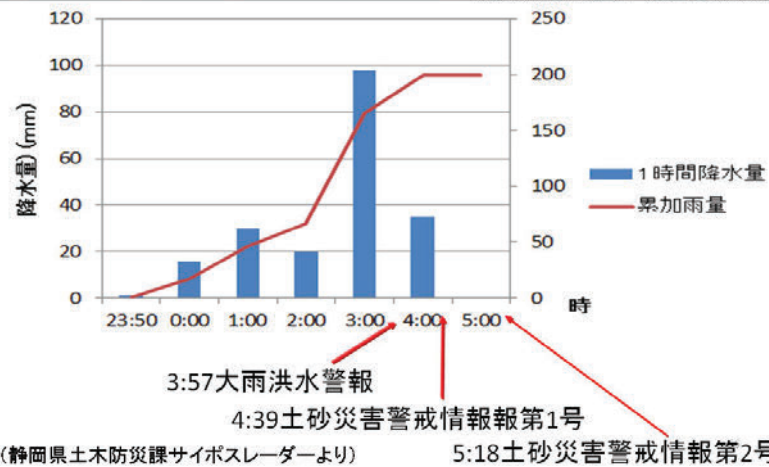
(18日午前10時までの累加雨量)



※気象レーダー画像: 静岡地方気象台

2013年7月18日西伊豆町災害概況 宇久須(静岡県雨量計)

(西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会提供)



(西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会提供)

西伊豆町の被害(1)

- 1.道路28箇所 崩土・路肩決壊・土砂流出など
- 2.河川22箇所 護岸決壊・土石流・氾濫など
- 3.水路、歩道11箇所 土砂堆積・水路閉塞など

(西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会提供)

2013年7月18日西伊豆町豪雨災害被害分布



安良里 浜川

(西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会提供)



安良里 賀茂幼稚園 7月18日 7:19

(西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会提供)



安良里 浜川 7月18日 7:32

(西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会提供)

(西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会提供)

災害推移

2013年7月18日

- 3:57 大雨洪水警報発令 (Jアラートによる町内放送)
- 4:30 宇久須月原 根岸川氾濫 土砂流出
- 4:39 土砂災害警戒情報第一号発令
(Jアラートによる町内放送)
- 4:45 災害警戒本部、宇久須・安良里・田子支部設置
- 5:00 災害対策本部設置 職員出動要請町内放送
- 5:18 土砂災害警戒情報第二号発令
(Jアラートによる町内放送)
- 14:30 災害ボランティア本部立ち上げの相談19日午後から立ち上げを社協と確認

72

(西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会提供)

災害ボランティア本部の動き

2013年7月18日

- 午前 社協職員が泥かき、現地調査に入る
- 午後 災害ボランティア本部立ち上げ決定、災害ボランティアコーディネーター登録者に電話連絡開始
- 7月19日 現地調査、ニーズ・ボランティアの受付開始
- 7月20日 安良里、宇久須に災害ボランティア支部を設置
作業内容: 屋内・屋外の泥かき、家財の片づけ作業
- 7月28日 災害ボランティア本部閉鎖
- 10日間 延べ 322件の依頼
延べ 2,431人の災害ボランティア受け入れ

73

静岡県では2回目の災ボラ本部
伊豆半島では初めて

過去は、
2010.9.小山町台風9号災害

74

西伊豆町災害VC連絡会の経緯

2013年1月西伊豆町での災害VC養成講座を32名が受講・登録、合計55名となる(内、女性は41名)

※現在は、97名

2013年7月4日 社協を事務局とする連絡会の立ち上げ準備会を開き、7月30日の発足会を決定していた

75

目的:
「災害時におけるボランティア活動が円滑、かつ効果的に実施されるために必要な支援活動を行う」

その間の7月18日に豪雨災害が
起きた！
間に合わなかった！！

76







(西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会提供)

ボランティアの活動状況 (7/28 13時00分)

延べ 111団体 2431人 322件の依頼

期 日	ボランティア活動者数		ニーズ(依頼)件数
7月19日(金)	2団体	44人	41件
7月20日(土)	9団体	264人	44件
7月21日(日)	6団体	216人	38件
7月22日(月)	1団体	100人	25件
7月23日(火)	14団体	268人	37件
7月24日(水)	7団体	120人	17件
7月25日(木)	16団体	424人	35件
7月26日(金)	22団体	440人	35件
7月27日(土)	13団体	275人	27件
7月28日(日)	21団体	233人	15件



(西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会提供)



(西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会提供)



終わってみたら
いろいろ課題が

この教訓を無駄にしない

西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会の発足
平常時の活動

90

課題を出す

- 1 VCの振り返り
- 2 被災者アンケート
- 3 自治会役員アンケート
- 4 町企画防災課への聞き取り
- 5 被災者との座談会

91

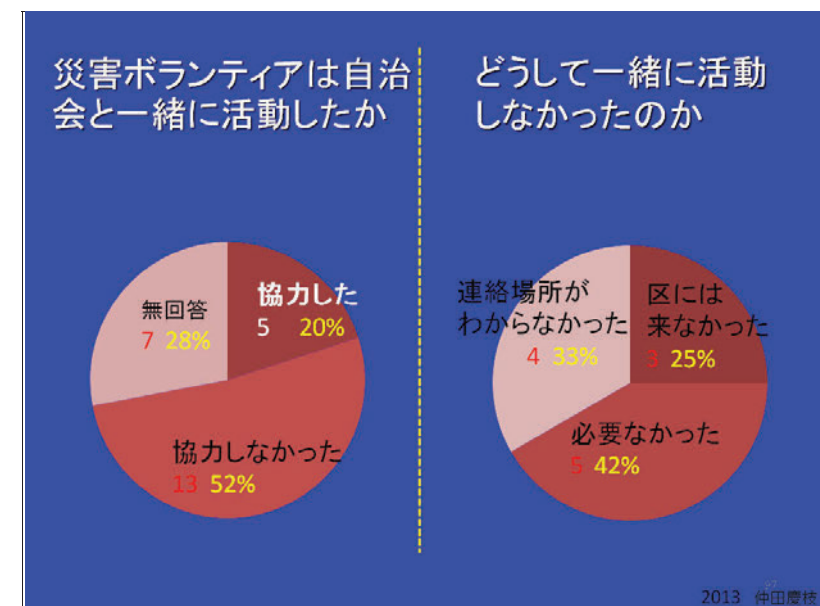
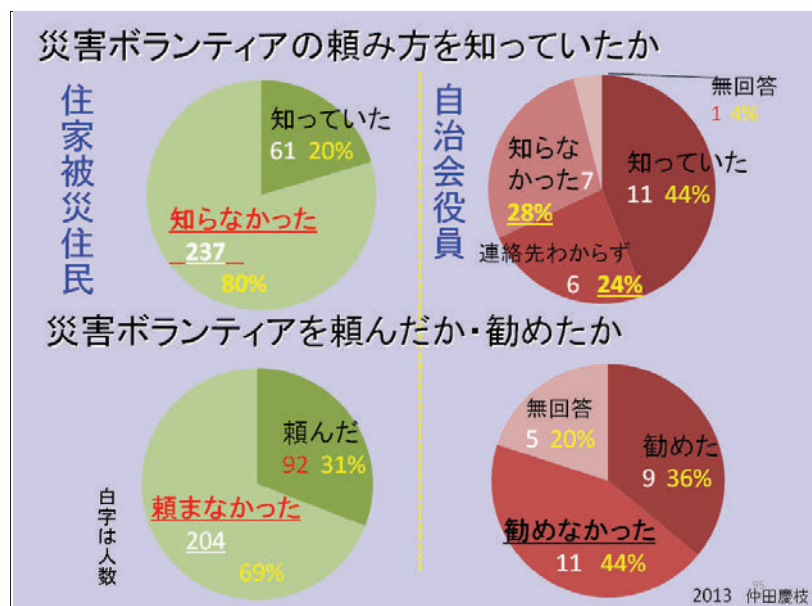
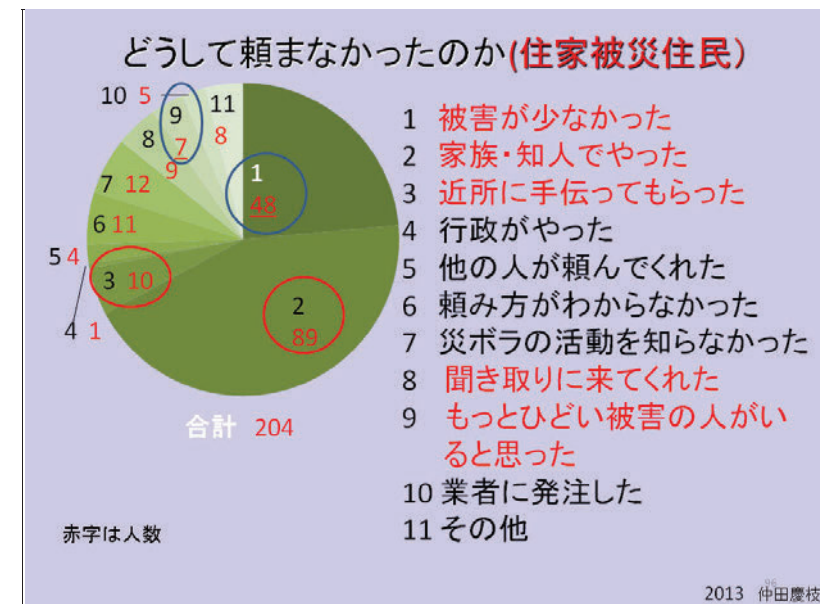
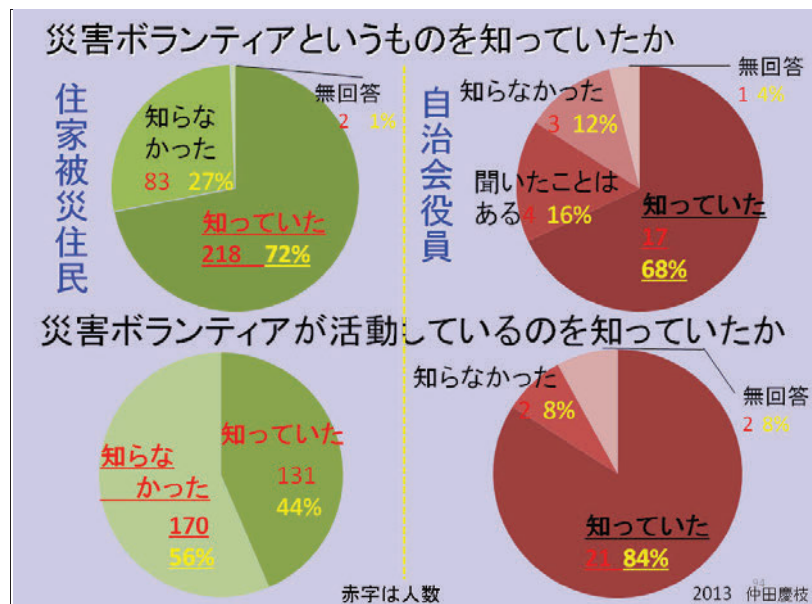
災害ボランティアコーディネーター連絡会
2013年8月6日に発足
災害ボランティア活動の課題を出し合う

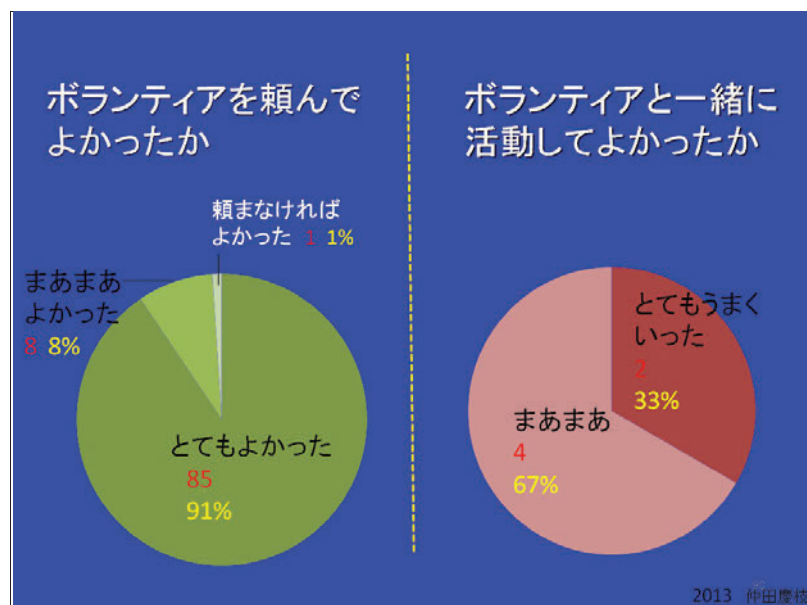


災ボラの会の反省は

- ・本部と支部がうまく連絡がとれなかった
- ・自主防と連携がうまくいかなかった
- ・ボランティアの待ち時間が長かった
- ・現地調査の聞き取りがうまくいかなかった
- ・被災地以外では無関心な人が多い
- ・被災地の土地勘がなかったので大変だった

2013 仲田慶枝





役場企画防災課の聞き取り

良かったところ

- ・公道、公共の場は行政と消防団、個人需要は災ボラという棲み分けはよく機能した
- ・頻繁な連絡報告により災ボラ活動を把握できた
- ・資機材のやりくりはよく連携できた

良くなかったところ

- ・同じエリアに入る方が効率が良かったが当日まで災ボラの数わからず作業計画が立てづかった
- ・災ボラは現場での柔軟な活動変更ができず協働を試みてもロスの生じることがあった
- ・災ボラ依頼電話が日に数十本役場に入った
- ・あと数日間活動して欲しかった

2013 仲田慶枝

アンケートのまとめ ①

1. 連絡網がなかったので連絡不十分だった。
2. 被災者は自分の被害を大したことないとか、もっとひどい人がいると考えていた。聞き取りの仕方が未熟であったのと、同じ地域に住む被災者に対する感情の問題もあって現地調査が不十分だった。
3. 社協と仕事の分担が円滑にできなかった。

100

アンケートのまとめ ②

- 4 自主防との連携がうまく取れなかった。
- 5 自治会役員は連絡が不十分だと感じていた。
- 6 災ボラのことを知らない人が多かった。被災していない地域住民が無関心だった(気がする)。

101

生き残ろう！

そして、

地域のために働こう！

102

これからは、

- ・災ボラのことを知ってもらおう。
- ・もっと訓練してスムーズにできるようにしよう。
- ・自治会と協力できるといいね。
- ・地区にあったやり方で進めよう。
- ・被害にあわなかったところは助けに行こう。
- ・仲間を増やそう、男性も。女性も柔軟、使える！

103

始めた活動

①スキルアップ

2014/09/29 災ボラ本部立ち上げ訓練

2015/07/15 市民トリアージと救急救命

②③避難経路・地域ネットワーク

2015/01/18 「楽しいまち歩き My防災マップ作り」

④普及・広報

2014/7 災害VC養成講座開講

11月福祉大会ふれあい広場出展

広報「西伊豆」3月号に活動報告掲載

PTA家庭教育学級出前

104

災害ボランティア 養成講座 西伊豆町主催

とにかく、
会員を増やす！

- ・区長・元区長を誘う
(町内会長も)
- ・男性会員を増やす

災害ボランティアコーディネーター養成講座



災害時にボランティア活動が行われるためには、ボランティアの集入れや活動先の調整など
中核的な役割を担う「災害ボランティアコーディネーター」の存在が不可欠です。
大規模災害の発生、災害ボランティア活動の体制づくりを目的、効果的に派遣・調整・結び
つけるよう災害ボランティアコーディネーター養成講座を実施します。

2 開催日時・会場

日 程	時 間	定 員
1 日 目 平成26年7月20日(日)	午前9時00分～午後3時00分	40名
2 日 目 平成26年7月23日(水)	午後1時00分～午後3時00分	公開講座
3 日 目 平成26年7月25日(金)	午後1時00分～午後3時00分	40名
4 日 目 平成26年7月25日(金)	午後3時00分～午後5時00分	40名

(※ 1 日目の公開講座は定員を超えても受講することが可能です。)

3 開催場所 西伊豆町民防センター(平久保) 3階 研修室

4 受講対象

全日程に参加が可能な状態を確保し、終了後には平常時の関係機関と協力して実際に
活動ができる方。(※ 全日程を受講された方は、修了証より修了証が交付されます。)

5 講座内容

講義：災害時のボランティア活動及びコーディネーターの役割について。
演習：災害ボランティア本部の立ち上げ訓練等。

3日間が無理な方は 公開講座にどうぞ

災害ボランティアネットワーク 公開講座のお知らせ!!

「災害時の情報について考える」

講師：慶應義塾大学商学部

教授 吉川 肇子 先生



1982年東京大学文学部卒業、85年同大学大学院文学研究科博士課程修了、88年東京大学大学院文学研究科助教授、91年同大学大学院文学研究科教授、94年より慶應義塾大学商学部にて、専門の講義、リサーチの進行、全学統括を担っています。

7月20日 午後1:30～
45人受講

日 時 平成26年7月20日(日) 午後1時00分～午後2時30分
場 所 西伊豆町民防災センター(宇久須)3階 研修室
申込み 事前の申し込みは不要です。
問合せ先 西伊豆町社会福祉協議会
電話：0558-55-1313 FAX：0558-55-1330

昨年7月に発生した東日本大震災から1年の経過しようとしています。
全国より2,400名を超えるボランティアの支援があった。災害ボランティア本部を
運営しましたが、以後のアンケートや被災地訪問では、「情報の伝え方や受け取り方」など
いくつかの課題が浮き彫りになりました。
災害リスクに備え「地域でどのように生活していくか」「災害時の備えをどう判断
するのか」など、住民の意識的な取り組みが求められます。

災ボラ本部立ち上げ訓練



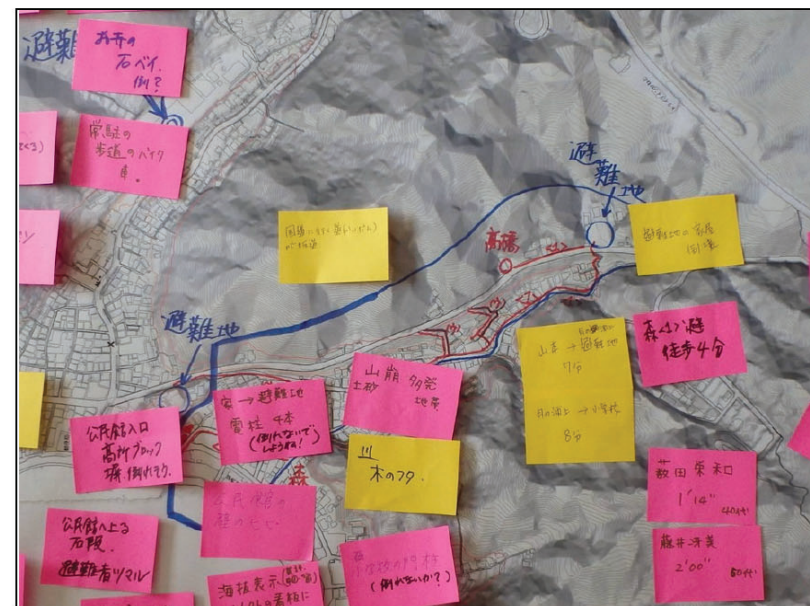
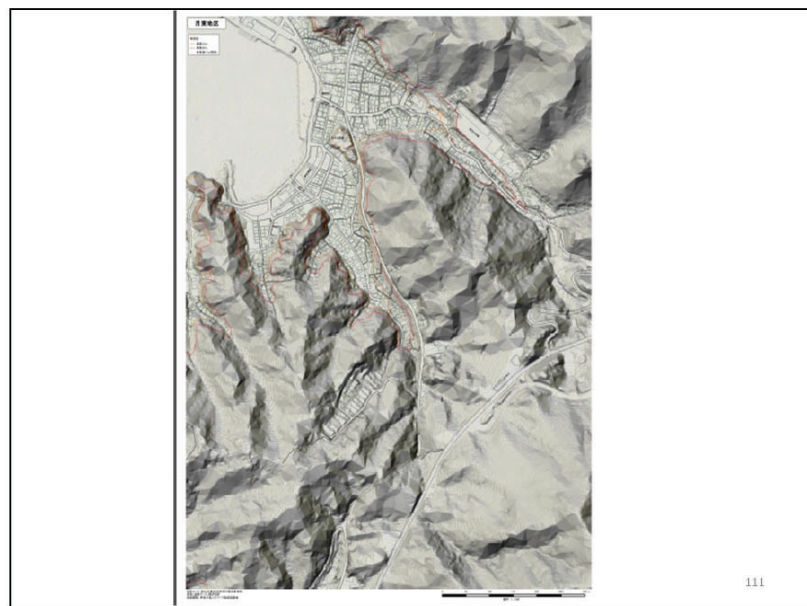
スキルアップ研修

市民トリアージと
心肺蘇生法



楽しいまち歩き
My防災マップづくり







クロスロードゲーム



小学校でのワークショップ



まとめ1

- ①10日間の災ボラ受入で数々の課題が。被災者・VC・自主防・行政からの聞き取りやアンケートで課題抽出。
- ②被災者は自分の被害を過小評価する。聞き取りには多くの人員と時間をかけたい。
- ③災ボラのことを知られていない。
- ④VCのスキルアップと社協との協働は必須。

まとめ2

- ⑤被災地に偏りがあるので各地区でVCが必要、多すぎることはない。
- ⑥居住区以外の地図がわかっていないと話にならない。
- ⑦自主防と親しくさせていただくのが大事。
- ⑧避難経路マップづくりは防災意識を高めるのに有効、自主防との協力がなければ効果は不十分。

118

まとめ3

地域に役立とうと思えば生き残ることを考える

有効な防災活動

無理しない
でも、続ける

119

本日の内容

1. 静岡県で予想される地震被害
2. 静岡県の取り組み
3. ボランティアの受け入れ体制
4. 県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練
5. ボランティアの受け入れ事例の紹介
6. 課題とまとめ

120

課題とまとめ

- 行政と社会福祉協議会、ボランティア関係団体の連携を深める。⇒顔の見える関係づくり
- ボランティアのスムーズな受け入れと活動のために、行政は日頃から支援を進める。
- 災害対策本部からボランティア本部への災害情報を提供 ⇒ どこを重点的に支援すればよいか判断可能となる。また、ボランティア本部から現地の情報がフィードバックされる。
- 自主防災組織とボランティア関係団体の連携が薄い。現地の災害情報は自主防役員が持っている。

121

御清聴ありがとうございました。



災害ボランティア等の活動環境整備に関する研修会
「東日本大震災におけるNPO・NGOの支援活動と
ボランティアとの連携について」

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)準備会

2016年2月4日



国連クラスター・アプローチ

クラスター	リード・エージェンシー
農業	FAO
キャンプ調整及び運営	UNHCR(紛争起因)、IOM(災害時)
早期復旧	UNDP
教育	UNICEF/Save the Children
緊急シェルター	UNHCR(紛争起因)、IFRC(災害時)
緊急通信	OCHA(処理)、UNICEF(データ)、WFP(セキュリティ)
保健	WHO
輸送	WFP
栄養	UNICEF
保護	UNHCR(紛争起因、災害時)、OHCHR(災害時)、UNICEF(災害時)
水と衛生	UNICEF

出典:外務省HP

緊急人道支援を行うNGO団体の例

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの加盟団体



* 82

※参照
「特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム」ホームページ(<http://www.japanplatform.org/>, 2015年1月17日最終閲覧)

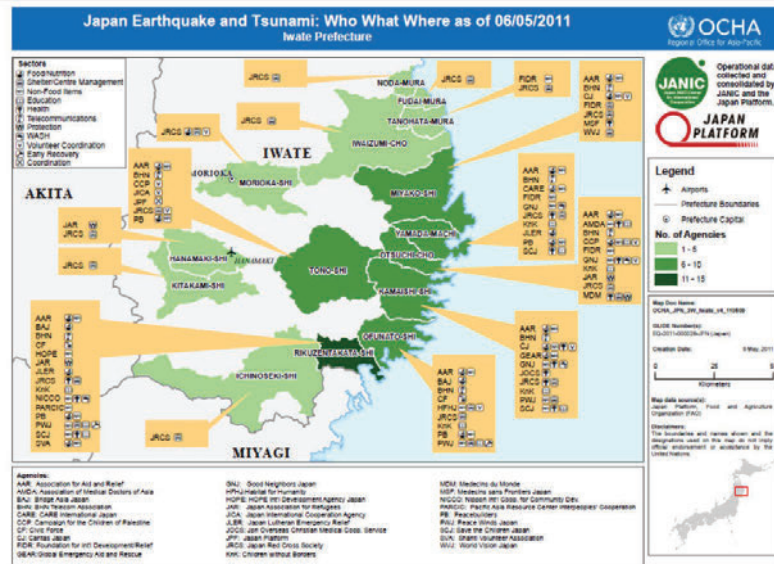
NGO（ジャパン・プラットフォーム加盟団体）の活動

2011年8月9日現在

初音・ニース道直	Chiv' Force	地域交流文庫	Chiv' Force
1,424万6,165 円 8住	- 文芸人連援文庫会 - 日本ユネスコ協会 - 日本国際民間協力会 - ピースビルダーズ - ピースウィンズ・アジア 501 B's Africa	10億5,812万 4,063円	- 文芸人連援文庫会 - 日本ユネスコ協会 - 日本国際民間協力会 - ピースビルダーズ - ピースウィンズ・アジア 501 B's Africa
本場の食文化を伝える活動など		染織、民俗音楽 遊場所差延 障がい者、高齢者支援など	
教育支援			
4億1,110万 1,634円 4住			
学習用品の配布 児童図書館の整備 スクール・リーダーの協働など			
医療・公衆衛生支援			
2億1,404万 9,933円 3住			
医療支援 巡回診療 医療設備のサポートなど			
その他			
5,545万9,400 円 2住			
外国人被災者に対する活動の支援など			

※参照 ジャパン・プラットフォーム配布資料より

岩手県におけるNGOの活動

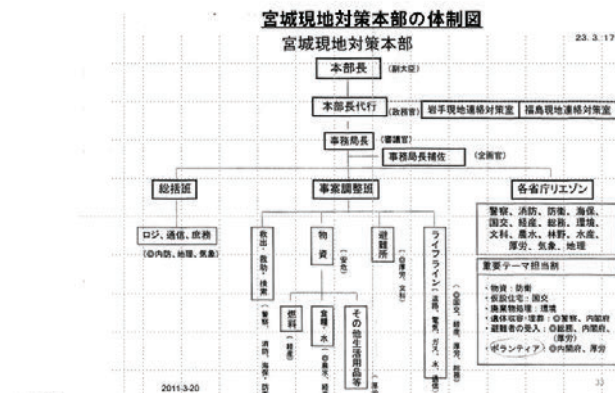
[illegible]

NGOの行動規範

「国際赤十字・赤新月運動および災害救援を行う非政府組織のための行動規範」から抜粋

1. 人道的見地からなすべきことを第一に考える
2. 援助は人種、信条、国籍に関係なく、いかなる差別もなしに行われる。援助の優先度はその**必要性**に基づいてのみ決定される。
6. **地元の対応能力に基づいて**災害救援活動を行うように努める
 - ー 現地団体、現地政府との適切な協力関係を結び、緊急援助活動の場合は**適切な調整**の下に行われることに高い優先度を置く
8. 救援は、**基本的ニーズを充たす**と同時に、**将来の災害に対する脆弱性をも軽減**させることに向けられなければならない

宮城現地対策本部においてはボランティア連携が模索された



※参照
「宮城現地対策本部配布資料」より



東日本大震災において、 行政と市民セクター間で支援調整が行われた事例（宮城県）

【炊き出し】

- 石巻市で定期的に三者会議（行政、自衛隊、NPO）を実施し、自衛隊、NPOで避難所を分担し、約30,000食分（2011年4月下旬時点）をカバー
- 気仙沼市で自衛隊とNPOで役割分担を決め、自衛隊は主に主食（米飯、味噌汁）、NPO側は主に副食の提供を行う協力を実施

【GWボランティア対応】

- 気仙沼市、女川町、石巻市、東松島市等の災害ボランティアセンターに、県、NPO、企業から応援人員を派遣し、ボランティア・バスの受け入れ態勢を整えた

【政府の被災者支援制度の紹介】

- 漁業や事業者に関する再建支援制度について、NPO側が疑問点を行政に直接質問し、明確化
- 石巻ではNPO/NGOが運営する復興支援協議会のHPで支援制度のリンクをとりまとめ、掲示

【応急仮設住宅対応】

- 宮城県内の11市町において、スターターパック約23,000セットを仮設住宅へ提供

【県の支援物資】

- 宮城県によせられた支援物資をNPOが有効活用

【暖房器具の配布】

- 冬季の寒さ対策として、国、県、市町、NPO等が協力し、民間賃貸住宅（みなし仮設）で生活している被災者への要望確認を行い、希望する全世帯へ暖房器具を配布

宮城県の災害対応検証 支援調整、受け入れ態勢

【災害ボランティア活動支援対策の検証】

災害支援への知識・経験が様々な個人・団体がボランティアとして関わる状況では、社会福祉協議会を中心とした災害ボランティアセンターによる受入態勢のみならず、災害時における支援調整の実績を持つNGO・NPO等の協力を得て、ボランティアの受け入れ態勢を作ること検討する必要がある。（P659）

政府とNPO/NGOとの連携による被災者支援は、行政の支援が届き難いところに対しても支援が可能であるため、今後の災害においても適応が期待されるが、そのためには、**県のNPO/NGOの受け入れ態勢を事前に定めておく必要がある。**（P660）

東日本大震災においては、海外で活動を展開する資金規模が大きいNPO/NGOと行政の連携による被災者支援が、炊き出し・応急仮設入居者への生活物資（スターター・パック）の提供、学用品の提供などにおいてみられた。資金・人員の点においても規模が大きく、かつ被災市町の情報に詳しいNPO/NGOと行政との連携による被災者支援は、迅速に被災者支援を届けることができるという点で有効であった。しかしながら、災害発生前からNPO/NGOとの連携調整の仕組みが構築されていたわけではなく、宮城県においては、海外の災害における支援調整の実績を持つNPOが中心となり、また、石巻市においては、当初は阪神・淡路大地震や中越地震での被災地支援の実績があるNPOが中心となり、その後、石巻市災害復興支援協議会が設置され、調整が行われた。今後の災害に備えるためには、災害ボランティアセンターを通じた、**個人ボランティアの受入調整の仕組みとは異なる、NPO/NGOの受入調整を行うための仕組みを新たに構築する必要がある。**（P660）

※参照
宮城県（2012）「東日本大震災～宮城県の6か月間の災害対応とその検証～」

岩手県におけるNPO・NGOの受入とコーディネート 「岩手県東日本大震災津波の記録」より

【ボランティア活動など民間支援の動き】

●震災直後から、国内外の専門性の高い自己完結型のNPOやNGO等の民間団体が続々と現地入りし、積極的に活動を開始した。(184ページ)

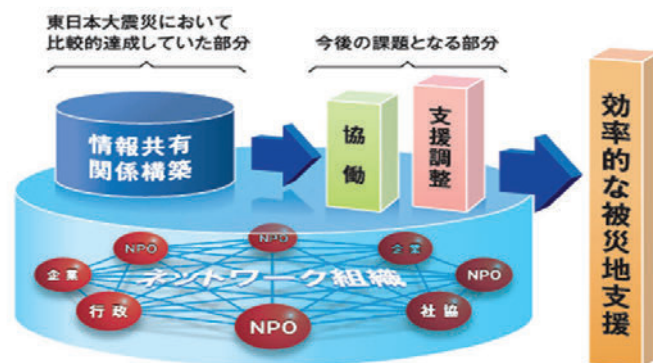
●NPOやNGO等の専門性の高い自己完結型のボランティア団体と一般のボランティア、それぞれに適した受け入れ態勢を構築しておらず、混乱が生じたり、せっかくの支援の申し出を断るケースもあった。(185ページ)

●災害ボランティアセンターを設置する社協とNPO・NGOなど自己完結型のボランティア団体など民間団体間や行政との間での連携体制の構築に数か月を要したため、特に初期段階においては、効果的な支援ができない面があった。

これらの課題の改善策としては、災害ボランティアの受入れに関係する県災害対策本部や市町村災害対策本部と防災関係機関(日本赤十字社岩手県支部・各地区分支部・県社協・市町村社協・NPO等)による調整組織を設置し、日頃から役割分担、受け入れ態勢の構築などについて、あらかじめ調整を図っておく必要がある。(185-186ページ)

※参照
岩手県2013年「岩手県東日本大震災津波の記録」

東日本大震災における支援者間の連携・調整 「多様な支援グループをつなぐネットワークの検証」



※参照
特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
「東日本大震災における支援者間の連携・調整～多様な支援グループをつなぐネットワークの検証～」

災害対策基本法改正案(平成25年6月17日成立)

【新設】

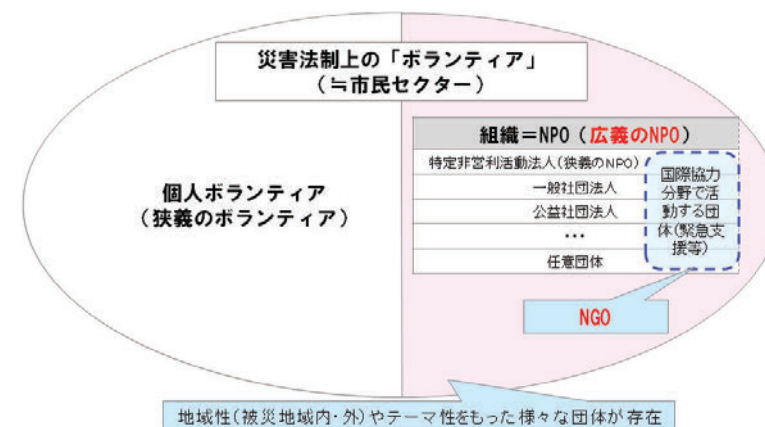
(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)
第五条の三

国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

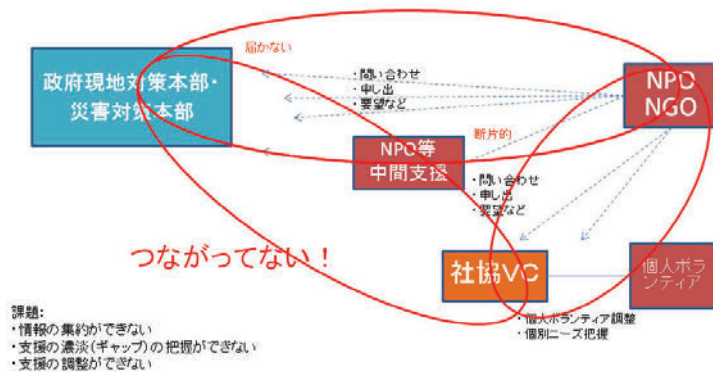
問題は・・・

誰と？
どうやって？

NPO/NGO・ボランティアの用語のイメージ

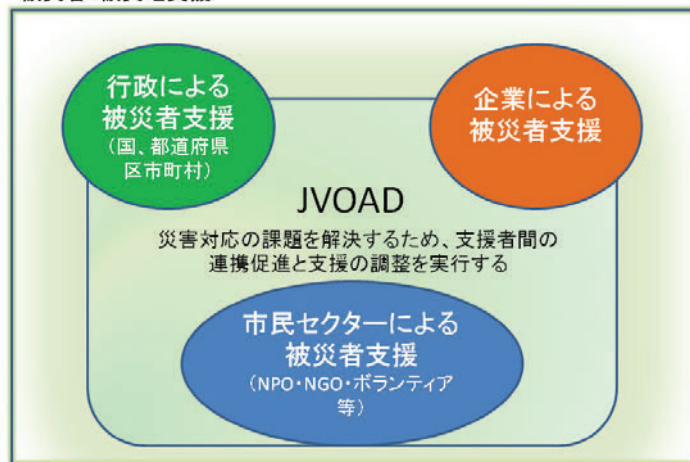


災害対応における関係性



全国災害ボランティア支援団体ネットワーク JVOADの概念

被災者・被災地支援



JVOAD準備会 参加団体(参加者の所属団体)

(五十音順)

- 国際協力NGOセンター(JANIC)
- 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P)
- ジャパン・プラットフォーム(JPF)
- 震災がつなぐ全国ネットワーク(しんつな)
- 全国社会福祉協議会(全社協)
- チーム中越
- 東京災害ボランティアネットワーク(東災ボ)
- 日本青年会議所(JC)
- 日本赤十字社(日赤)
- 日本NPOセンター(JNPOC)
- 東日本大震災支援全国ネットワーク(JCN)

2015年8月現在

JVOADの取り組み

JVOADは、災害時の被災者支援が、効果的に行われるために、平時から、以下の取り組みを行う。

① NPO間の連携強化

NPOの中間支援組織やネットワーク組織との連携を強化し、NPO等の支援団体が行う災害対応について、その受け入れ窓口機能や支援団体の情報が集約されるようなプラットフォームづくりに貢献する

② セクター間の連携強化

市民セクターの主要なアクターとの連携を強化するとともに、行政、企業等のセクターを超えた連携体制の構築に貢献する

③ 地域との連携強化

地域の行政、社協、日赤、NPO等(地元の支援団体、外部からの支援団体)が、災害時に連携が取れるためのネットワークづくりに参加・貢献する

④ 人材育成・環境整備

全国の災害対応の関係者が、更なる連携を促進し、支援のすそ野を広げ、質を向上させるための場づくりを行う

JVOADの災害時の活動概要

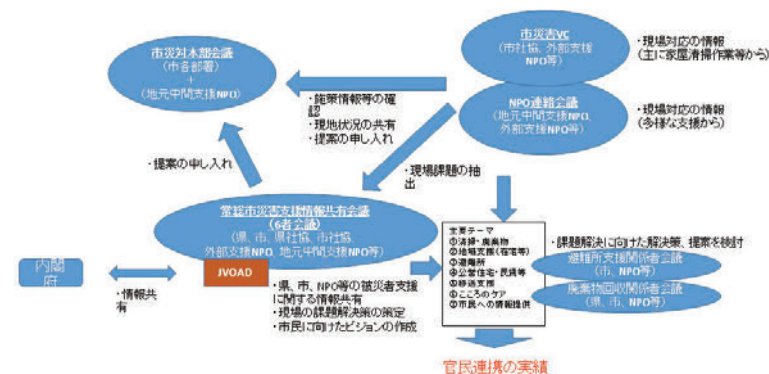
JVOADは、災害時において、様々なアクターによる支援活動を支えるために、県域の災害ボランティア支援団体ネットワークを立ち上げ/サポートすることにより、以下の活動を行う。

- ① 被災者/住民/地域のニーズの全体像を把握する
- ② 支援状況の全体像を把握する(支援のギャップを把握する)
- ③ 支援に関する情報の共有を図り、支援のコーディネーションを行う
- ④ 支援を実施するための資金・人材等が効果的に投入されるようにコーディネーションを行う
- ⑤ 復旧・復興に向けた支援策の提言および支援全般の検証を行う

2015年度の活動

- ・ 緊急時における内閣府(防災)との情報交換
- ・ 緊急時における迅速な対応、各ネットワークとの情報共有
- ・ 国や県等の訓練、全社協や各県での研修会等への参加
- ・ 都道府県別のキャラバン(説明と理解促進)
- ・ 全国大会の開催
- ・ 組織化(NPO法人)に向けた協議

茨城県常総市における被災者支援(官民連携)イメージ



2015年10月14日現在

仙台防災枠組：市民社会等は、災害リスク削減のために公的機関と連携

■ 仙台防災枠組（27年3月）

■ ステークホルダー（防災関係者）の役割

市民社会、個人ボランティア、ボランティア団体、コミュニティ団体は、
・ 公的機関と連携し、特に災害リスク削減のための規範的枠組み、基準、計画の立案と実施において、具体的知識と実務的助言の提供を行うために参加する...

性とその参加、女性の能力構築
子どもと若者
障害者とその組織
・ 高齢者の知識
・ 先住民の経験及び伝統的知見

災害ボランティア等の活動環境整備に関する研修会
開催録

平成28年3月
消防庁国民保護・防災部地域防災室
